

令和4年第3回小山町議会6月定例会会議録

令和4年6月6日(第1日)

召集の場所

小山町役場議場

開 会

午前10時00分 宣告

出席議員

1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
3番	小林千江子君	4番	佐藤 省三君
5番	岩田 治和君	6番	池谷 弘君
7番	高畑 博行君	8番	渡辺 悦郎君
9番	藪田 豊造君	10番	米山 千晴君
11番	池谷 洋子君	12番	鈴木 豊君
13番	遠藤 豪君		

欠席議員

なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	教 育 次 長	平野 正紀君
フロンティア推進課長	岩田 幸生君	企画政策課長	勝又 徳之君
地域振興課長	小野 正彦君	総 務 課 長	渡邊 徹君
福祉長寿課長	杉山 則行君	健康増進課長	山本 智春君
商工振興課長	渡邊 辰雄君	都市整備課長	込山 次保君
建設課長	清水 良久君	上下水道課長	遠山 洋行君
学校教育課長	大庭 和広君	こども未来課長	坂本 竹人君
生涯学習課長	勝俣 暢哉君	小山消防署長	込山 眞治君
防災担当参事	伊藤嘉代子君	総務課総務法規・監查班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	山口 紘史君
--------	--------	---------	--------

会議録署名議員

1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
----	-------	----	--------

散 会

午後1時37分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度小山町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第5 報告第1号 令和3年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第2号 令和3年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報告第3号 令和3年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第4号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第5号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第6号 令和3年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について
- 日程第11 報告第7号 令和3年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 日程第12 議案第44号 町道路線の認定について
- 日程第13 議案第45号 町道路線の変更について
- 日程第14 議案第46号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第47号 小山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第48号 小山町長等政治倫理条例の制定について
- 日程第17 議案第49号 小山町職員倫理条例の制定について
- 日程第18 議案第50号 小山町公共施設等総合管理基金条例の制定について
- 日程第19 議案第51号 小山町森村橋の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第52号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第53号 小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第22 議案第54号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第55号 小山町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第56号 令和4年度小山町一般会計補正予算(第3号)

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 議案第57号 財産の取得について

- (令和4年度 小山町消防団第5分団消防ポンプ自動車購入事業)
- 追加日程第3 議案第58号 財産の取得について
(令和4年度 東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町
防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業)
- 追加日程第4 議案第59号 工事請負契約の締結について
(令和4年度 小山町多目的広場改修工事)
- 追加日程第5 議案第60号 工事請負契約の締結について
(令和4年度 東富士演習場周辺改修工事 (コミュニティ供用施設)
助成事業 足柄地区コミュニティセンター改修工事)
- 追加日程第6 議案第61号 工事請負契約の締結について
(令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 町道2415号線道路改良
工事)
- 追加日程第7 議案第62号 工事請負契約の締結について
(令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 町道2416号線他1路線
道路改良工事)

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御報告します。

また、5月1日から10月31日までクールビズ期間としておりますので、議会及び当局とも、会議における服装はノーネクタイ、ノー上着で行いますので御了承ください。なお、ジャケット等は気候に合わせて各自調整可としておりますので、御協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内ではマスクを着用することといたします。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和4年第3回小山町議会6月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に先立ちまして、議長における諸般の報告をいたします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりでございます。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許可します。町長。

○町長（池谷晴一君） おはようございます。御苦労さまでございます。令和4年第2回小山町議会臨時会におきまして不承認となりました令和4年度小山町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に対する不承認とその後の措置につきまして、地方自治法第179条第4項の規定に基づき、説明と報告をさせていただきます。

お手元の「専決処分の不承認に伴う措置について」を御覧いただきたいと思います。

1ページ目は、専決処分の経緯と不承認について記載をしております。

こちらにつきましては、議員の皆様は既に御承知だと思いますので、説明は省略させていただきます。

2ページを御覧ください。

初めに、専決処分の不承認に伴う措置についてであります。

文章の中段、6行目からとなります。

今回実施した必要な措置の具体的内容といたしましては、令和4年5月23日の庁議で、部局長をはじめとする管理職職員に決裁の重みを再確認すること、所属内の課題、問題を常に把握すること、そのためには職員の報連相を徹底するよう、また業務上の課題などを個人で抱えることのないよう、部局長が問題に関わるように指示をいたしました。

さらに、5月26日付で、全職員に向けて別添のとおり通知をいたしました。

次に、今後の町政運営についてであります。

今回の提出議案の不承認につきましては、提案者である町長としてこの結果を大変重く受け止め、議員の皆様、そして町民の皆様にご心よりお詫言申し上げます。

今後は、町民の代表である議員の皆様からいただいた貴重な御意見を踏まえ、町政に携わる者としての権限と責務をこれまで以上に深く自覚し、地方自治法等の規定にのっとり適切に対応してまいりますので、引き続き町政運営に御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願言を申し上げます。

以上でございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、1番 室伏 勉君、2番 室伏辰彦君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（遠藤 豪君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの16日間をしたいと思言います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月21日までの16日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと思言います。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 日程第3 町長提案説明を議題といたします。

本定例会に提出されました承認第7号から議案第56号までの21議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 令和4年第3回小山町議会6月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。

今回提案をいたしましたのは、専決処分承認1件、令和3年度繰越計算書の報告7件、町道路線の認定1件、町道路線の変更1件、条例の制定6件、条例の一部改正4件、令和4年度補正予算1件の合計21件であります。

初めに、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度小山町一般会計補正予算（第2号））についてであります。

本件は、令和4年4月26日に閣議決定された、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について概要が示され、その給付事業を速やかに開始するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度一般会計補正予算（第2号）を令和4年5月26日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第1号 令和3年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成29年度から令和5年度までの7か年で継続費を設定しております、足柄SA周辺地区開発道路整備事業ほか1件の継続事業につきまして、令和3年度事業費の未執行額を逐次繰越しし、令和4年度の事業と併せて執行するもので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第2号 令和3年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、令和3年小山町議会9月定例会、12月定例会、本年3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました、庁舎空調改修事業ほか16事業につきまして、令和4年度への繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第3号 令和3年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

本件は、消防庁舎整備事業について、小山消防署移転に係る物件移転補償契約後、土地所有者の急逝により、相続人との調整に不測の日時を要し、年度内の補償物件の収去ができなかったことから、地方自治法の規定に基づき、令和4年度へ繰越しをいたしましたので、同法施行令の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第4号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、本年小山町議会3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました、確定測量ほか1事業につきまして、令和4年度への繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第5号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、本年小山町議会3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました、測量・用地調査ほか6事業につきまして、令和4年度への繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第6号 令和3年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について

であります。

本件は、年度内に支払い義務が生じなかった第二東海自動車道建設工事に伴う県道須走小山線配水管布設替工事ほか1事業につきまして、地方公営企業法の規定による建設改良費の繰越しをしましたので、同法の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第7号 令和3年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、令和2年度から令和4年度までの3か年で継続費を設定しております、須走低区配水場整備事業の継続事業につきまして、令和3年度事業費の未執行額を逐次繰越しし、令和4年度の事業と合わせて執行するもので、地方公営企業法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、議案第44号 町道路線の認定についてであります。

本案は、民間事業者の宅地造成の完了に伴い、整備された開発区域内の道路を町道に認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号 町道路線の変更についてであります。

本案は、町道の管理状況や民間開発の協議、完了に伴い、既存の町道路線を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第46号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

議案の内容につきましては、後ほど御説明申し上げます。

次に、議案第47号 小山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法の規定に基づき、町長や職員の町に対する損害賠償責任に関し、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第48号 小山町長等政治倫理条例についてであります。

本案は、町長、副町長及び教育長による権限や地位の不正な行使を防止するよう必要な事項等を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第49号 小山町職員倫理条例の制定についてであります。

本案は、職員の職務の公平かつ公正な遂行に関して必要な事項などを定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第50号 小山町公共施設等総合管理基金条例の制定についてであります。

本案は、公共施設等の計画的な建設、保全、更新及び統廃合等に要する経費に充てるため、基金条例を制定するものであります。

次に、議案第51号 小山町森村橋の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、文化財保護法に定めるもののほか、森村橋の設置及び管理、運営について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第52号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、介護保険料の減免措置について変更するため、介護保険条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号 小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、静岡県が静岡県盛土等の規制に関する条例を新たに制定したことに伴い、県の条例と整合性を取るため、小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第54号 小山町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、下水道使用料の改定をするため、小山町下水道条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第55号 小山町給水条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、水道料金の改定をするため、小山町給水条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第56号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,423万7,000円を追加し、予算の総額を128億989万9,000円とするものであります。

以上、承認第7号から議案第56号までの提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、議案第46号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定については、私から内容説明をさせていただき、それ以外の案件につきましては、担当部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

日程第4 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度小山町一般会計補正予算（第2号））

○議長（遠藤 豪君） 日程第4 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度小山町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度小山町一般会計補正予算（第2号））であります。

この専決処分につきましては、令和4年4月26日に閣議決定された、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について概要が示され、その給付事業を速やかに開始する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度一般会計補正予算（第2号）を令和4年5月26日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ721万3,000円を追加し、予算の総額を

127億2,566万2,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

6 ページ、16款 2 項 2 目民生費国庫補助金を721万3,000円増額しますのは、低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業に係る新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を見込むものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

7 ページ、3 款 3 項 1 目児童福祉総務費、説明欄（6）子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費を721万3,000円増額しますのは、給付を見込む特別給付金600万円のほか、電算処理委託110万円などの事務費が主なものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第7号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、承認第7号はこれを承認することに決定しました。

日程第5 報告第1号 令和3年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

日程第6 報告第2号 令和3年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第7 報告第3号 令和3年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第8 報告第4号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第9 報告第5号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第10 報告第6号 令和3年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について

日程第11 報告第7号 令和3年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について

○議長（遠藤 豪君） 次に、日程第5 報告第1号から日程第11 報告第7号までの予算の繰越しに係る報告案件7件については、一括議題といたします。

それでは、初めに、報告第1号 令和3年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告につ

いて、報告第2号 令和3年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号 令和3年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についての3件について、報告を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 報告第1号から報告第3号について、一括説明いたします。

初めに、報告第1号 令和3年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について、説明いたします。

議案書は4ページからです。

4ページは議案のかがみで、5ページを御覧ください。

平成29年度から令和5年度までの7か年で設定している足柄SA周辺地区開発道路整備事業、平成28年度から令和5年度までの8か年で設定している町道3975号線ほか1道路整備事業（用沢工区）の継続事業につきまして、令和3年度事業費の未執行額を通次繰越しし、令和4年度の事業費と合わせて執行しますので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものがあります。

令和4年度へ通次繰越しいたしました額は、5億8,073万3,228円であります。

続きまして、報告第2号 令和3年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、説明いたします。

議案書6ページからです。

6ページは議案書のかがみで、7ページをお願いいたします。

本件は、令和3年小山町議会9月定例会、12月定例会及び本年3月定例会において、小山町一般会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました15件及び本年3月31日に専決いたしました補正予算により設定した2件につきまして、それぞれの繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

それぞれの繰越額について説明いたします。

庁舎空調改修事業が1億8,900万円、公用車購入事業が308万8,000円、住民基本台帳システム改修事業が352万円、健康福祉会館空調改修事業が297万円、住民税非課税世帯への臨時特別給付金支給事業が8,935万7,000円、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業が1,216万7,991円、すばしりこども園整備事業が2億5,659万7,000円、産地生産基盤パワーアップ事業が17億4,494万1,000円、地域材利用促進支援事業が290万円、町単治山事業が500万円。

次のページ、足柄峠笛塚横駐車場柵改修事業が156万4,000円、道の駅「ふじおやま」施設改修事業が1,154万9,000円、町道整備事業が9,905万円、公共道路整備事業が6,392万円、道路構造物長寿命化事業が1億1,271万円、小山球場側溝改修が283万8,000円、道路施設災害復旧事業が331万円。

以上17件、合計26億448万1,991円を令和4年度へ繰越しするものであります。

最後に、報告第3号 令和3年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてで

あります。

議案書は10ページをお願いいたします。

本件は、小山消防署移転に係る物件移転補償契約後、土地所有者の急逝により、相続人との調整に不測の日時を要し、年度内の補償物件の収去ができなかったことから、消防庁舎整備事業の24万1,525円を、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により事故繰越しましたので、同法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、報告第4号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第5号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についての2件について、報告を求めます。理事。

○理事（増井重広君） 報告第4号から報告第5号の2件について説明いたします。

まず、報告第4号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明いたします。

議案書11ページを御覧ください。

本件は、令和4年小山町議会3月定例会において、繰越明許費の設定の議決をいただきました2件につきまして、それぞれ繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議案書12ページを御覧ください。

繰越額は、確定測量が1,518万円、工事監理が610万5,000円、合計2,128万5,000円を令和4年度へ繰越しするものでございます。

続きまして、報告第5号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明いたします。

議案書13ページを御覧ください。

本件は、令和4年小山町議会3月定例会において、繰越明許費の設定の議決をいただきました7件につきまして、それぞれ繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議案書14ページを御覧ください。

繰越額は、測量・用地調査が1,362万円、分合筆登記事務が951万円、工事監理が1,000万円、相続等登記事務が100万円、水文調査が2,000万円、用地が1億4,183万4,000円、物件・移転補償が4,405万7,000円、以上7件、合計2億4,002万1,000円を令和4年度へ繰越しするものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、報告第6号 令和3年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について、報告第7号 令和3年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告についての2件について、報告を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 初めに、報告第6号 令和3年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告についてであります。

議案書は16ページを御覧ください。

本件は、用沢地内で実施をしております第二東海自動車道建設工事に伴う県道須走小山線配水管布設替工事の1,851万円及び菅沼地内で実施をしております小山高区配水区配水管布設替工事に伴う附帯工事の1,321万円の合計2件、3,172万円を地方公営企業法第26条第1項の規定により繰越しをいたしますので、同条第3項の規定により報告をするものであります。

繰越しの理由であります。前者は新東名建設工事との工程調整、後者は町道交通規制の実施調整によるものであります。

なお、本年7月末までには全ての工事を完了する予定であります。

第6号の報告は以上であります。

続きまして、報告第7号 令和3年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

議案書は18ページを御覧ください。

本件は、令和2年度から令和4年度までの3年間で設定をしております須走低区配水場整備事業の継続事業につきまして、令和3年度事業費の未執行額を逡次繰越しし、令和4年度の事業費と合わせて執行することといたしますので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告をするものであります。

令和4年度へ逡次繰越しをいたしました額は、4,282万5,210円であります。

報告は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長等の報告は終わりました。報告第1号の継続費繰越計算書の報告は、地方自治法施行令第145条第1項、報告第2号、報告第4号、報告第5号の繰越明許費繰越計算書の報告は、地方自治法施行令第146条第2項、報告第3号の事故繰越し繰越計算書の報告は、地方自治法施行令第150条第3項、報告第6号の水道事業会計予算の建設改良費繰越計算書の報告は、地方公営企業法第26条第3項、報告第7号、水道事業会計予算の継続費繰越計算書の報告は、地方公営企業法施行令第18条の2第1項のそれぞれの規定による報告ですので、御了承願います。

日程第12 議案第44号 町道路線の認定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第12 議案第44号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第44号 町道路線の認定についてであります。

議案書は19ページからであります。

20ページ以降に、位置図、平面図等がありますので、適宜御覧になってください。

本案は、道路法第8条第1項に規定する町道路線の認定をしようとするため、同条第2項の規

定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

認定する路線となる町道5056号線及び5057号線は、いずれも小山町一色地内において行われた民間事業者の宅地造成の完了に伴い整備された開発区域内の道路で、延長は、町道5056号線が約111メートル、町道5057号線が約163メートルであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（小林千江子君） 1点お伺いさせてください。

この認定を予定している町道5057号線ですが、民間企業様により35もの分譲住宅が造られ、新たな移住・定住が大いに期待されておりますが、その先に続く一色中日向線から国道246号に続く交差点、こちらが慢性的に渋滞が起きやすく、住民からも対策を求める声が聞かれております。町はこの状況をどのように把握され、今後何か対応される御予定であるのか、この点をお伺いさせていただければと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 今回、町道路線の認定、この後変更もありますけれども、それが続く町道一色中日向線の一色地先の、国道246号交差点の件でございますけれども、御存じのように、今、町道大胡田用沢線、それに続く用沢大御神線という都市計画道路がほぼできつつあります。

今後は、一番あの道を通る富士スピードウェイであるとか、富士霊園であるとか、そういう北郷地域の施設、上野地先の工業団地等に行く車に関しましては、メインの道路を用沢大御神線、町道大胡田用沢線の方にもっていくような形で、何とか交通の流れを変えていこうと思っております。

一色中日向線につきましては、今後の整備予定としましては、交差点の改良ということで、一色の国道246号の交差点については、今のところ予定がございません。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

○議長（遠藤 豪君） 日程第13 議案第45号 町道路線の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第45号 町道路線の変更についてであります。

議案書は23ページからであります。

24ページから32ページにかけまして、それぞれの道路の位置図、平面図等がありますので、適宜御覧ください。

本案は、道路法第10条第2項に規定する町道路線の変更をしようとするため、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更する路線は、町道2457号線、町道3618号線及び町道5051号線の3路線であります。

町道2457号線は町道としての管理区分の協議結果により、町道3618号線は民間開発に伴い既存の町道が付け替えとなることにより、町道5051号線は民間開発の宅地造成に伴い整備された開発区域内の道路と接続することにより、それぞれ起点または終点を変更するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（佐藤省三君） ただいまの町道路線の変更についての町道2457号線について、1点伺います。

旧終点では、猪鼻山844番近くが終点となっておりますが、新しい終点では、竹之下字稲子場と読むんでしょうか、3675番地の3の地先ということになっている。この終点が違っているわけですが、この点の違いについて伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（清水良久君） 町道路線の変更、終点の変更についてでございます。

まず、この路線につきましては、足柄峠から金時山頂に向かって本来認定されていたものでございます。今回の路線の変更に伴いまして、足柄峠から車止めゲート、中間点にございます。それで、車止めゲートの手前約60メートルまでを終点とするものでございます。

車止めゲート付近は、南足柄地先、南足柄市の五ヶ市町組合の土地がありますので、建設課が道路法の網をかけて道路区域を指定するという協議をするに当たりましては、道路区域を南足柄市の行政界手前までにするということで協議が調いましたので、今回改めまして、中間にあります車止めゲートの手前60メートルまでを町道の終点とし、併せて道路区域の告示を行って、建設課が町道として管理していきたいという考えから路線の変更をするものでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありますか。

○4番（佐藤省三君） 以前に、この道路につきましては、神奈川県と重なっているというような話を伺っておりました。今回協議が成立したということなんですが、今後この新しい終点から古

い終点の猪鼻山844番地先までの道路については、神奈川県が整備や管理を行うというふうなことで理解してよろしいのでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 佐藤議員にお答えをいたします。

まず、町道に関する管理の協議の経過ですけれども、今佐藤議員がおっしゃられたように、以前からここは長い期間ずっと協議を続けてまいりました。

結果、神奈川県道との重複という一番大きな問題があったんですけれども、その問題がなくなりまして、市町村道扱いになったということが1個あります。

行政境付近を通っておりますので、南足柄市の道路管理課、道路を管理する担当部署と小山町の担当部署の方で話し合いをしまして、町道というのは認定をするとただ速やかに区域決定をするという決まりがあるんですけれども、ここはその区域決定ができなかったものですから、今回その区域決定を行うに当たり、町道としてどこまでを管理するかという話し合いを続けました。

その結果として、今回の議案のとおり、金時山頂が終点だったものを車止め付近に短くしたということであります。

その先の管理の方法につきましては、経済産業スポーツ部長の方からお答えしてもらいます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 佐藤議員の御質問のうち、新しく町道認定の上程された終点から、足柄峠を經まして山頂までの道路認定してあった部分につきましては、今後、観光スポーツ交流課において、ハイキング道路として管理をしていくというような形で管理を続けてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第46号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第14 議案第46号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 議案第46号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定につい

て、御説明申し上げます。

本件は、令和3年度で完了した湯船排水路災害復旧工事に関し、不適切な事務処理から未精算を発生させ、職員を懲戒処分することになった事態の重大性に鑑み、町長と副町長の給料を減額するものであります。

本件は、本年5月臨時会において、私と副町長の給与を、それぞれ1か月、10分の1減額するとして提案をいたしました。が、否決となったことから、熟慮を重ね、再考し、この6月定例会に改めて上程するものであります。

具体的には、私の給与を7月から9月の3か月間、10分の1減額、副町長の給与を7月の1か月間10分の1減額するものであります。

この問題は、担当課だけの問題ではなく、役場全体で真摯に受け止め、再発防止を図らなければならないことから、既に6月1日付人事異動を行い、組織体制の強化を行ったところであります。

今後は、全職員に対して、改めて職務専念義務や法令遵守を徹底し、適切な事務執行に努め、町民の皆様の信頼を取り戻すよう取り組んでまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（渡辺悦郎君） ただいま議題となっております議案第46号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、質問させていただきます。

本来は総務建設委員会で質問すべきところですが、総括的な点についてこの場で質疑を行います。

去る5月30日、定例記者会見での席上、町長は「職員の執行したことは全て私に責任がある」と言いつつ、町役場の組織体制について、「体制以前の問題で、関係職員らは公務員としての意識が足りなかったと考えている」とか「組織の問題というより担当職員の問題」と発言されております。

私は、この報道を見て、自分の目を、そして記事を疑いました。

特別職の町長は、組織の長、つまりトップであり、人事権を持ち、職員の知見、能力等を最大限に発揮させるよう配置・管理・監督し、業務が円滑に進むようにするものだと信じていたからであります。個々の職員を総括して、町民のために、町のために業務に邁進すべき町長の発言とは信じ難いのであります。

この報道は、職員を管理・監督する立場の町長が、部下に責任転嫁をしているようにも見えますし、自ら管理・監督ができていないとも思える発言であります。

そこで、改めてこの場で、定例会見等における発言の真意を伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 記者会見で発言した真意ということでございますけれども、私はサッカーをずっとやってきました。サッカーで、チームが強くなる、他のチームに勝つということは、選手個々の能力を高めるということに尽きます。個人の運動能力を高めて、チームとして相手チームに勝っていくことができるということでもあります。

それを小山町役場、今回の件に当てはめると、職員個人個人の能力が高まって、組織がしっかりと動いていく。有能な組織ができるという意味でございます。職員の個々の能力を高めるためには、職員の組織の段階別な研修、あるいはOJT、こういうものをしっかりとやっていくということによって、職員の能力を高め、それが組織となっていくということでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第47号 小山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第15 議案第47号 小山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第47号 小山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてであります。

本条例は、町長や委員会の委員、職員等の損害賠償責任について、軽過失の場合にも個人として多額な責任を追及され、これによる職務の執行意欲の萎縮を軽減させることを目的に、政令で定める基準を参酌し制定するものであります。

本条例は2か条から成り、第1条では、条例制定の趣旨を、第2条では、損害賠償責任を負う額から基準給与年額に区分に応じた倍数を乗じた額を控除して得た額を免責することについて定

めています。

なお、この条例の施行日は、公布の日からとしております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（小林千江子君） こちらの議案第47号に関し、2点ほどお伺いさせていただきます。

まず、今回の条例案ですが、地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布され、令和2年4月1日から施行されております。施行されてから2年ほど経過しておりますが、まず、なぜこのタイミングで立案されたのか、お伺いさせていただきます。

二つ目に、この制度は、先ほど部長からも説明がありましたように、地方自治法改正の趣旨として、住民監査請求や住民訴訟における町長や職員の損害賠償責任について、萎縮効果、国家賠償法との不均等、そして、個人では負担できないほどの高額な金額の損害賠償の判決が下されるなどが指摘されていることから、負担する損害賠償額を限定する措置が検討されたと理解しております。そもそも論にはなってしまいますが、どのような行為が住民訴訟における損害賠償について適用されるのか。そして、どのような行為が違法な財務会計上の行為になるのか、または怠る事実になるのかなど、役場職員はどのように周知されているのか、お伺いさせていただきます。例えば、職員教育のようなものは、どのようなタイミングで、どのように行われるのか。個別メールで一斉送信され、個々に学ぶように任せているのか。それとも、定期的に職員に対して勉強会のようなものが行われているかなど、お伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 小林議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、地方自治法の改正から2年というこのタイミングがなぜかということでございます。

本来であれば、国の法律の改正を受けてすぐにも準備を始めるところであったんですが、御存じのとおり、令和2年度、業務検証委員会等、別の新産業集積エリアの問題を検証してございました。それらの検証結果をある程度受けてからということ、昨年の8月、最終報告が出たわけなんですけど、その後、これはこちらの事務方の事務の遅延等がございまして、このタイミングでということになりました。

また、今回ほかの条例も一緒に出させていただいておりますが、そちらの条例等も一緒に出そうというようなことは、事務の都合上、考えておりました。

それから、職員は、それぞれ法律に基づいて適切な事務を行うように心がけております。こちらの職員研修なんですけど、役場の職員、こちらは採用されてから適時、年に何度も繰り返し研修を受けております。その研修のやり方は、ここ数年いろいろオンラインであるとか、いろんなやり方が加わってきておりますが、今回の湯船排水路の問題なども受けまして、改めてコンプライ

アンス研修等は実施していこうというふうに考えております。

どんな行為が被疑行為に当たるのかとか、不法行為であるかと、この辺は、当たり前の法律を守るということは、これは再度徹底していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第48号 小山町長等政治倫理条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第16 議案第48号 小山町長等政治倫理条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第48号 小山町長等政治倫理条例の制定についてであります。

本町では、令和3年8月に小山町湯船原新産業集積エリア開発事業に係る業務検証委員会報告書で指摘された事項を踏まえ、町政に対する町民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とした取組を進めております。

町長、副町長及び教育長の倫理欠如は、汚職や腐敗につながる可能性があり、また、私的な利害関係によって公職の適正な遂行が妨げられるおそれがあるため、町長等の職務倫理の保持に資するために必要な事項等を定めることが予防策と考えられております。

したがいまして、本条例におきまして、町長等の責務や遵守事項としての政治倫理基準等を定めるものであります。

なお、この条例の施行日は、小山町職員倫理条例と同日とするため、令和4年7月1日としております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第49号 小山町職員倫理条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第17 議案第49号 小山町職員倫理条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第49号 小山町職員倫理条例の制定についてであります。

本条例は、町職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずるとともに、本町の行政組織においてさらなる法令遵守を推進するための制度的保障について必要な事項を定めることにより、職務の公平かつ公正な執行を図り、もって町政に対する町民の信頼を確保することを目的として、条例を制定しようとするものであります。

本条例は、20か条から成り立っております。

条文の主な内容について説明いたします。

第1条では条例の目的を、第2条では用語の定義を、第3条では職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を定めています。

第4条では倫理原則を踏まえた職員倫理条例施行規則を定めることを、第5条では官公庁等職員との接触に当たっての禁止事項を、第6条及び第7条では職員、町民及び事業者の責務を、第8条では職員の報告義務を定めています。

第9条では倫理監督者を置くことを、第10条では倫理委員会を置くことを定め、第11条から第15条までは倫理監督者及び倫理委員会が行うべき措置と公益通報などについて定めています。

第16条及び第17条では公益通報者の保護について、第18条では公益通報に対する措置について、第19条では不当要求行為に対する措置について定めています。

なお、この条例の施行日は、令和4年7月1日としております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第50号 小山町公共施設等総合管理基金条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第18 議案第50号 小山町公共施設等総合管理基金条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第50号 小山町公共施設等総合管理基金条例の制定についてであります。

本案は、町が保有する各公共施設等について、将来の大規模改修や統廃合などに備え、将来的な財政負担の軽減を図るため基金を設けようとするものであり、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、条例を制定しようとするものであります。

条例は7か条から成っており、第1条では基金の設置を、第2条及び第3条では基金への積立てと管理方法を、第4条では運用益金の処理を、第5条及び第6条では繰替運用と処分を、最後に、第7条で委任をそれぞれ定めております。

なお、この条例は、公布の日から施行することといたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第51号 小山町森村橋の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第19 議案第51号 小山町森村橋の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（平野正紀君） 議案書47ページを御覧ください。

議案第51号 小山町森村橋の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

この条例は、国登録有形文化財である森村橋について、文化財保護法に定めるもののほか、設置及び管理、運営について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

本条例は、20か条から成り立っております。

条文の主な内容について説明いたします。

第1条では条例の目的を定め、第2条では名称及び位置を、第3条では町教育委員会への管理

運営委任について定めています。

第4条及び第5条では禁止する行為や利用の制限等を、第6条では利用の許可に際し行為の種類と使用料の金額について定めています。

続いて、第7条では、監督処分について明らかにしています。

第8条から第10条では、使用料や使用料の減免、使用料の返還について規定しています。

第11条から第13条では、指定管理者による管理運営や指定管理者が行う業務、利用料金制について定めています。

第14条では権利譲渡の禁止を、第15条では原状回復の義務を、第16条では森村橋における危険や通行防止を排除するための必要な措置について規定しています。

第17条では損害賠償の義務を、第18条では教育委員会の免責について定めています。

第19条では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしています。

第20条では、罰則について規定しています。

なお、附則では、本条例の施行を、一定の周知期間を設けるために、令和4年10月1日からと定めるとともに、森村橋の利用に関する許可、その他の行為については、10月1日以前においても行うことができるとしています。

また、本条例の規定は、10月1日以後の使用料について適用されるものとしております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（藺田豊造君） 一つお伺いしたいのは、指定管理の条項がありますよね。指定管理を何でするのか。それから、後から出てくるやつが、これで料金を取ると。どのようなことで料金を取るような条例をつくるのか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 藺田議員の質問にお答えいたします。

指定管理の項目につきましては、将来指定管理ができることを考えまして、条例の中に入れさせていただいております。

料金につきましては、こちらは屋外の施設で、足柄駅前広場の条例などを参考に決めさせていただきまして、やはり独占して使用される方からは料金をいただきたいという町の考えで設定いたしました。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第52号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長(遠藤 豪君) 日程第20 議案第52号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長(長田忠典君) 議案第52号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について、主な改正について説明いたします。

議案書は55ページからになりますが、条例改正資料、新旧対照表の2ページ、3ページを御覧ください。

第12条(保険料の減免)第1項において、第1号被保険者が介護保険法第63条に規定する給付の制限事由に該当した場合を減免の対象として第5号に追加し、同条第2項で申請の期日を規定いたしました。

これは、刑事施設に収容された者は、介護保険法第63条によって給付が制限されていることから、その期間の保険料を減免し、出所後の生活原資を損なわないようにし、円滑な社会復帰を促すものであります。

次に、4ページ、5ページの附則を御覧ください。

第1号被保険者の介護保険料につきまして、国から新型コロナウイルス感染症の影響下において、一定の要件を満たす方に行う介護保険料の減免に対する財政支援が、令和2年度及び3年度に引き続き、令和4年度分についても示されました。

このことに伴い、本町でも国の財政支援を踏まえた減免措置を行うため、令和2年度分、3年度分と同様に、附則において定めているものであります。

改正は、附則第8条の減免の対象となる期間を、令和2年2月1日から令和4年3月31日だったものを1年間延長し、令和5年3月31日までとするものであります。

なお、本条例は公布の日から施行し、改正後の附則第8条第1項の規定は令和4年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わりにします。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第53号 小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(遠藤 豪君) 日程第21 議案第53号 小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長(湯山博一君) 議案第53号 小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案書は56ページからであります。

本案は、昨年熱海市で発生をいたしました大規模な土砂災害を契機に、静岡県が静岡県盛土等の規制に関する条例を新たに制定し、本年7月1日に施行されることから、新たな県の条例と整合性を取るため、小山町条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、現条例において定められている盛土等の適用範囲から、静岡県が規制する盛土等の範囲を適用除外とするものであります。

なお、条例の施行期日は、令和4年7月1日としております。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第54号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長(遠藤 豪君) 日程第22 議案第54号 小山町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長(湯山博一君) 議案第54号 小山町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は58ページからであります。

本案につきましては、昨年議会6月定例会におきまして御審議をいただきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大という状況により認められなかったところであります。

当局といたしましても、新型コロナウイルス感染症の状況等に留意しつつ、改めて経営状況を検討し、また、議員の皆様におかれましても、状況を御理解いただきますよう勉強会等を開いてきたところであります。

これらを勘案し、新型コロナウイルス感染症の収束は先が見えない状況ではあります。経営状況等の見通しも非常に厳しいことから、この議会6月定例会で本案を上程することといたしました。ぜひ御理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、内容について説明をいたします。

条例改正資料、新旧対照表の8ページ、9ページを御覧ください。

第22条では、使用料の徴収について規定をしており、消費税等について明確に規定し、従来の内税表示から、消費税等を含まない外税表示とし、結果的に改定率は一律10%となります。

なお、改正後の第22条及び別表の規定は、令和4年12月1日以降の使用料算定について適用されますが、施行日前から継続して使用している使用者に限り、同日以降の最初の使用料算定については、なお従前の例によるものとなります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第55号 小山町給水条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第23 議案第55号 小山町給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第55号 小山町給水条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は60ページからであります。

本案につきましても、先ほど説明をいたしました議案第54号と同じく、昨年議会6月定例会に

において御審議をいただきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大という状況により認められなかったところであります。

当局といたしましても、新型コロナウイルス感染症の状況等に留意しつつ、経営状況等を検討し、また、議員の皆様におかれましても、状況を御理解いただきますよう勉強会等を開いてきたところであります。

経営状況につきまして、昨年度の決算がほぼ固まったことから、最新の数字で試算をしたところ、建設改良費等の財源を生み出す収益的収支が、昨年度は約680万円の赤字、本年度は約1,800万円の赤字となる見込みとなりました。さらに、積立金等の補填財源が、令和6年度末に枯渇するという試算結果となりました。

新型コロナウイルス感染症の収束は先が見えない状況ではありますが、水道事業会計が破綻することは絶対に避けなければならないことから、この議会6月定例会に本案を上程することといたしました。御理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、内容について御説明をいたします。

条例改正資料、新旧対照表の10ページ、11ページを御覧ください。

第24条では、水道料金について規定しており、消費税等について明確に規定し、基本使用料をそれぞれ表のとおり改正をいたしました。

また、超過料金は、1立方メートル当たり、税込み90円を、税抜110円といたしました。

次の第30条では、第24条で消費税を外税表示にしたことに伴い、文言の整理をしたものであります。

なお、改正後の第24条及び第30条の規定は、令和4年12月1日以降の検針による料金算定について適用いたしますが、施行日前から継続して使用している使用者に限り、同日以降の最初の検針による料金算定につきましては、なお従前の例によるものとなります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第56号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第3号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第24 議案第56号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第3号）を

議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第56号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,423万7,000円を追加し、予算の総額を128億989万9,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

補正予算書の6ページをお開きください。

15款1項7目教育使用料を1万円増額しますのは、森村橋の設置及び管理に関する条例制定に伴う使用料収入を見込むものであります。

次に、16款2項3目衛生費国庫補助金を266万円増額しますのは、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種の実施に伴う事業費補助金を見込むものであります。

次に、同じく6目教育費国庫補助金を171万6,000円増額しますのは、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策事業に対する学校保健特別対策事業費補助金を見込むものであります。

次に、7ページの、同じく9目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を5,946万6,000円増額しますのは、新型コロナウイルス感染症対応事業に充当する財源として、地方創生臨時交付金を見込むものであります。

次に、19款1項2目総務費寄附金を1,018万7,000円増額しますのは、須走地域振興事業基金積立てのため、須走彰徳山林会様から、北郷支所施設修繕のため、綱山五徳会様から御寄附をいただくものであります。

次に、同じく3目民生費寄附金を43万円増額しますのは、こども園費寄附金として、きたごうこども園備品購入のために、綱山五徳会様から御寄附をいただくものであります。

次に、8ページにかけまして、同じく4目教育費寄附金を16万円増額しますのは、芸術鑑賞会、マラソンフェスタ、市町対抗駅伝のために、綱山五徳会様から御寄附をいただくものであります。

次に、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

2款1項5目支所及びコミュニティ供用施設管理費、説明欄（3）北郷支所管理費を86万9,000円増額しますのは、老朽化に伴う北郷支所外トイレの修繕料であります。

次に、10ページ、3款3項3目こども園費、説明欄（2）こども園管理運営費を168万円増額しますのは、すばしりこども園におけるテラス前ゴムマットの修繕、すがぬまこども園及びきたごうこども園における感染症対策のための空気清浄機の購入、きたごうこども園におけるプロジェクター等の購入が主なものであります。

次に、同じく説明欄（5）こども園整備事業費を932万2,000円増額しますのは、すばしりこども園の集約化に伴い必要となる乳幼児用遊具の備品購入費であります。

次に、4款1項2目予防費、説明欄(3)新型コロナウイルスワクチン接種事業費を266万円増額しますのは、4回目接種に係る予約管理システム利用のための通信運搬費及び接種管理システム改修に必要な委託費であります。

次に、11ページ、6款1項1目商工業振興費、説明欄(2)商工業振興費を5,700万円増額しますのは、経済対策として、小山町商工会が実施するプレミアム商品券発行事業に対する地域活性化対策助成金を交付するものであります。

次に、9款2項1目学校管理費、説明欄(2)小学校管理運営費を216万円増額しますのは、感染症対策のために購入する消毒液などの消耗品及びパーティションなどの備品購入費であります。

次に、12ページにかけまして、同じく3項1目学校管理費、説明欄(2)中学校管理運営費を127万4,000円増額しますのは、感染症対策のために購入するパーティション及び空気清浄機などの備品購入費であります。

最後に、12款1項1目予備費を33万6,000円減額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番(小林千江子君) ただいま説明のありました内容の中で、6款1項1目、11ページです、こちらの商工業振興費の方のプレミアム商品券をまた実施していただけるというようなことでしたが、期間はいつ開催予定であり、また、どのような内容で開催されようとしているのか、もし詳細がお分かりになるようでしたら伺いさせていただければと思います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○商工振興課長(渡邊辰雄君) 小林議員の御質問にお答えいたします。

まず、期間でございますが、まだ商工会と細かな打合せをしていませんので明確には決めていませんが、8月か9月ぐらい、終わりを例年どおり1月末というふうに考えてございます。

あと、内容的なものにつきましては、1万円で1万5,000円という形で、50%のプレミアム率をつけて販売したいと。また、3回目になりますけれども、食事券、買物券、共通券というふうな形でまた発行する予定ではおります。その率というか、金額、内訳については、まだこれから商工会と詰めるようになります。

以上でございます。

○議長(遠藤 豪君) ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、所管の総務建設委員会及び文教厚生委員会に付託することに決定しました。

ここで報告いたします。本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務建設委員会に付託しましたので報告いたします。

それでは、ここで職員の入退室を許可いたします。議員の皆様はしばらくお待ちください。会議を継続いたします。

お諮りします。ただいま町長から、議案第57号 財産の取得について（令和4年度 小山町消防団第5分団消防ポンプ自動車購入事業）、議案第58号 財産の取得について（令和4年度 東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業）、議案第59号 工事請負契約の締結について（令和4年度 小山町多目的広場改修工事）、議案第60号 工事請負契約の締結について（令和4年度 東富士演習場周辺改修工事（コミュニティ供用施設）助成事業 足柄地区コミュニティセンター改修工事）、議案第61号 工事請負契約の締結について（令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 町道2415号線道路改良工事）、議案第62号 工事請負契約の締結について（令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 町道2416号線他1路線道路改良工事）の6件の追加議案が提出されました。これらを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号から議案第62号までの合計6件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第1 町長提案説明を議題といたします。

町長から、議案第57号から議案第62号までの6議案について提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 今回、追加提案いたしましたのは、財産の取得2件、工事請負契約の締結4件の計6件であります。

初めに、議案第57号 財産の取得について（令和4年度 小山町消防団第5分団消防ポンプ自動車購入事業）についてであります。

本案は、小山町消防団第5分団消防ポンプ自動車の取得について、地方自治法及び小山町条例

の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号 財産の取得について（令和4年度 東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業）についてであります。

本案は、小山町防災行政無線デジタル化整備戸別受信機購入事業のデジタル戸別受信機の購入について、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第59号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和4年度 小山町多目的広場改修工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和4年度 東富士演習場周辺改修工事（コミュニティ供用施設）助成事業 足柄地区コミュニティセンター改修工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 町道2415号線道路改良工事の工事請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第62号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 町道2416号線他1路線道路改良工事の工事請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案の審議に際し、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第57号 財産の取得について（令和4年度 小山町消防団第5分団消防ポンプ自動車購入事業）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第2 議案第57号 財産の取得について（令和4年度 小山町消防団第5分団消防ポンプ自動車購入事業）を議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局長。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 議案第57号 財産の取得についてであります。

追加議案書の2ページを御覧ください。

本案は、令和4年度地震・津波対策等減災交付金地域総合防災推進事業による小山町消防団第5分団の消防ポンプ自動車の購入であり、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

事業の概要ですが、消防ポンプ自動車更新計画に基づき、老朽化が激しい消防ポンプ自動車を順次更新していくものであります。

契約の方法ですが、去る5月31日に、5者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社島山ポンプ製作所が2,580万円で落札決定し、消費税相当額258万円を加え、2,838万円で売買契約を締結するものであります。

なお、完成予定期日は、令和6年3月30日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（小林千江子君） 数点お伺いさせていただきます。

まず、今使われているポンプ車は、何年ほど経過して、特に今、不具合などはないのかどうか。また、このポンプ自動車ですけれども、今は世界的にいろいろと半導体ですとか、物の納品がだいぶ遅れている中で、今オーダーして、いつ納車されているのか。また、今使っているものと、性能としてはどのようなアップグレードされたものが納品されるのかをお伺いさせていただければと思います。

また、もう1点なんですけれども、この更新計画で、次に計画されている購入予定がありましたら、併せて教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（込山眞治君） 小林議員の質問にお答えいたします。

まず、第1問目の、15年を経過しますと、消防ポンプ自動車はシャーシについて製造中止になるということになります。それで、あと車に附属するその他部品等の調達が困難になるおそれがありますので、消防ポンプ車の車両を更新するものであります。また、この車両は、緊急車でありますので、普通の一般車両とはやはり違いますので、部品の調達等、かなりまた専門的なものを調達しなければいけないということから、15年経過した場合、車両更新をしていくというのを小山町では決めてあります。

続きまして、第5分団の今の現の車両の不具合についてですけれども、現在その車両については、特に不具合等は発生しておりません。緊急自動車でありますので、活動ができないと困りますので、日頃から団員の皆さんにお願いして整備等を、不具合が発生した場合は、すぐ緊急修繕ということで、業者をお願いして修繕をするというような形を取っております。

3問目の質問ですけれども、前の車両よりもアップグレードということで、どんな点がありますかということですが、それについては、団員の運転操作を軽減するというので、オートマチックにしております、ミッションを。それと、バックモニターなどを装着して、後方の視界の安全、バック等が撮れるようにバックモニターを装着しております。また、安全運行をするために、ドライブレコーダー等も設置して運行するような仕様になっております。

最後の質問ですけれども、納期について令和6年3月30日としておりますけれども、これはちょっと半導体の関係で、皆さん御承知だと思いますけれども、ウクライナ情勢等ありますけれども、シャーシがまず畠山ポンプさんの方へ入って、ポンプ車の場合は艤装という処置をします。シャーシに対していろいろ付け加えていくような仕様になっておりまして、手作りみたいな形になっております、特殊車両なので。ポンプをつけたり、そういったのをつけたりしますので、1年以上はかかってしまいます。それで、一応納期を令和6年3月30日としておりますけれども、それ以前に納車されるようになれば、その時点を納車日とします。だから、出来上がり次第、第5分団の方へ配置する予定でおります。

すみません、もう一つありまして、次の更新計画でいきますと、第5分団の後は第3分団になっております。第3分団の車両を同じような形で更新していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第58号 財産の取得について（令和4年度 東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第3 議案第58号 財産の取得について（令和4年度 東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業）を議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局長。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 議案第58号 財産の取得についてであります。

追加議案書3ページを御覧ください。

本案は、令和4年度東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業によるデジタル戸別受信機の購入であり、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

事業の概要ですが、令和2年度に整備をいたしました小山町防災行政無線固定系設備のデジタ

ル化整備工事に伴い、デジタル戸別受信機を760台購入するものであります。

契約方法ですが、先月31日に7者による指名競争入札を執行いたしましたところ、平野電気有限会社が2,850万円で落札決定し、消費税相当額285万円を加え、3,135万円で売買契約を締結するものであります。

なお、完成予定期日は、来年3月24日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第59号 工事請負契約の締結について（令和4年度 小山町多目的広場改修工事）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第4 議案第59号 工事請負契約の締結について（令和4年度 小山町多目的広場改修工事）を議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（平野正紀君） 議案第59号 工事請負契約の締結についてであります。

資料は4ページからになります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、令和4年度 小山町多目的広場改修工事の工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、町民のスポーツ振興及び健康増進を図ることを目的に、多目的広場敷地内にジョギングコースを設置するものであります。

工事内容は、多目的グラウンドの外周に幅2メートルのジョギングコースを設置し、ゴムチップで舗装します。

ジョギングコースは、510メートル、610メートル、740メートルの3コースを設定します。3コースのうち、インターロッキング部分を通過する2コースについては、カラー塗装を施し、利用

者に分かりやすいコース設定を行います。

また、夜間の利用者の安全確保のため、夜間照明を増設するとともに、距離等の表示板の設置、遊具の更新、あずまや及び砂場の修繕を行います。

工事入札は、去る5月31日、町内業者8者による指名競争入札を執行したところ、白幸産業株式会社が9,800万円で落札決定し、消費税相当額980万円を加え、1億780万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成期日は、令和5年2月28日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（佐藤省三君） このジョギングコースですけれども、特にインターロッキング部分では、歩行者、あるいは犬の散歩者等が多数見受けられますが、その人達との安全対策、これはどのようになっていますか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

インターロッキング部分には、分かりやすいようにカラー舗装をいたします。その他にジョギングコースの案内板を設置しまして、散歩や歩行者に周知したいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（小林千江子君） この工事期間中ですけれども、公園の利用の制限などはございますでしょうか。もしありますのであれば、その利用の制限、そして、その周知をどのようにするのか教えていただければと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 小林議員の御質問にお答えいたします。

工事期間中につきましては、請負業者と協議をまずいたしまして、工程を決めます。その後、指定管理者と協議をいたしまして、必要があれば規制をするなど、利用者の安全を確保しながら工事を進めたいと考えております。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

追加日程第5 議案第60号 工事請負契約の締結について(令和4年度 東富士演習場周辺改修
工事(コミュニティ供用施設)助成事業 足柄地区コミュニティセ
ンター改修工事)

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第5 議案第60号 工事請負契約の締結について(令和4年度 東
富士演習場周辺改修工事(コミュニティ供用施設)助成事業 足柄地区コミュニティセンター改
修工事)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(小野一彦君) 議案第60号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和4年度 東富士演習場周辺改修工事(コミュニティ供用施設)助成事業 足柄地
区コミュニティセンター改修工事の工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであ
ります。

本事業は、昭和58年度に足柄支所併設地区コミュニティ供用施設として建設された建物が、38
年経過し、建物及び設備に劣化が見られ、また、支所機能がJR足柄駅前に移転していることか
ら、単体のコミュニティ供用施設としてリニューアル工事を行うものです。

工事内容ですが、既存建物の改修を行うもので、工事の規模としましては、建築面積535.49平
方メートル、延べ床面積610.52平方メートル、屋根工事541.6平方メートル、外壁工事635.2平方
メートルであります。

主な改修内容につきましては、元の支所部分については、調理機能を備えた研修室に改修し、
1階和室の畳をビニル床シートに改修し中会議室とします。1階ホールステージ部分は、収納ス
ペースに改修します。2階研修室は、ガス、調理台の撤去を行います。その他、各部屋にエアコ
ンの設置、屋根の防水、照明をLEDに変更するほか、床、天井、壁紙の改修を行います。

また、男女トイレの洋式化、多目的トイレの新設及びスロープ設置による段差の解消など利便
性を高め、ユニバーサルデザインに対応した改修を行います。

外構工事としまして、植栽撤去による駐車場の拡張、浄化槽ブロウ配管改修等により施設の長
寿命化を図るものです。

工事入札は、去る5月31日、町内業者7者による指名競争入札を執行したところ、富士峰建設
株式会社小山営業所が1億3,700万円で落札決定し、消費税相当額1,370万円を加え、1億5,070万
円で工事請負契約を締結するものであります。

建物本体工事については、防衛8条の補助金を活用して実施し、工事の完成予定日は令和5年
2月28日を予定しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

追加日程第6 議案第61号 工事請負契約の締結について（令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 町道2415号線道路改良工事）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第6 議案第61号 工事請負契約の締結について（令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 町道2415号線道路改良工事）を議題とします。

補足説明を求めます。理事。

○理事（増井重広君） 議案第61号 工事請負契約の締結についてであります。

追加議案書は14ページからとなります。

本案は、令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 町道2415号線道路改良工事の工事請負契約の締結案件であります。

本工事は、足柄サービスエリア周辺地区開発事業に伴う町道整備区間のうち、延長316メートル、有効幅員12メートルの道路改良工事で、社会資本整備総合交付金と周辺開発事業者からの協力金を充当して実施するものであります。

主な工事の内容につきましては、地盤改良工1,210平方メートル、側溝工601メートル、補強土壁工一式を施工するものであります。

工事入札は、去る5月31日、町内業者8者による指名競争入札を執行したところ、株式会社和太組が1億900万円で落札決定し、消費税相当額1,090万円を加え、1億1,990万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、完成日は、令和4年11月30日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（**藺田豊造君**） まず、第1点目は、財源の確保です。かつてこの事業には、財源がなくて支出されたという、経緯、経過があります。今回はどのようになっているのでしょうか。

それから、今日の図面を見ましても、まだどのような経過になっているのか。今まで7億円余がこの工事には使われていますけれども、我々が見ても、どのような進捗状況になっているか分からない。そのような状況ですので、工程表をしっかりとつくって、将来の見取図ぐらいは議会に報告していただきたいと思います。

それと、もう一つ、前の工事が完了してないのにもかかわらず、今回入札を行っているということについては、どのような意味があるのでしょうか。

以上についてお答えください。

それから、一番の問題は、水害対策ができてない。これから一生懸命やってもらわないと、また桑木地区に災害が及ぶと思います。早くその対策をしっかりとやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（**岩田幸生君**） 藺田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、財源確保についてでございますけれども、事業者側の方につきましては、現在この財源等について、いろいろ諸問題等もあったところもでございます。議会からも御指摘等もいただきまして、議会の附帯決議の中で確実な入金に努めていくようにということで、令和2年分、並びに令和3年度分につきましても、こちらの方の入金の確保もさせていただいたところがございます。並びに、令和4年度につきましても、単年度契約ということで、事業の方の契約を事業者側と締結をさせていただきましたので、こちらの方もまた確実な財源確保、入金確保に努めていきたいと考えております。

先ほどの2点目ですけれども、7億円余というところの中で工程表を作成して、また、町民とか区民等にも分かりやすくということで、こちらの方につきましては、随時これを受け持っていたいただいた請負業者とともに事業スケジュール等をしっかりと管理し、また、こちらの方を議会並びに町民の方に御報告をさせていただきたいと、このように考えております。

前の工事完了は終わってないのに入札を行った経緯ですけれども、これは事業者側も私どもも丁寧な説明をさせていただいた中で、また事業者側も令和8年度を目途に操業を開始していきたいという意向も伺っております。したがって、私どもも国の社会資本整備総合交付金を活用しながらも、適正な事業実施に向けて行っていったところがございます。

そして、最後ですけれども、水害対策でございますけれども、こちらの方は4月末ぐらいにも桑木地区につきまして、足柄三保線に隣接する法面等につきまして、やはり水害等も対策を講じていただきたいというような御意見の方も伺っているところがございます。また、こちらの方は、請け負っていただいた当然現場監督員等もおります。町もパトロール等も行わせていただく中で、この水害対策に安全を期しながら事業実施に向けて行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

追加日程第7 議案第62号 工事請負契約の締結について（令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 町道2416号線他1路線道路改良工事）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第7 議案第62号 工事請負契約の締結について（令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 町道2416号線他1路線道路改良工事）を議題とします。

補足説明を求めます。理事。

○理事（増井重広君） 議案第62号 工事請負契約の締結についてであります。

追加議案書は16ページからとなります。

本案は、令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 町道2416号線他1路線道路改良工事の工事請負契約の締結案件であります。

本工事は、足柄サービスエリア周辺地区開発事業に伴う町道整備区間のうち、延長590メートル、有効幅員12メートルの道路改良工事で、社会資本整備総合交付金と周辺開発事業者からの協力金を充当して実施するものであります。

主な工事の内容につきましては、地盤改良工一式、集水枿40基、補強土壁工一式を施工するものであります。

工事入札は、去る5月31日、町内業者8者による指名競争入札を執行したところ、白幸産業株式会社が3億600万円で落札決定し、消費税相当額3,060万円を加え、3億3,660万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、完成日は、令和5年3月10日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月8日水曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後1時37分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 室 伏 勉

署 名 議 員 室 伏 辰 彦

令和4年第3回小山町議会6月定例会会議録

令和4年6月8日（第2日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 藺田 豊造君 10番 米山 千晴君
11番 池谷 洋子君 12番 鈴木 豊君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	教 育 次 長	平野 正紀君
企画政策課長	勝又 徳之君	地 域 振 興 課 長	小野 正彦君
総 務 課 長	渡邊 徹君	観光スポーツ交流課長	湯山 浩二君
農 林 課 長	湯山 光司君	都 市 整 備 課 長	込山 次保君
学校教育課長	大庭 和広君	こども未来課長	坂本 竹人君
総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	山口 紘史君
会議録署名議員 1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君

散 会 午後1時53分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

12番 鈴木 豊君

1. 小山町にグランピング施設の誘致をについて
2. 町の魅力あるまちづくりの情報発信への取り組みについて

1番 室伏 勉君

1. 小山町政の内部統制体制について

5番 岩田治和君

1. 広域行政の推進について

3番 小林千江子君

1. 里親制度の普及・啓発ならびに子育て短期支援事業の必要性に関して
2. オーガニック給食の導入ならびにオーガニックビレッジ宣言への取り組みに関して

7番 高畑博行君

1. 都市公園の管理は都市整備課で所管すべきではないのか
2. 湯船排水路河川災害復旧事業の未払いに関する重大事案を受けて

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することといたします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁を、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うことといたします。再質問の答弁は、全て自席で答弁を行うこととしておりますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。通告順により順次発言を許します。

初めに、12番 鈴木 豊君。

○12番（鈴木 豊君） おはようございます。今回通告しました2件のうちの1件目の質問に入ります。

まず最初に、小山町にグランピング施設の誘致をについて質問いたします。

グランピングとは、私が調べたところ、グラマラス、いわゆる豪華なとキャンピングを組み合わせた言葉で、テント設営やバーベキュー道具を準備しなくて、気軽にキャンピングが楽しめる体験とされています。

小山町において、キャンプ場やグランピング施設は1か所も正式なものがありません。小山町の富士山を巡る立派なロケーションがあるのに、このような施設がないのは不思議であります。

最近のメディアにおいて、グランピングについての報道が多種多様にあります。コロナ禍においても、国民の需要と関心が非常に高まってきております。

町の総合計画の観光レクリエーションとしての元気にぎわい観光プログラムの推進において、新たな観光スポット整備の中のリゾート宿泊施設の誘致にもありますので、小山町の自然豊かな景観に加えて、首都圏に近いという立地条件として、グランピング施設の誘致も考えられるのではないのでしょうか。画一的な開発にとられるのではなく、一步踏み込んだ政策も必要ではない

でしょうか。

近隣では、御殿場市や河口湖、山中湖、更に伊豆方面でも設置をして、観光客でにぎわっています。小山町においても、この多様化した時代におけるブームに乗るグランピング施設の誘致に、前向きに取り組む必要があると思います。

やはり、富士山が見える景観や道路アクセス、更に衛生インフラなどを兼ね備えた施設を小山町に造るべきだと私は確信します。

そこで、次のように3点質問します。

まず1点目としまして、小山町におけるグランピングの誘致に対して、町長はどのような考えを持っているか、まず伺いたいと思います。

2点目としまして、新柴地区にグランピング開発事業者が来て、新柴地区民にも説明したと聞いております。町にも話がいらっていると思いますが、私は、行政も中に入って誘致を積極的に進めてほしいと思いますが、その点の考えをお伺いしたいと思います。

3点目としまして、グランピング施設などの設置に対し、開発事業者にはどのような規制や許可が考えられるのか、お伺いしたいと思います。

1件目は、以上3点質問します。

続きまして、2件目の質問に入ります。

町の魅力あるまちづくりの情報発信への取組について質問いたします。

新型コロナにおいて、働き方が多様化している現在、リモートワークやワーケーションなど、場所にとらわれない働き方が進んでいる現在であります。移住、定住、子育て、観光、企業誘致などの促進や活性化するため、シティプロモーションとして、小山町も努力している姿があります。

しかしながら、地域活性化には様々ありますが、小山町の人が町のことや町の魅力を知らない、感じていないことこそが問題であります。

小山町でも、山の荒廃や遊休農地の増大が進み、地域コミュニティそのものだった場が、高齢化などにより崩壊しつつあります。また、私ども身近な地区でも、地域を守る若者の未婚化や晩婚化が進み、少子化が加速している現状が見受けられています。

小山町も様々な活動により、人的交流ネットワークの構築に努力されているのは承知しています。私が常々感じていますのは、小山町の魅力の諸内外への情報発信が他市町に比べ遅れていると感じられます。

町民のまちづくりへの関心を高め、積極的な参画を図り、協働のまちづくりを進めていくためにも、町民ニーズの的確な把握と町民の意見を町政に反映できる情報発信を推進していくことは、重要であると思います。近隣の富士市や富士宮市、御殿場市のマスメディアへの情報発信は素晴らしいものがあります。

現状と今後、町としての魅力ある情報発信における取組について、3点ほど質問いたします。

1点目としまして、小山町の魅力あるまちづくりを町内外に情報発信する取組の現状と、今後どのようにしていきたいのか、お伺いしたいと思います。

2点目としまして、ポテンシャルのある小山町をどのような形で情報発信したらよいと考えているのか、お伺いします。

3点目としまして、近隣市町より、よりよいものにするためのプロジェクトを組織し、その下で知恵を出し合う取組を考えたらどうかと思いますが、その考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

私の2件の質問は以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木 豊議員にお答えをいたします。

初めに、小山町にグランピング施設の誘致をについてのうち、グランピングの誘致に対する町長の考えはについてであります。

コロナ禍におけるアウトドア需要の高まりを受け、新たな宿泊形態としてキャンプやグランピングが注目を浴びていることは、私も承知をしております。

全国グランピング協会の本年1月のニュースリリースによりますと、2021年に150件以上のグランピング施設が増加したことに伴い、国内のグランピング施設の市場規模は、800億円から900億円前後まで拡大していると試算されております。

首都圏に近い本町の地理的優位性や、富士山麓の豊かな自然、美しい水資源などは、まさにグランピング施設の立地条件として最適であるとも考えられます。

一方、大手から中小企業に至るまで、グランピングへの参入が進んでいることも事実であり、コロナ禍の収束に伴い、市場規模が縮小するリスクも想定する必要があります。

議員も御承知のとおり、富士五湖周辺や箱根・御殿場エリアには、既にこうした施設が複数展開されており、後発で事業を展開する事業者は、より個性的で魅力的なサービスの提供と経営ノウハウの確立が必須であると考えます。

町では、既にグランピングを含む複合観光施設の誘致に取り組んでおり、フロンティア推進区域内においては、グランピング施設の計画もございますので、今後も民間事業者からの提案を積極的に促してまいります。

その他の御質問につきましては、都市基盤部長及び企画総務部長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 初めに、グランピングの誘致に対して、行政も中に入って積極的に進めてほしいと思いますがその点の考えについてであります。

新柴区のグランピング計画につきましては、令和2年3月に新柴区長から、民間事業者の計画提案を基に町長宛ての陳情書をいただいているところであります。その後、6月に当該事業者から直接計画を伺いました。都市計画法の適用をはじめ相当困難な事案とは感じましたが、諸課題

等を整理して、9月の特別職、部長等からなります庁議において協議をし、結果、新柴区の総意でもあることから、町として前向きに取り組んでいくことといたしました。

この町の結論をもって、10月に静岡県を担当部署であります交通基盤部土地対策課に出向き、相談をしたところであります。土地対策課からは多くの指摘をいただきましたが、町としては、事業者と再度検討を続けていくことといたしました。

現在の状況でありますけれども、最も重い課題の一つであります接道要件等について検討を続けているところであります。

次に、グランピング施設などの設置に対し、開発事業にはどのような規制や許可が考えられるのかについてであります。

グランピング施設開発に関連する規制や許可につきましては、予定する建築物の規模や種類、または計画地の都市計画上の位置づけなどにより個々に異なりますが、一般的に考えられることをお答えいたします。

例えば、計画地が市街化調整区域の場合は、何らかの立地基準に適合する必要があります。また、一定以上の規模の場合は、接道要件などの技術的な基準も満たす必要があることも考えられます。いずれにいたしましても、個別具体的な計画について適切に対応していく必要があると考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 次に、町の魅力あるまちづくりの情報発信への取組についてのうち、初めに、町の魅力あるまちづくりを町内外に情報発信する取組の現状と今後についてであります。

現在、町では、情報発信のツールとして、広報おやま、プレスリリース、ホームページ、SNSでの情報発信、富士山GOGOFM、小山共聴テレビ、本年5月からは静岡朝日テレビ自治体広報情報サービスの情報発信を開始しております。

また、各課では、冊子やリーフレットなどを活用し、観光や移住定住などターゲットを絞り、そのターゲットに応じた小山町の魅力を発信しております。

その他に、令和元年度に富士山など町内観光資源を素材としたPR動画を制作し、インターネットで配信を行い、全世界で693万回を超える再生回数となっております。

また、このPR動画を、小山町観光協会や小山町役場本庁、コロナワクチンの集団接種会場で流すなど、機会を捉えて、町の魅力を発信しております。

今後も、富士山をはじめとする多くの魅力ある観光資源の情報を総合的に発信することに加え、町の魅力ある施策等につきましても、ターゲットに応じ手法を使い分けた情報発信を行ってまいります。

次に、ポテンシャルのある小山町をどのような形で情報発信したらよいと考えているのかにつ

いてであります。

これまで、おやまガイドを2018年から3年間、主に視察等で本町に訪れる方々に、町の総合的な魅力、情報を発信する冊子として活用してまいりました。昨年度はコロナの影響により視察等が減少したことから、作成を見合わせたところですが、現在、おやまガイド2022の作成を進めております。

内容につきましては、三来拠点事業や町内企業での雇用創出、観光、オリパラレガシーの承継、教育、生涯学習、いろいろな暮らしのサポートの紹介など、町で実施している様々な施策や事業、支援、補助事業などを掲載する予定です。

完成後は、町ホームページ、電子書籍等に掲載し、町内外に町の魅力を発信するツールとして使用してまいります。

また、令和2年度から運用を始めました、小山町公式LINEの登録者数も3,000人以上となっており、今後、町外の登録者数を増やす取組を行い、SNSでの情報発信やおやまガイドの活用と併せ、様々なツールを活用して、工夫を行い魅力あるまちづくりの情報発信をしていきたいと考えております。

最後に、プロジェクトを組織し、知恵を出し合う取組を考えてはについてであります。

令和2年度から各課から広報委員を募り、25人で広報委員会を組織しております。この委員会は、庁内の情報を共有し、組織的に広報力を高め、情報発信力を強化することを目的として設置しております。各課の広報委員は、ホームページの更新やプレスリリース、LINE配信の取りまとめ等を行っております。

今後、町のホームページのグレードアップも予定をしており、広報委員会でより効果的な情報発信の仕方や情報発信力を高める研修等を実施し、知恵を出し合うことに加え、外部からの意見も取り込み、国内外に小山町の魅力あるまちづくりを情報発信していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） それでは、再質問します。

1件目の小山町にグランピング施設の誘致をについてですが、3点ほど再質問をさせていただきます。

1点目としまして、新柴地区のグランピング開発について、確かに課題は多くありますが、開発行為の中で、県は町の位置づけが欲しいとなりますので、町はこの一帯を内陸フロンティアのような観光交流エリア等に指定されれば先に進むと思いますが、その点の政治的な考えを町長に伺います。

2点目としまして、私は単純にこの誘致の開発は難しいのではなく、このような形にすればできる可能性があるというアドバイスも必要なのではないかと思いますが、どう思いますか、お伺いします。

3点目としまして、接道要件について検討を続けている旨回答がありました。新柴区が町に6メートル道路の町道新設の要望書を出していると聞いていますが、進んでいるのか、どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

次に、2件目の町の魅力あるまちづくりの情報発信への取組についての再質問ですが、2点ほどお伺いします。

1点目、コロナでここ最近行ってないようですが、以前に東京などへ行き、様々な情報発信などをしていたと聞きますが、その時の手応えや感じはどのくらいあったのか、分かる範囲でお答えください。

2点目としまして、以前にもありました町民カレンダーについて、近隣の御殿場市や裾野市なども発行していますので、作成及び配布をしたらどうかと思いますが、その点の考えをお伺いします。

以上、再質問します。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、新柴地区のグランピング施設でございますけれども、この施設の立地については、町の交流人口拡大につながりますので、民間開発によりぜひ立地してほしいというふうに考えております。ただ、議員御存じのとおり、市街化調整区域への施設立地につきましては、都市計画法等の法令の規定に合致することが必要であります。

ただですね、町のフロンティア推進区域の指定が、即、この法令等に合致する基準ということで該当するののかということでございますが、この推進区域の指定が即、合致するということにはなりません。

町のフロンティア推進区域に現在8地区が指定されておまして、この中にはグランピング施設などを計画、予定しているところもございます。まずは、現在進行中の地区の確実な完成を目指して推進をしていくことが第一であるというふうに考えております。

そんな中がございますけれども、新柴地区へのグランピング施設の立地につきましては、地区の陳情、要望もございまして、検討すべきというふうに考えております。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、法令等の立地基準への適応というハードルがありますので、事業者の意向を伺いながら、フロンティア推進区域指定も視野に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） アドバイス等についてでございますけれども、議員御指摘のように、当然のことながら、提案には適切に対応していかなければならないと思っております。アドバイスといいますか、専門的な立場から提案することも、この件に限らずございます。ただいま

町長の答弁にありましたように、町の立場としてできることを行い、可能性を探っていこうと考えております。

次に、接道要件についてであります。

昨年、新設道路の町道移管等について、新柴区から要望はいただいているところです。その後資料等を準備し、昨年3月の庁議において協議をいたしましたけれども、町道等の安全性の確保等の面から、庁議においては移管を受けることは難しいという結論に達し、この結論については新柴区にお伝えをいたしました。

接道要件の確保は非常に難しいことでもありますので、なかなか具体的な検討ができていない状況が現状でございます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） 鈴木議員の再質問のうち、東京へ出向いての情報発信の手応えについて、所管事務の状況をお答えいたします。

最初に、移住促進に関する東京でのプロモーション活動につきましては、議員御承知のとおり、コロナ禍における移動制限によって、移住関連イベントが中止やオンライン開催になっている状況が続いておりまして、対面での説明ができないことから、手応えや反応はつかみにくくなっております。

そのような中でも、静岡県が東京交通会館内に設置している静岡県移住相談センターに、本町で暮らす際の支援策を紹介するおやまライフサポートBookを送付し、静岡県への移住を検討している方に本町を紹介するツールとして活用していただいております。移住相談員からは町の魅力を紹介しやすいと好評をいただいております。

また、企業誘致に関しましては、東京ビッグサイトで開催される企業立地フェアに出展して本町の魅力を発信しており、本年5月18日から20日までの3日間の出展では、多くの企業や自治体との情報交換を行って、首都圏に近く交通利便性の高い本町の魅力を認識していただいたところではありますが、現時点では具体的な誘致までは至っておりません。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 私からは、観光関係の情報発信についてお答えいたします。

これまで町は、主に東京、神奈川などの首都圏で開催される観光イベントに出向き、町のPRを行ってきたところであります。ブースを訪れるお客様は、首都圏からの位置関係、富士山やゴルフ場などの観光資源、または自然環境等に関して興味をお持ちの方が多く、特に首都圏に近い交通利便性のよさは認識していただいております。

コロナ禍により、この2年は首都圏での観光PRの機会はございませんでしたが、静岡、山梨

両県が、特産物や観光文化資源を通じて相互交流を強化するために取組が始まりました観光促進事業「バイ・ふじのくに」への参画や、町外からレース観戦者が訪れる富士スピードウェイのイベント等を活用した観光PRを行ってまいりました。

現在、首都圏でのイベントも徐々に再開されてきておりますので、観光関係事業者などと共に、連携し適時適切な情報発信に努め、誘客を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 町民カレンダーにつきまして、お答えいたします。

町民カレンダーにつきましては、平成19年度までB4サイズ、カラー28ページをカレンダーとして、全戸配布をしてもらっておりました。

町民カレンダーを廃止した経緯につきましては、カレンダーの作成には発行する数か月前に掲載する行事などを決定する必要があり、年間カレンダーには最新の情報を町民に提供できないことから年間カレンダーを廃止し、毎月1日に発行される広報おやまの見開きページに、行事などの情報をカレンダー方式で掲載することといたしました。

広報おやまに町民カレンダーを掲載することにより、最新の情報を町民の皆様にお知らせができ、カレンダーのページを取り出すことにより、各家庭で掲示ができるようにしたところであります。

平成20年度から広報おやまにカレンダーを掲載し、町民の皆様にも定着したものと考えており、年間の町民カレンダーの発行を再開するには、経費の問題など実現に向けては様々な課題がありますので、何とぞ御了承賜りますようお願いいたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） それでは、再々質問を3点ほどさせていただきます。

1件目のグランピングの誘致について、1点再々質問します。

1点目で、開発事業を行うには確かに様々な課題が多くあります。せっかく開発業者があるし、地区民も望んでいるので、早期に進むよう再度積極的な考えをお伺いしたいと思います。

2件目の情報発信の取組に関して、2点ほど再々質問します。

1点目は、町長は小山町の魅力あるまちづくりの情報発信のためのトップセールスに動いているのか疑問に思いますが、どのような行動をしたのか、町長に伺います。

2点目としまして、やはり小山町を全国的に売り出すのは、SNSやフェイスブックなど、様々なIT情報にあります。今後、小山町として、マイナス面ではなくプラス面の情報発信を期待しますが、町内外への情報発信をどのような形で行動していきたいのか、再度お伺いします。

特に、プレスリリースなど町の情報が少ないので、その点の考えもお伺いしたいと思います。

以上、3点お願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

私のトップセールスということでございますけれども、御存じのとおり、コロナの影響で最初の頃は神奈川県や東京に行くことができないという状況がありましたので、現実動いて首都圏に行ったということはありません。

ただ、ここへ来て、コロナも落ち着いてきたということでございまして、先月だと思えますけれども、東京事務所へ行きまして、小山町の三来拠点事業あるいは様々な取組について、東京事務所で説明をして、例えば、企業誘致をお願いしますとか、雇用をお願いしますというような話をさせていただいたところでございます。

私が考えるに、やはり一番の情報発信というのは、報道、テレビとか、新聞、SNSだというふうに思います。小山町長のフェイスブックも作ってございまして、都度、情報発信をしております。

小山町は、他の市町に比べまして、かなり優秀な施策を行っているというふうに自負しております。例えば、子育て世帯への支援、教育についても、様々な町の単費を投入して、他の市町にはない、そういう教育施策を推進しておりますし、また、去年、一昨年とスポーツ振興条例あるいは文化芸術振興条例を制定して、基本計画も策定をして、町民のスポーツ、文化、芸術、こういうことの振興も図っているところでございますし、何よりも、フロンティア推進区域につきましても、8地区ということで、県内でもトップのエリア指定をしているということでもあります。

こういう、他の市町より優れた情報につきまして、先ほど地域振興課長からお答えさせていただいた中で、おやまガイドの2022年版を策定中でございます。これは大変優れた冊子だというふうに思っております。

小山町の他の市町にない施策が網羅されておりますので、出来上がり次第、こういう冊子も活用しながら、小山町の優れた施策を積極的にPRしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 鈴木議員にお答えいたします。

早期に具体的にということなんですけれども、御存じのように、新柴地区の計画に限って申しますと、あそこは市街化調整区域でありまして、まず、クリアすべきところが技術基準と立地基準と二つあります。

先ほど町長の再答弁にありましたように、町として面的に位置づけをしていくということは、立地基準のクリアということで、これについては、今後町としての姿勢を示して進んでいくことも考えられますけれども、技術基準はイコールインフラ整備ということになりますので、具体的な財政的な負担がかかってまいります。これが事業者負担になるのか、町がやるのかとか、いろいろありますけれども、多大な経費がかかってくるという現実的な課題がございますので、

ここについては、なかなか早く解決するとは実感的には考えておりません。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を願います。

○企画総務部長（小野一彦君） 再々質問にお答えいたします。

SNSなどの利活用につきましては、最初の答弁、それから、ただいま町長からも答弁ございましたが、こちらは、企画委員を中心に、町の姿勢の見せ方の底上げを図って、いかにしたら対外的に町の姿勢が伝わりやすいかということの研究しながら進めていきたいと思っております。

また、プレスリリースにつきましては、毎回その案件は各課全庁的に募っておるんですが、やはりこの見せ方という意識が現状少し足りないのかなというところがございますので、全体的なレベルアップを図った上で、プレスリリースに臨んでいきたいというふうに考えております。

以上であります。

○12番（鈴木 豊君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、1番 室伏 勉君。

○1番（室伏 勉君） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

件名は、小山町政の内部統制体制についてです。

まず最初に、私事になりますが、病気治療のため、昨年12月、本年3月の本会議、5月の臨時会、そして各会議、会合を欠席したことにつきまして、遠藤議長をはじめ議員の皆様、池谷町長をはじめ町職員及び関係者の皆様、そして、何より町民の皆様にも多大な御迷惑と御心配をおかけしましたこと、深くおわび申し上げます。

それでは、質問をさせていただきます。

民間企業、特に一部上場企業は、一つ目として、企業不祥事の報道による消費者離れと、それに伴う企業活動縮小リスクの回避。二つ目として、会社法、金融商品取引法による運用の法的指導などによる内部統制体制、いわゆる、①企業経営者、監査役による規律としてのコーポレートガバナンス。②統括部署設置による従業員への倫理規定の徹底と、部門間の明確な相互牽制機能の維持を図る健全な内部環境。③経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータル的に評価、認識するリスクの認識・評価。④内部統制の見直しをしつつリスクに柔軟に対処する、リスクへの適切な対応。⑤通常の業務報告とは別の報告経路、いわゆるヘルプラインの確立を図る円滑な情報伝達。⑥業務執行ラインによる体制、規則の規定と不断の見直しを進める業務執行ラインの統制と監視。⑦業務執行ラインから独立し、高い専門性と倫理感を有した内部監査部門の設置・運用を行う独立した監視など、これらの迅速な整備と確立を求められてきました。

本町においても、内部統制体制は、昨年度策定された第5次総合計画とその実施計画、第10次小山町行政改革大綱などに記載され、特に総合計画においては、第1部序論の第1章総合計画についての2、第5次小山町総合計画の基本的な考え方の（2）行政の取組の見える計画にて、「限られた行政資源の中で、効率的・効果的に行政運営をしていくためには、施策・事業の進行状況

や効果・課題を評価、検証し、その結果を予算編成に反映させていくことが大切であり、総合計画に基づく様々な施策や取組がどのように進んでいるのか、誰でも確認しやすいように目標を数値化するなどして透明性を高め、行政の『見える化』を図る」と明記されています。

しかしながら、このような中発生した、湯船排水路災害復旧工事1億5,800万円未精算問題は、町民、企業、そして、小山町に関わる全ての関係者の皆様の信用と信頼を大きく損なうものであり、公共工事を管理監督する立場であるはずの小山町行政の管理能力を大きく疑うものであります。

また、総合計画に高らかにうたわれている、透明性の高い町政運営とは全く真逆の方向で、実際の実務は行われていると言わざるを得ません。

これらの点を踏まえ、当局の考えをお聞きします。

最初に、私の考える町政に対する内部統制（コンプライアンス）の行動と理念は、1番、町民からの信頼、2番、公正、健全な行政活動、3番、行政情報の開示、4番、環境の保全、5番、社会への貢献、6番、職員の尊重、7番、近隣との調和であります。

今回の不祥事を受けて、町長の町政における内部統制の行動と理念を伺います。

次に、第5次小山町総合計画第3部前期基本計画の第7章の3、行政運営の（1）組織マネジメントによる行政運営の強化に関連する、第10次小山町行政改革大綱の進捗状況であります。

3、方策と取組項目の方策2、内部統制の充実欄の（1）事務手続の見える化の事務手順書の整備、事務の省力化、効率化。方策3、組織改革と人材育成欄の（1）組織の見直しの機構改革の実施と事務文書の見直しと庁内制度の見直し。（2）職員の適正配置の第7次定員適正化計画の策定と人件費の抑制。これらに対する令和3年度の計画、実績、評価、見直しと、令和4年度の計画、実行予定を伺います。

最後に、第5次小山町総合計画の同じく第7章の1、意識改革・コンプライアンスの（1）職員の意識改革とコンプライアンスの推進のリスク管理体制づくりの進捗状況です。

リスク管理体制のヒューマンエラーや不祥事・不正行為の発生を防ぐための、組織でのリスク管理についての、令和3年度の計画、実績、評価、見直しと、令和4年度の計画、実行予定を伺います。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員にお答えをさせていただきます。

初めに、今回の事態を受けて、私の町政における内部統制の行動と理念についてであります。

私が考える町政に対する内部統制の理念は、全ての職員一人一人が法令を遵守し、服務義務・公務員倫理に基づき仕事をする。公平・公正に、町民そして地域のために仕事をする。町民の負託を受けて公金を管理すること。情報管理を徹底することなどと考えております。

今回の問題を受け、改めて私から部局長連絡会や庁議で、課題や懸案事項などを個人で抱える

ことのないよう、部局長が問題などに積極的に関わるよう指示をしたところでございます。

また、全職員に向けた文書として「適正な事務執行及び管理の徹底について」を通知いたしました。その内容は、職員は、いま一度原点に戻り、公務の意味を考え直すこと。町政は、町民の納税を元に遂行されており、予算化せずに執行できる財源は存在しないこと。公務遂行に係る会計、契約等の原則、法令遵守及び起案・決裁することの重みを改めて認識すること。管理職は、自らの所属職員の持つ課題、問題を常に把握し、不適切な事務処理が二度と生じないよう、報告、連絡、相談による職員間の相互理解を改めて徹底すること。部長等は、各所属長から報告された内容について、適宜適切な指示やアドバイスをするとともに、町長と副町長に報告することなどであります。

その他の御質問につきましては、企画総務部長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 次に、第10次行政改革大綱の進捗状況についてであります。

行革大綱においては、組織マネジメントによる行政運営の強化を目標に、内部統制の充実及び組織改革と人材育成といった方策を示し、それぞれ事務手続の見える化や組織の見直し、職員の適正配置を取組項目としています。

まず、事務手続の見える化についてですが、令和3年度は定型事務の自動化を契機とする業務手順書の整備を計画し、こども園入園申請業務等に対して定型事務を自動化するRPA、AI-OCR導入事業を実施するとともに、業務のプロセスの見直しや再設計により、事務の省力化及び効率化を図りました。

また、自動化によらない業務全般の手順書の整備方針案を作成し、現在、令和4年度中の実施に向けて内容を精査しているところであります。今後は、行政手続オンライン化推進に向け、押印事務の見直しを進め、一層の事務の省力化及び効率化を図ってまいります。

次に、組織の見直し及び職員の適正配置についてですが、令和3年度は現状に即した機構改革の実施、事務分掌の見直し及び庁内制度の見直し、並びに第7次定員適正化計画に沿った適正配置を計画し、各所属職員配置ヒアリングや所属間協議等を通じて、組織の見直し及び適正配置を行いました。

機構改革では、スポーツツーリズムによるまちづくりへの転換や経済対策、三来拠点事業の部局横断的な推進などの体制強化、さらには、行政DX、公共施設マネジメント、高齢者、障がい者及び生活困難者の支援、ICT活用教育、こども園働き方改革や文化財を活用したまちづくりの推進体制の強化を図るものとし、これらに伴い事務分掌を見直しました。

また、新たな庁内制度として部局長連絡会を設け、各部局の事務事業の進捗状況や課題事項等の報告、並びに庁議案件以外の協議事項や報告事項を取り扱うこととしました。

職員の適正配置では、定員計画に沿った職員採用を実施するとともに、機構改革や事業課題、各所属ヒアリング等を踏まえた職員配置を行いました。

令和4年度は、地方公務員の定年引上げに際し、60歳超え職員の職務及び配置ポストの整理をはじめ、人件費抑制のため、再任用や会計年度任用職員を含めた総人件費の適正額など財政的な指標化を図るなど、現状に即した組織体制の見直し及び適正配置を実施してまいります。

次に、リスクの管理体制についてであります。

本町では、平成28年度に従来の人事評価制度を見直し、各所属長が組織目標を設定し、所属職員へ年3回面談することとしており、その際、各事業に対する課題や問題点などを把握するとともに職員への助言もするようしております。

また、公会計以外の団体会計の適切な管理のため、印鑑及び通帳保管者の報告や部局長による会計監査を実施し、不正行為の発生を防ぐ取組を行ってまいりました。令和4年度からは、今まで実施してきたことに加え、今定例会に上程した小山町職員倫理条例に基づき、その実践として、条例の内容を各職員に分かりやすく説明し、実効性を確保していくこととしています。

また、全ての職員を対象に、コンプライアンス研修を速やかに実施します。研修は一般職向けと管理職向けに分けて行い、一般職向けは、公務員としての心得、組織の一員としての役割など、基本的な心構えの理解を深めること、管理職向けは、上司としての心がけ、業務・人事の管理の中で実践すべきことを理解させ、公務員倫理の意識向上につなげてまいります。

いずれにしましても、役場全体のコンプライアンス維持の徹底と定着を図り、町民の信頼を損なうような事態を二度と起こさないよう、職員一丸となって公平、公正な町政執行に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○1番（室伏 勉君） 3点ほど再質問をさせていただきます。

まず最初に、町長の町政における内部統制の行動と理念です。

町長の理念と行動につきましては至極もつともであります。この答弁の中で、湯船排水路未精算金問題における対応策の一つとして、報・連・相の徹底を挙げております。私は、報・連・相はその組織の文化そのものであると理解しています。

今回の問題は、組織が個人の行動を見て見ぬふりをしていました。このことが大きな原因の一つであり、当該組織の重大な欠点であると思っています。私は、町長が提唱すればするほど、町は報・連・相が全く機能していないというよりも、意識にもないのではないかといぶかってしまいます。

報・連・相を組織の文化として根づかせるには、大変な努力が必要です。私は民間企業にりましたが、社長は、10年以上、半期ごとの経営方針説明会のときに、そして一日千秋、報・連・相を会社文化とするために、日々その徹底を厳命しておりました。組織文化として根づかせるには、個人の資質、能力向上は無論のこと、上司の強い指導力が必須です。

改めて伺います。町長は、組織文化としての報・連・相を、組織のトップとして、そして内部統制体制の重要な要の一つとして、どのように徹底、組織の変革につなげるのか、その考えをお

聞かせください。

次に、行政改革大綱の進捗状況です。

私は、トップが内部統制体制の確立を進めるに当たり、目標として掲げた事務の見える化を、各部署にどのように指示をし、各部署がどのように捉え目標として設定し、計画し、実行し、検証したのか。その結果、町全体として何%の進捗、達成状況であったのか。この結果を令和4年度にどのように引き継ぎ、目標として定めたのか。そのプロセスが最も重要と考えています。

言うなれば、このプロセスの明確化こそが、内部統制の見える化であり、個別案件として、子ども園入園申請業務などの定型事務の自動化が図られ、省力化、効率化が進んだものと理解しています。

そして、組織の見直し、職員の適正配置です。

ヒアリングや協議を通じて適正配置を行ったという答弁であります。結果として、湯船排水路未精算金問題が発生しています。これは、職員の問題というよりも、組織として内部統制体制の運用に決定的な弱点があるものと考えています。

最初に申しましたとおり、民間企業において、内部統制体制の確立を目指すとき、①コーポレートガバナンス、②健全な内部環境、③リスクの認識・評価、④リスクへの適切な対応、⑤円滑な情報伝達、⑥業務執行ラインの統制と監視、⑦独立した監視（内部監査）の整備を求められます。

私は、本町の組織の欠点を克服し、内部統制体制の確立を目指すには、内部監査室の設立が必須であると考えます。業務執行ラインより完全に独立し、町長と監査委員直轄の組織として、高い専門性と倫理感を有し、内部監査に対する運用と監視と提言を行う、専門の町職員で構成された部署を創設すべきであります。お考えを伺います。

最後にリスク管理体制です。

私は、小山町のリスクに対する考え方は、非常に甘いというか、リスクの評価と認識とその対応という発想自体がないのではないかと感じてなりません。

例えば、足柄の町有地をホテル会社に処分したことに対する裁判であります。

私は、この質問で、裁判の経緯、結果に対して何ら意見を述べるものではないことをまずは申し上げます。

私が感じているのは、裁判とはいえ、町民と争うために町民の税金を使い、職員が本来の職務でないことのために時間を取られ、その時間の給料は町民の税金から支払われ、裁判費用においても税金より支払いが行われている。このことに対し、無駄な時間と費用を費やしているんだな、住民と争って、勝った、負けたを論じて、寂しい町だなという思いであります。

住民訴訟をリスクとして評価、認識をしていけば、一部町民より疑いの目で見られることを避ける対応もできたのではないのでしょうか。

また、水道料金の値上げについても同じです。

申しましたとおり、値上げについても何ら意見を述べるものではありません。

私は、湯船原工業団地に町水道を通すと決めたときに、将来の値上げについての話をなぜしなかったのかと疑問に感じています。水道管工事を先に行い回収は工事完成後となれば、老朽管工事も合わせて資金が不足することは明白であり、値上げは避けられません。将来の値上げというリスクをなぜ事前に町民へ説明しなかったのか、理解に苦しみます。

今回の湯船排水路未精算金問題なども、リスクという観点から見れば同様であります。

小山町は、町政のリスクをどのように評価、認識しているのでしょうか。

今議会に、小山町職員倫理条例などが上程されますが、本条例については、昨年度策定された基本計画に似たような条例制定が明記されています。なぜその上程が、昨年6月定例会ではなく今年なのでしょう。町長の選挙公約でもある案件なのですが、町の対応はあまりにも遅い。

町は、町政運営に対するリスク評価と認識、その対応について、どのように考えているのでしょうか。リスクに対する評価の基準も踏まえて、考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私の方からは1点目、2点目をお答えさせていただきます。

まず最初に、報・連・相ですけれども、組織のトップとして、内部統制体制の重要な要の一つとして、どのように徹底、組織の変革につなげるのかという質問でございます。

私は、報・連・相は、組織が行動を行うときに、最も重要な一番最初のきっかけとなるべきものだというふうに考えております。組織が行動を起こすとき、組織の意思を決定する必要があります。正しい意思決定をするには、様々な情報を集める必要がまずあります。行動のタイミング、どのような行動が最適か、その行動はどのような結果をもたらすのか、その行動を取ることにどんなリスクがあるのか。それらを、報・連・相により様々な情報を集めた上で、意思決定をする必要があるというふうに考えております。

今回の件では、その一番重要な報・連・相が欠けていたということが明白になりました。そこで先月、私は全ての管理職及び職員に指示をしたところであります。今回の指示1回で徹底されるとは考えておりません。これは、これからも継続していかなければなりません。報・連・相が当たり前になるまで、何度も何度も繰り返さなければならないと考えております。

次に、内部監査室の設立の考えについてでございます。

昨年度の新産業集積エリアの業務検証委員会の報告を受けまして、昨年10月から総務課の総務法規班の人員を増員し、内部統制の強化を図っております。また、企画政策課におきましては、行財政改革の観点から事務処理の見える化について検討を開始しておりまして、業務手順書の整備、チェック体制の構築等を目指しております。そのような中、残念ながら今回の件が発生してしまいました。

現在、総務課には、監査委員事務局担当職員を1名配置しており、監査委員には、町の事務執

行や出納状況、決算状況の監査などをお願いしております。

議員御指摘の、業務から切り離し独立した内部監査室の設置につきましては、本町にとり組織的にも人力的にも難しいと考えますが、監査委員事務局職員を増員することにより、同様の機能を持たせ、内部統制の充実強化を図ることなどは可能と考えます。

今回の件で失われた町民の信頼を再び得るため、そして公平公正な事務執行を進めるためにも、現在進めている事務の見える化等に加え、検討してまいりたいというふうに思います。

その他の御質問につきましては、企画総務部長から答弁をいたします。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 再質問にお答えいたします。

次に、町政運営に対するリスク評価と認識とその対応について、どのように考えているのかについてであります。

町政運営に対するリスクとして、まずは法令にのっとり適切な事務を行うことが、全ての出発点であります。

しかし、その上で、法令にのっとり適切な事務を執行したとしても、あらゆる事務執行には必ずリスクが内包されており、一人一人の職員がそのリスクを予想し、組織として共有し、その対応方法までを把握しておくことが望ましいと考えております。適切な事務を適切な時期に行うことにより、そもそも今回のような件は生じなかったはずであり、それが起きたと。また、起きるまでにその存在に気づかなかったところに問題の本質があると思います。

今後、職員が様々なリスクについて、その生じたときの影響の大きさ、具体的な対応等を事前に把握できるように、研修等の機会を捉え、周知徹底を図りたいと考えております。

現在、町では、事務手続の見える化について検討を開始しております。事務手続の見える化により、ある程度の内部牽制は働き、事務の進捗管理もできることが見込まれますが、更に進めて、内部統制制度の導入についても検討を行いたいと思います。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 再々質問をいたします。

私は、今回の湯船排水路未精算金問題で、1億5,800万円の未清算金があると聞いたとき、あきれると同時に、どこかで聞いた話だなと思いました。

私は20数年前、民間会社の本社経理部に勤務しておりましたが、当時その会社は不良在庫過多による資金不足に直面しており、株価は額面割れ、メインバンクからは昼夜を問わず催促の電話、毎日終電まで仕事をしておりました。私はこの在庫処理の経理を担当していましたが、処分は遅々として進まず、毎日上司より叱責を受け、出社拒否寸前でありました。

結論から申しますと、在庫増は、会社の指示とはいえ、担当者が自分への叱責と社内評価が下

がることを恐れるあまり、実態の正確な報告を怠ったことが原因の一つでした。不良在庫は、実はまだあります、実はまだありますの連続であり、処分に長期間を要したことを覚えています。社員が、結果はどうあれ、勇気を持って積極的に報告する文化がなかったからであります。

この経験から、小山町は、倒産寸前の会社と、形は違うが問題の本質は同じなのではないかという疑問と危機感を抱いた次第です。

ただ、良いこともあります。今回の問題が4月の段階で公表されたことです。これが9月の決算会議で「実は」と提出されたとしたら、町の信用は地に落ちました。これは、町職員に現状の小山町の実態を憂う方々が、多数存在する証であると思います。

町民の幸せと町と企業の発展と、何より働く職員のためにも、失敗を恐れず勇気を持って職務を遂行できる風通しのよい組織に変身させることができるのは、トップである町長以外にありません。ぜひとも強力なリーダーシップを発揮されて、組織改革を断行していただきたいと思いません。最後に意気込みをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

今回の件につきましては大変申し訳なく、逐一ですね、おっしゃることが身にしみているというふうな感でございます。

本当に、室伏 勉議員がおっしゃったようなこと、主には報・連・相ということになるというふうには思いますけれども、課題が見えなければ、その課題解決は全くできないというふうに考えております。

したがいまして、事件が起こってからでも再々、問題点は把握しろと。把握したら、報告をしろと。それがあって初めて解決をしていくということにつながってまいりますので、今後も報・連・相を徹底して、二度とこのようなことが起こらないように、町政運営をしてまいる所存でございますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○1番（室伏 勉君） 以上です。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 岩田治和君。

○5番（岩田治和君） 通告に基づきまして、広域行政の推進について質問いたします。

地方分権型社会の創造に当たっては、それぞれの地域が自己決定、自己責任の原則に基づいて決定することが大前提であり、自分達の住んでいる地方自治体の将来ビジョンを決定し、推進し

ていくことは、住民自身による判断でなければならないことは言うまでもありません。

平成の大合併として、平成17年3月末までは優遇処置が講じられたことから、全国の6割以上の市町村が合併特例法に基づき合併が進められ、静岡県においても74市町村であったものが合併により35の自治体となっています。

当時、本町は合併しない町長の考えとして、近隣自治体に比べ福祉政策、教育支援策等の独自のきめ細かい行政サービスをしていることから、現段階での合併は町民にとってあまりメリットがないと結論づけていました。

現在、本町及び近隣の自治体の動向を見ても、早急な合併は望まないとの考えが大勢のように見受けられます。

既に御殿場市・小山町広域行政組合として、消防救急、ごみ処理等の広域行政を行っていますが、さらに、観光、福祉、水道事業などにも広域的な観点から行うことによりスケールメリットが生じ、財政的には大きな利点が得られると考えます。

これまで、本町の広域行政の考えや行財政改革の具体的な方向性は示されていない状況であり、将来的には人口減少が確実に進み、広域行政の推進を検討することは大事な課題と考えます。

このようなことから、町長に次の点について答弁を求めます。

1、将来に向け広域行政の推進が更に必要と考えますが、平成17年当時と比べ、近隣自治体との関わりがどのように変わり、今後の本町の在り方について所見を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田治和議員にお答えをいたします。

広域行政の推進についてであります。

日常生活圏の拡大や、生活様式の変化に伴う行政ニーズの多様化・高度化、加えて厳しい財政状況などにより、行政運営において広域的な対応が求められていることから、本町では、第5次小山町総合計画前期基本計画の基本施策の一つとして、広域連携の推進を掲げ、効率的な行政運営や住民サービスの向上を目指し、取り組んでいるところであります。

本町では、一部事務組合、広域連合、共同設置、事務委託など様々な手法による連携により、事務処理を行っております。

議員御指摘のとおり、一部事務組合といたしましては、御殿場市・小山町広域行政組合により消防、斎場、ごみ処理、し尿処理に関する事務を、静岡縣市町村総合事務組合において退職手当の支給を、駿豆学園管理組合において障がい者支援施設の運営を、駿東地区交通災害共済組合において交通災害共済事務を推進しております。

また、広域連合といたしましては、静岡県後期高齢者医療広域連合において後期高齢者医療保険事務を、静岡地方税滞納整理機構において税の滞納処分を進めております。

また、共同設置では、介護認定に関する事務を御殿場市と、事務委託においては、公平委員会事務を静岡県に委託し、救急医療センター運営事務を御殿場市にお願いをしております。

これらの連携につきましては、本町単独で取り組むことは難しく、連携により効率的な事務執行を実現できているものと考えております。

現在、検討が進められている事例として、重要なインフラ施設であります水道関係におきましては、施設の老朽化や更新のコスト負担が全国的な課題となる中、静岡県は、今年度水道事業の広域化を検討する新たな協議会を立ち上げ、広域化の方向性を盛り込んだ推進プランの策定に向け検討を開始しており、町も参画したところでございます。

このほか、近隣自治体との分野別の連携も進めており、代表的な取組として、平成21年度に発足した富士山ネットワーク会議が挙げられます。この会は、富士山ナンバーの誕生を契機として、静岡県側の環富士山地域にある富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市、小山町の4市1町が、よりよい住民サービスを展開するため、環境や観光、防災などの様々な分野で連携を図り、取り組んでおります。

主な取組といたしましては、図柄入りナンバープレートの導入、広域サイクリングマップの作成、富士山1周サイクリングイベントの企画など多岐にわたり、先月には、ゼロカーボンシティ宣言を行うなど、行政区域の枠を超えた広域連携を図り、行政課題の解決に向けた取組を積極的に行っております。

また、御殿場市、裾野市、小山町から成る2市1町行政懇談会では、アフターコロナを見据えた広域連携の取組や、山梨県の富士吉田市、山中湖村、忍野村との新たな経済圏の創出を図るため、「バイ・ふじのくに」の取組を推進するなど、県の枠を超えた新しい広域連携の取組も進めているところでございます。

今後、効率的な行政運営を進める上で、2025年問題や2040年問題など、少子高齢化による人口減少や、財政逼迫などにより、単独の自治体として行政サービスの水準の維持が困難となることが予想されております。本町といたしましては、行財政の持続可能性を担保するために、今後も必要な連携の在り方について研究してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○5番（岩田治和君） 再質問をいたします。

まず、答弁の中で、今後も必要な連携の在り方について研究してまいりますという答弁がありましたが、私の方で提案しているのは、観光行政、水道料金、福祉分野の充実ということで、例えば、観光行政につきましても、以前からSKY、静岡、神奈川、山梨の連携というのは協議会が持たれていて、どのように進めるかというような話も検討されているようですが、特にハイキング道の点に考えてみても、この小山町は、隣の山北町、更に北部の方ですと山梨県の山中湖村、富士吉田市、いずれも町境のところがハイキング道になっていることが多いわけです。あと、東から南にかけては、箱根町、御殿場市、更に伊豆半島に向かってほかの市町との関わりが強いわけですが、やはりハイキング道の整備も今後、広域連携として関係市町と連携するようなこ

とが必要だと思えます。

あと、観光の中身についても、地域的な特性がどうしても出てきて、似たようなところがある点については、広域的な行政の進め方を進める必要があると私は思います。

2点目は、水道の問題ですけど、既に水道は民間委託をしている、例えば、宮城県仙台市は、全て民間委託をしております。さらに、神奈川県では、水道企業庁として県とはまた別に独立団体をつくりまして、丹沢湖とか宮ヶ瀬湖、津久井湖、相模湖から取水をして、それを各神奈川県内に配水していることは、40年も前から進められております。こういう点も、今後、小山町についても、ただ単独でこの小山町だけの水道というようなことじゃなくて、広域的なことを進める必要があると思えます。

特に小山町の場合には、原水が安くて大変利点がありますので、その原水の安い点を有効に今後も利用するために、広域的な運用が私は必要だと思えます。

あと、福祉の充実で、この答弁の中にも幾つかの点が出されていますけど、例えば、温泉施設についても単独で小山町独自でやるのではなく、例えば、隣の山北町もそうですし、山中湖村も、また忍野村の方もそうですし、御殿場市とも、こういうような温泉施設についても充実させた広域的な方法が今後考えられると思えますので、ぜひ新しいビジョンを持って、今後、広域行政というよりも、私はどちらかという、合併の方向で考える必要があるとは思いますが、今、現時点ではそういう機運もありませんので、まずは広域行政を進めていく必要があると考えます。

この点について、町長に再質問をいたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田治和議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ハイキング、あるいは水道、そして温泉というような、具体的に掲げられて連携をとということでございますけれども、それぞれ改めて連携というようなことではなく、それぞれの担当が、それぞれ関係する市町と連携を図りながら処理をしているという状況にあるかと思えます。

例えば、水道について、どこかと一緒にということについては将来的には考えていくことが必要だということで、先ほども答弁いたしましたけれども、現状で合併をすればかえって町の水道料が高くなるというようなことも想定をされますので、現時点では町単独でよろしいんじゃないかと。ただ、研究はしていくという姿勢は持ち続ける必要があるかというふうに思います。

また、温泉につきましても、どういう形か分かりませんが、例えば、配管とかですね、遠くから持ってくる、あるいはタンク車で運ぶとかということも考えられます。

ですから、現状の町の取組が、利便性が高まって町の財政負担が少なくなると。それで町民の福祉が向上されるというようなところが見えれば、当然これは連携を進めていくということになるかと思えますけれども、現時点では、連携でなく、関係する市町村と連携を図りながら、事務を進めていくという方向性でよろしいんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに、答弁はございませんか。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 岩田議員の再質問の中で、ハイキング等の観光のというところが個別にございましたので、少し取組について説明させていただきたいと思います。

町では、富士箱根トレイルということで、観光誘致を図っているところでございます。当然、そこには、議員も御発言のとおり、県境をまたいだ付近のトレイルを御紹介しているわけでございます。特に、金時山のハイキングにつきましては、今現在、小山町からの利用が止まっていることで、関東からの誘客が今、図れていないところでございます。

こういったところでも、南足柄市、箱根町等、山頂にございますトイレの維持管理につきまして協議会を持っていたりとか、そういったことも取組をしております。

ですので、小山町の観光につきましては、やはり隣接する関係市町と協働していくと。広域的な行政の協働というような形で、取組は過去からしている状況でございます。これからもそういったことは行っていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○5番（岩田治和君） 先ほど町長の答弁の中で、例えば、水道の関係なんですけど、メリットがあれば今後考えたい、現時点ではメリットもないようなこととお話を伺ったわけなんですけど、ただ、私の考えだと、ただこういうメリットだけで考えるのではなく、やはり今後、広域行政が、広域的な合併の必要性がまた出てくるのではないかと思います。

財政力指数も、近隣の市町と比べても小山町はまだ低いのが現状です。ですから、ただのメリットじゃなくて、例えば、相手方に喜ばれるような小山町の水道は安いんだというようなこともやはりなければ、相手方の合併ということも今後考えられない。ただ負担だけ多くなって、それ以上のことはないというようなことも言われます。

あと、先ほどの部長からの説明で、ハイキング道についても、やはり、観光面は何か今後、特に隣の御殿場市は今、積極的に考えているようなんですけど、小山町ももう少し観光面の充実を考えますと、通っている道は小山町の道じゃなくてちょうど市町の境の道になりますので、なるべく連携した形で、私は進めていただければと思っております。

この点について再度、お答えいただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 岩田議員にお答えいたします。

水道の件につきましては、今、県の方で主催をしてもらいまして、各県内の市町で広域化の検討をする協議の場を持っていただいております。何度か会議は続けているんですけども、これが始まった経緯というのは、人口減少の時代になって上水道のインフラを保っていけるかという観点から始まったんですが、小山町もいろいろ検討した結果、今のところは、先ほど岩田議員が

おっしゃられたように、なかなかメリットが見えてこないところがございます。

ただし、例えば、メーター器の共同購入であるとか、それから今不足している水道技術者を共同しておくとか、単に一体となって水道事業をやるという観点ではなくて、協力できるところは協力して行って、少しでも経費を減らしていこうというような観点で、今研究を続けているのが状況であります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○観光スポーツ交流課長（湯山浩二君） 岩田議員にお答えいたします。

観光の関係でございます。

先ほども答弁いたしましたとおり、既に県境の町ということもありまして、山梨県、神奈川県、または静岡県東部地区の近隣市町とは、広域連携協議会というようなものを幾つかつくって観光振興に当たっているわけでございます。

当然、議員も御指摘のとおり、特に観光面では、旅行者目線で言いますと、小山町内の施設だけで完結するというものではございませんでして、当然、周辺の市町と連携して誘客を図っていくことがやはり効果が高いと思われますので、引き続き、近隣の市町等と連携を強化いたしまして、観光振興、誘客に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（岩田治和君） ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） 通告に従い、二つの大項目を一括質問一括答弁方式にて質問をさせていただきます。

大項目一つ目の質問です。

里親制度の普及・啓発並びに子育て短期支援事業の必要性に関してお伺いいたします。

里親制度とは、保護者の病気、家出、離婚、その他いろいろな事情により家庭で暮らせない子ども達を自分の家庭に迎え入れて養育する仕組みです。日本では、そういった子どもはまず、乳児院や児童養護施設といった施設に行くイメージが強くありますが、国連は原則として里親に養育されるべきとしており、施設の利用は条件を限定するよう各国に求めております。

小さな子には、特定の大人との愛着形成が必要です。しかし、施設では集団生活になり、かつ、どうしても職員の入替わりがあるため、それが難しいという現実があるからです。愛着障がいのまま成長しますと、自分に自信を持ちづらく、辞意的な行為や反社会的な行動を取るなどのリスクが高くなると言われています。

子どもの権利条約では、全ての子どもは、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長する権利があるとされています。

一方、国内では、自分の家庭で生活できない子ども約4万5,000人がいるうちの、里親家庭で生

活している子どもは約6,800人で、割合は21.5%となっており、先進諸国が80%を超える国もある中、日本は低い水準であることがうかがえます。

国連・子どもの権利委員会は、日本の施設偏重の傾向が問題であると政府に勧告し、これを受けて、日本では2016年に児童福祉法を改正。施設より家庭での養育を優先させることが明記されました。そして、2017年、政府は新しい社会的養育ビジョンを策定し、里親委託率を令和5年までに75%にすると、極めて意欲的な目標を掲げました。

この目標を達成するには、まず何よりも受入れ先である里親登録の数が必要です。

静岡県内の状況はといいますと、里親等委託率は34.5%、そして、小山町を管轄する東部の数値は34.3%と、国内の委託率より多い状況ではありますが、それでも国の目標とする75%に近づけるには、国や県だけではなく我々地方自治の働きかけも求められるのではと考えられます。

このような状況を踏まえ、町の課題認識をお伺いいたします。

まず一つ目に、町はこの里親制度の必要性をどのように捉えられておりますでしょうか、お伺いいたします。

二つ目に、町内における研修会や勉強会に関してお伺いいたします。

現在、町で里親登録されている御家庭は、残念ながら全くの0でございます。里親の登録数を増やすことも大切ですが、そもそもの里親に対する制度自体の理解も、町には浸透されていないことがうかがえます。

町では、この里親制度に関し、研修会や勉強会など過去どのような取組が行われ、今後はどのように取組を実施される御予定でいらっしゃるのか、お答えください。

三つ目に、町内における子育て支援の拡充の面から質問をさせていただきます。

2019年に実施された町のニーズ調査報告書では、子どもを見てもらえる親族や知人等の有無に関し「いずれもない」と回答された未就学児を持つ御家庭が13.1%、そして、小学生が10.4%と、約1割の方々が緊急時の預け先がないと回答されております。須走においては、何と約3割の御家庭で預け先がないと回答がされております。

町はこの預け先がないという課題をどのように捉えられておりますでしょうか、お答えください。

次に、このように子どもの預け先がない方々が、町へSOSを打診してこられたことは、過去にどの程度ありましたでしょうか。また、そのような場合に、町はどのような対応をされるのか、お伺いいたします。

最後に、近隣市町ですと、御殿場市が、里親登録をされている方々へ直接ショートステイの依頼ができる子育て短期支援事業を実施されております。町はそれら事業に対し、小山町での必要性をどう捉えられているのか、お伺いいたします。

次に、大項目二つ目の質問、オーガニック給食の導入並びにオーガニックビレッジ宣言への取組に関してをお伺いいたします。

農林水産省は、温室効果ガス排出量の抑制に向けた取組として、2021年5月に、みどりの食料システム戦略を策定いたしました。この戦略は、大規模な自然災害や地球温暖化だけではなく、農林水産業に携わる生産者の減少や、人口減少による地域コミュニティの衰退などの中で、国が将来にわたり食料の安定供給に取り組んでいくものです。

様々な産業でSDGsや環境への対応が重視されるようになり、国際的な議論の中でも地球環境や地域の将来を見据えた持続可能な生産から消費までの食料システムの構築が求められています。

また、それら達成に向けて、省エネ型設備やスマート農業、電化機器の導入、デジタル技術を活用した流通加工の効率化など、調達から生産、加工、流通、消費の各段階で、新たな技術の開発や普及を推進することにしており、特に、消費者の理解や作り手側の意識の変化も求められています。

国は、食料を支える農林水産業の生産力の向上と、持続性の両立に向けた目標を取組として、みどりの食料システム戦略を策定する中で、2050年までに、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現や、化学農薬使用量の50%低減、化学肥料使用量の30%低減のほか、有機農業の取組面積を25%に拡大するなど、14の目標を掲げました。

国の定める極めて意欲的な目標を達成するには、我々地方自治の働きかけは必須であります。このような状況を踏まえ、町へ課題認識をお伺いいたします。

一つ目に、町のみどりの食料システム戦略に対する概要の把握、また、オーガニックビレッジ宣言への挙手のお考えはあるのか。どのような課題認識をお持ちでいらっしゃるのか、お伺いいたします。

二つ目に、みどりの食料システム戦略が目指す姿の一つとして、有機農業における取組面積の割合拡大が掲げられており、この取組として学校給食のオーガニック化が考えられます。本町における有機農業の現状及び学校給食における地元有機野菜の使用状況をお答えください。

次に、同戦略におけるオーガニックビレッジ宣言の挙手を踏まえ、推進交付金を活用した学校給食のオーガニック化が、町における導入の足がかりになるのではと考えますが、町のお考えをお聞かせください。

三つ目に、有機農業導入に当たり、地元生産者の抱える課題や取り巻く状況などを把握するためにも、アンケート調査を実施することが求められると考えられます。また、有機農業に関する研修会や勉強会などを実施することも有益であると考えますが、町は、これら実施に関しどのような見解をお持ちでいらっしゃるのか、お答えください。

最後に、有機食品市場の状況ですが、農林水産省の実施した調査アンケートによりますと、2009年に1,300億円であった日本全国の有機諸侯品市場規模の推計値は、8年後には1,850億円に増加しており、有機米・有機野菜などの需要は、今後更に伸びていくと考えられます。

町はどのような戦略を持って、時代に乗り遅れることなく有機化に取り組まれるのか、見解を

お聞かせください。

以上、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 小林議員にお答えをいたします。

初めに、里親制度の普及・啓発並びに子育て短期支援事業の必要性についてのうち、里親制度の必要性についてであります。

里親制度は、様々な事情によって家庭で生活することができない子どもを県知事が認定した里親に預け、里親家庭の中で温かい愛情を持って育てようとする児童福祉法で定められた制度であります。運営につきましては、都道府県または指定都市、児童相談所設置市で行われており、本町は、静岡県東部児童相談所の所管となっております。

里親による養育により、子どもは特定の大人との愛着関係を育み、自分を受け入れてもらえるという安心感や信頼感が得られます。また、子どもが将来大人になり家庭生活を築くとき、家庭のモデルを知ることができます。さらに、身近な地域社会の中で成長することで社会性を養い、生活に必要な能力が身につくと期待をされております。

町といたしましても、子どもが健やかに成長するために、安心できる家庭教育環境の中で保護者の温かい愛情の下に育てられることが大変重要であり、制度の必要性を認識しているところであります。

次に、研修会や勉強会についてであります。

里親についての研修会、勉強会は静岡県の主催で行われており、昨年度は里親制度の説明会に関心のある町民と共に町職員も出席をして、制度の知識習得に努めております。

今後の取組といたしまして、町と静岡県が共催して町民向けの制度理解を目的とした講座や、勉強会を開催するなどを検討してまいります。あわせて、静岡県が発行するチラシ等を活用してPRするなど、里親に対する認知度と理解を広げていく取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、緊急時の預け先の課題についてであります。

緊急時の預け先としましては、昼間の時間帯は、こども園の一時預かりやファミリーサポートセンター事業で対応しております。夜間については、児童養護施設等での対応となります。

現在、町では、緊急時の預け先となる施設がない状況ですが、困った方への支援が可能となるよう何らかの施策が必要と考えますので、今後、研究してまいります。

次に、町へのSOS事例についてであります。

町へSOSを打診した正確な件数は把握しておりませんが、過去に1件、独り親家庭の保護者が入院したケースがあり、その際は東部児童相談所に一時保護を依頼し、一時保護対応となった事例がありました。

次に、子育て短期支援事業についてであります。

この事業は、保護者の疾病その他の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に行う事業であります。現在、町では実施しておりませんが、子ども及びその家庭の福祉向上のためにも必要と考えております。

今後、先ほどのSOS事例等にも対応できるよう、宿泊を伴う子どもの預かりを行える民間事業者や、町の里親登録者を増やして事業に取り組めるよう検討していきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、経済産業スポーツ部長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 私からは、御質問のうち、オーガニック給食の導入並びにオーガニックビレッジ宣言への取組に関して答弁いたします。

初めに、小林議員から御質問の前段で御説明がございました、国が昨年策定いたしましたみどりの食料システム戦略につきましては、食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を、新しい技術を取り入れて、社会全体に影響をもたらすことを実現化するため、中長期的な観点から、戦略的に取り組む政策方針であります。

現在の日本における農林水産業全体の課題として、生産力をただやみくもに増やそうとするということではなく、持続可能性と矛盾することなく高めていくことを目標に打ち出したものと承知しております。

また、本町のオーガニックビレッジ宣言への挙手の考えにつきましては、本年5月に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」が制定されたことにより、今後、静岡県において、市町や農業協同組合、環境保全型農業研修機関などの関係者を参集した情報連絡会を発足する予定であります。

本町といたしましては、この情報連絡会を通じて調査研究を行い、オーガニックビレッジ宣言の挙手について検討をしております。並びに、その課題につきましては、有機食品の持続可能な取組には消費の拡大が必須であり、消費者と生産者の相互理解が必要であることが挙げられます。

次に、本町の有機農法の現状や、学校給食に地元有機野菜の使用状況についてであります。

本町の主力農産物は水稲であり、化学農薬、化学肥料を低減したエコ栽培米の生産が進められております。また、有機野菜については個人消費がほとんどでありますので、学校給食への使用実績はございません。

また、オーガニックビレッジ宣言の挙手を踏まえ、みどりの食料システム戦略推進交付金を活用した学校給食のオーガニック化の導入についてであります。この交付金制度は、オーガニックビレッジ宣言を行おうとする市町村が、有機農業への転換等に伴う検討会や試行的取組について、国が支援するものであります。

このことから、先ほど答弁いたしましたとおり、オーガニックビレッジ宣言の挙手の検討からまず入ってまいりたいと考えます。

次に、有機農業導入に当たり、生産者へのアンケート調査、また研修会等についての町の見解であります。

有機農業につきましては、国もその方向性を示したばかりの状況であり、これから静岡県が主導となり情報連絡会の発足を行っていくものであります。

本町で有機農業は持続可能なのか、農業協同組合をはじめ関係機関と検討していくことがスタートとなりますので、その中で、議員御発言の生産者への調査が必要となるものと考えております。

次に、有機農産物に対する町の戦略についてであります。

農林水産統計の有機食品等の消費状況に関する意向調査によりますと、消費者がオーガニック食品に関心を持っているとの回答も当然ございました。身近なことではありますが、ウクライナ情勢の悪化に伴い、肥料価格の高騰が生じ始めました。肥料の海外からの輸入依存度は高く、農業の自給率を上げていく考えは当然必要となる中、有機農産物の栽培も手段の一つに挙げられるものです。

国、県の動向や情報を広く収集し、本町の農業施策の一つとして検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩とします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

まず、里親制度の普及・啓発並びに子育て短期支援事業の必要性に関して、2点ほどお伺いたします。

1点目に、昨年度、静岡県主催で里親制度の説明会が実施され、関心のある町民と共に町の職員も出席し制度の知識習得をされたとのことですが、この募集はどのように周知され、説明会は年に何回ほど実施されたのか。また、それぞれの会に何名の方が参加されたのか、お伺いたします。

2点目に、子育て短期支援事業に関してお伺いたします。この制度は、保護者の疾病や仕事等により子どもの養育が一時的に困難となった場合や、育児不安や育児疲れ、また、慢性疾患児を持つ看病疲れなど、身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間子どもを預かる事業です。

この制度ですが、見直しが行われたことにより、利用者から依頼を受け、里親、その他市町村長が適当と認めた者に直接委託することが可能となりました。つまり、子育て中の町民が先ほど

述べたようなSOSが出たときに、役場が介入し、里親や預け先を直接紹介できるようになったというわけです。

確かに町内におけるこのような必要性が求められた発生件数としては、過去1件と少ないかもしれませんが、安心して子育てをしてもらうまちづくりを進める上で、町の方から御回答にもいただきましたとおり、何らかの施策を講ずる必要性があると感じます。

特に、現在、小山町における里親登録者数が0なため、万が一宿泊を伴う緊急の預け先が求められ、一時保護をお願いすることになりますと、管轄内の沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町のいずれかの里親登録をされている御家庭へ、子どもは預けられることとなります。

自分の親と物理的に離れ離れになるだけではなく、見たこともない場所へ連れていかれる子どもの不安は計り知れません。いざというときに、やはり子どもが通い慣れた学校、住み慣れた土地、見慣れた風景の中で一時保護ができる環境を整えられることは、子どもの安心につながり、心的ストレスの大きな負担軽減につながると考えられます。

何より、常日頃から町の情報に精通し、また、町民に寄り添ってきている役場職員に直接サポートしていただけることは、申し訳ありませんが、突然来られる県の職員の方達に比べれば、当事者でもある保護者や子ども達に与えられる安心感は、やはり大きいものがあるのではないのでしょうか。

今後、講座や勉強会を開催するなど検討してまいりますと御回答いただきましたが、今までのように県に任せきりでは、従来と何も変わることなく、里親の登録者数はもちろんのこと、里親に対する理解も広がりを見せることは難しいのではないのかと思われまます。

子育ての安心安全を更に充実させるためにも、県からのアクションをただ待つだけではなく、町としても何かしらのアクションを講ずるべきではないのかと考えますが、町の見解をお聞かせください。

次に、オーガニック給食の導入並びにオーガニックビレッジ宣言への取組に関して、1点再質問させていただきます。

確かに、国が策定したこの戦略は、政策が策定されたばかりで、まずは情報の収集そして検討が求められる段階です。

しかしながら、生物の多様性にしかり、社会的な情勢にしかり、市場のニーズにしかり、様々な観点からこの戦略の必要性を俯瞰したとき、やはりほかとの足並みばかりをそろえることに重要性を置くのではなく、町として何をしなければならぬのか。また、何ができるのかに重点を置き、町独自で進められる事柄には率先して着手していただくことも可能ではないのかと考えられます。

例えば、千葉県いすみ市では、2013年に手探りで水稲無農薬栽培に着手され、2015年には生産された4トンの有機米を学校給食に導入しております。また、その2年後の2017年には、学校給

食の全量に当たる42トンの有機米を提供できるまでに至っております。

いすみ市も、もともと有機農業者は0でした。そこから兵庫県豊岡市をモデルに、生物多様性と水稲の2部門による協議会を設立し、2年後には水稲有機栽培の実証事業を開始され、4年で産地を形成されております。

このように、先駆者的に有機農業に取り組み、さらには、実績まで生み出されている他市町の事例などを、県からの声掛けを待つことなく自発的に研究・研修することは有益であり、十分に可能かと思われまます。

また、町内に散見する荒廃農地や耕作放棄地などを再度見直し、最初から大規模に有機を行うのではなく、まずはそのような場所から徐々に有機の取組ができないかなどを検討したり、町内の間伐材から剥いだ樹木の皮などから有機肥料が作れないかなど、町内にある可能性に着目し様々に準備をしておくことは非常に有効であり、町単独でも実行可能かと思われまます。

町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めまます。

○教育次長（平野正紀君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

初めに、説明会の実施状況であります。昨年度は、里親相談会が毎月第1木曜日に三島市で開催されており、町民からの問合せに対し、里親相談会開催日と県の里親担当課であるこども家庭課を案内しております。

町民が参加した説明会は、里親相談会のパンフレットを見て関心のある町民が3組集まったことから、里親相談会とは別に町の総合文化会館で里親説明会を開催いたしました。

次に、子育て短期支援事業についての町の見解についてであります。

県が開催する里親相談会を、町のホームページ等を活用して効果的に町民へ周知し、令和3年度と同様に、県と連携し小山町の施設で里親説明会を開催したいと考えております。

また、子どもが安心してストレスなく一時預かりができるよう関係機関につないでいくとともに、近隣市町での事例を参考にしながら、必要に応じて一時預かりが可能な事業所等の事業参入について研究してまいりたいと考えております。

これらの取組を通じまして、里親登録者を増やしていけるよう周知に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めまます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 小林議員の再質問のうち、私からは、本町において有機農業を自発的に研究・研修を行うことについてであります。

本町の気候風土に適した有機農業を考える上で、先進地の有機農業の取組の事例を参考とすることは、議員の御指摘のとおり大変有効であると考えまます。今後、協議会での動向を見極め、本町独自の有機農業の導入や効果等、調査研究をしてまいります。

次に、荒廃農地等、耕作の放棄されている農地につきまして、有機農業の取組への活用、また、

町内で調達可能な資材に着目した有機肥料の作成など、様々な事前準備についてであります。小山町農業委員会では、毎年農地の利用状況調査を行っており、その結果に基づき荒廃農地の発生防止と有効活用に努めているところでございます。この一環として、有機農業の取組の可能性について調査を行ってまいります。

また、町内で発生した資材のリサイクルを有機農業に再利用することは、地産地消や栽培コスト削減の観点から有効と考えられますので、今後、再生可能な資材について調査研究を進めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 里親制度の普及に関して、再々質問を行わせていただきます。

三島市では、定期的に説明会が開催されているようですが、町でも定期開催はできないのでしょうか。

また、周知の方法ですが、ホームページ等を活用して効果的に町民へ周知するとの御回答をいただきましたが、町にはその他にも様々な周知ツールがございます。町の公式LINEなりSNSなり広報おやまなり、発信媒体を増やし、少しでも町民が情報をキャッチできるような創意工夫をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（平野正紀君） 再々質問にお答えいたします。

三島市での開催は、静岡県から里親支援機関の指定を受けた児童家庭支援センターが行っておりますので、町での開催について協議検討をしております。

また、周知につきましては、広報おやまをはじめ、様々な方法で取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 以上で質問を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 私は、通告に従い、2点の問題について一問一答方式で質問をさせていただきます。

まずは、都市公園の管理は、都市整備課で所管すべきではないのかの質問です。

今年度4月、機構改革と併せて都市公園の管理の所管が移りました。もともと都市整備課が所管していた豊門公園の管理は生涯学習課へ、誓いの丘公園と須走多目的広場の管理は、新設された観光スポーツ交流課へと移りました。

これらの三つの公園の管理が、生涯学習課や観光スポーツ交流課に移されたのは、多分、管理と利活用の一体化をすることで、合理的・統合的に対応できると考えてのことかもしれません。

しかし、金時公園の管理などは今までどおり都市整備課のままです。その結果、都市公園の管

理がそれぞればらばらな状態になってしまいました。なぜそうしたのか。管理の所管を移した理由については、予算説明の際も詳しくは話さず、結論をさらっと触れただけでした。

やはり、都市公園の管理というのは、従来の都市整備課が公園管理という性質上、一括して担うべきではないのか。管理と利活用は別々の任務だと私は考えるので、一般質問で取り上げ、質問いたします。

まず、町長にお聞きします。

どこの自治体を見ても、公園管理は公園緑地課等の名称で一つの課で一括して行っているのが通常です。しかも、国や県の上級機関を見ても、国は国立公園が環境省、国営公園が国土交通省、県は交通基盤部都市局公園緑地課がまとめて担当しています。

ところが、本町はばらばらに分けてしまいました。なぜ本町は生涯学習課、都市整備課、観光スポーツ交流課が、それぞればらばらに管理するようにしたのか、町長のお考えをお聞きします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 高畑議員にお答えをいたします。

今回の機構改革及び事務分掌の変更において、豊門公園を生涯学習課へ、須走多目的広場と誓いの丘公園を観光スポーツ交流課へと所管替えをいたしました。これは、今後の施設の利活用を見据えての判断であります。

議員御承知のとおり、豊門公園につきましては、建物及び噴水等が文化財としての位置づけをされており、広く一般に開放するために昨年度の中途から常時公開をしております。もともと大きな予算を投入し改修をして、その後は民間貸付け等を計画いたしましたが、コロナ禍の影響から様々な障害が生じ、実現には至りませんでした。しかし、せっかく改修した施設を公開すべきという御意見をいただき、常時公開へとこぎ着けたところであります。

町といたしましては、公園施設全体を民間の力をお借りして維持管理していきたいという考えを持っておりますが、現状では一足飛びに実現するのは難しいものと考えており、小山町豊門公園の管理に関する条例に基づき管理しております。

また、西洋館につきましては、施設使用の枠組みの中で現在カフェを営業しています。営業開始以来、様々な方に御好評をいただいております。将来的な民間活用による維持管理、運営へ向けての試金石としても、現在の利活用形態は有効なものと考えております。

須走多目的広場につきましては、スポーツツーリズムを積極的に推進していくための有効な施設と考えております。スポーツ合宿などに御利用いただけるよう、今年度、新設の観光スポーツ交流課に所管替えをいたしました。富士山の登山シーズンの駐車場として利用していたものが、道の駅隣接の駐車場を利用できることとなったことから、この広場を有効に活用してまいりたいと考えております。

同様に誓いの丘公園でございますが、富士山を見晴らすことのできる絶景ポイントであります。ハイキングやドライブ等、富士山を遥拝できる観光ポイントとして、こちらの施設も所管替えす

ることがより有効であるとの判断であります。

以上でございます。

○7番（高畑博行君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

豊門公園の管理は生涯学習課へ、誓いの丘公園と須走多目的広場は新設の観光スポーツ交流課へ所管を移すことは、どこで決まったものなののでしょうか。庁議で話し合っただけで決まったものなののでしょうか。もしそうであるなら、そのとき出た意見について教えてください。皆さん納得した上での決定だったのか知りたいです。

また、該当する各課のヒアリングは行ったのか、伺います。当然、担当する職員の生の声も貴重で無視できないからです。

さらに、庁議で決定した時期やヒアリングを行った時期についても併せて伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 機構改革の内容につきましては、3役や各部署と協議を重ね、本年1月の庁議において決定したものです。

また、各課ヒアリングは、令和3年10月に実施し、豊門公園は公園としての取扱いより文化財としての取扱いのウエイトが大きい。須走多目的広場についても、公園施設よりもスポーツ施設が主となっているなどの意見がありました。

これらのヒアリング結果も踏まえ、以降、所管替えの検討を進めた結果となっております。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

令和4年1月の庁議で決定したと言いますが、全く異論はなかったのでしょうか。これだけの大きな所管替えの問題なのに、深い議論がなされていないのなら、庁議が形骸化していないのかとも捉えられかねません。その点をまず1点伺います。

2点目は、各課ヒアリングは令和3年10月に実施ということですが、今の答弁では、所管替えへの賛同意見ばかり挙げています。当然、疑問視する意見もあったはずですが、その意見も御紹介ください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 再質問にお答えいたします。

庁議は月に1度開催しており、町の施策等を協議し決定する場であり、今回の件につきましては、意見はありませんでしたが、その都度様々な意見が出ており、役場の意思決定の場として有効であると考えております。

今回の機構改革等の方針については、部によっては大きな再編となったことから、関係各課との事務移管の調整をいたしました。調整の中では、常時公開が始まったばかりなので移管準備を考えると常時公開が軌道に乗ってからのしてほしいなどや、管理はそのままなどの意見は出ております。

各課のヒアリングにつきましては、職員配置数のヒアリングも兼ねており、担当課の意見を聞

き取り機構改革の参考としております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 再々質問します。

答弁を総合的に捉えると、所管替えありきで物事が進んでいるように感じるわけです。今回の所管変更でも、メリット、デメリットを全て洗い出し、多方面にわたり広く議論する議論の在り方を望むわけですが、今回の所管変更に当たり、所管替えありきを前提に進んだのではないかと、再度伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 再々質問にお答えいたします。

事務の所管替えにつきましては、事務の効率化なども考え、今までも機構改革の中で行ってまいりました。所管替えありきという前提ではなく、事務の内容を踏まえ、所管課を決定したところであります。今回の所管替えにつきましても、その公園が持つ目的が際立っていたことなどから、それぞれ所管替えというふうになりました。

令和4年度になりまして、現在のところ大きな問題というのは聞いておりませんが、今後事務を進めていく中で、議員御指摘のメリット、デメリット、よい面、あまりよくない面というものが出てくることが予想されます。そのときには担当部署と連携を取り、状況を見極めて対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

豊門公園でいえば、殖産興業遺産（国の登録有形文化財）なので、上物の豊門会館と西洋館の管理は、百歩譲って生涯学習課でもいいかと思いますが、公園の管理まで教育部生涯学習課がまとめてやれというのは疑問です。豊門会館、西洋館の管理と公園管理とは明らかに違います。

公園内の植木の剪定や植生管理、芝生の管理、噴水や池の調整や整備、公園内の遊歩道やベンチなどの不都合が生じたときの修繕などまで生涯学習課がやらなければならないというのは、大変疑問です。それらの業務の専門職員もいないはずですが、やはり、そこはすみ分けをして従来の都市整備課が担うべきではないのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 先ほどの町長答弁のとおり、豊門会館、西洋館及びそれらが所在する豊門公園につきましては、公園全体を一体的に捉え、文化財の活用を促進するということが有効であると考えております。管理と利活用を一緒にすることが町の政策的要素にも合致し、施設の有効利用が果たせるとの考え方から、生涯学習課へ移管することがよいと判断いたしました。

よって、今回の3か所の施設についても、施設の利活用と管理は互いに補完し合うものであるというふうに判断をしております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

あくまでも管理と利活用を一緒にすることが町の政策的要素にも合致し、施策の有効利用が果たせるという考えを述べました。

逆に、私は、管理と利活用は明らかに異なる。そこはすみ分けを明確にし、利活用は利活用で様々なアイデアを発揮して取り組むべきと考えますので、多分、議論は平行線になります。

もし、管理上の問題点が発生し修繕や改修の必要性が発生した場合は、生涯学習課は都市整備課や必要な課と連絡を取り合ってその作業を進めるということなののでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 議員御指摘のとおり、管理上において大きな修繕が発生するとか、また担当課だけで解決できないなどの問題が発生した場合は、各課の連携は必須となります。この業務に限らず、今までも様々な各課の業務において連携はしてきているところであります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 再々質問です。

役場の各課は、お互い協力し合っただけとはいっても、正直なところ、所管以外の事柄に関しては、我関せず的になりがちではないのでしょうか。果たして、今回の所管移行で関わる職員全員が納得しての移行だとは思えません。施設の利活用と管理は互いに補完し合うものという答弁がありました。私は、すみ分けをすっきりした方が現場の人間はやりやすいと思うのですが、どうでしょうか、再度その点を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 再々質問にお答えいたします。

繰り返しとなりますが、今回の3施設は文化財の活用、スポーツ施設的な要素、観光的側面など目的が際立っております。管理と利活用が一緒であっても混乱することはないというふうと考えております。

今後も担当課と連携し、状況を確認しながら、事務等が順調に進んでいるのかを見極めていきたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

誓いの丘公園や須走多目的広場についても、芝刈り作業や路面整備、トイレの管理などは観光スポーツ交流課がやるべき仕事なののでしょうか。この場所を使った観光振興や利活用上での誘客などは、当然、観光スポーツ交流課が担うべき仕事でしょうが、管理までまとめてやるというのは違うのではないのでしょうか。都市整備課がやるべき仕事を単純に新設した課に移行したとも捉えられかねないわけですが、違うのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 誓いの丘公園や須走多目的広場につきましては、公園施設の維持

管理のみであれば都市整備課で所管すべきであります。しかし、今後の観光客の誘致拡大やスポーツツーリズム推進によるまちづくりを考え、利活用を見据えており、このような所管替えとしたところがございます。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

新設した観光スポーツ交流課がやるべき任務は、スポーツと連携した観光誘致・誘客・イベント開催等のスポーツツーリズム推進であるわけです。また、新設の課なので、やるべき仕事の内容も未知数の部分が多いわけです。

しかし、これも豊門公園の生涯学習課と同様、管理も一括してまとめてやってくれというのは、新設した観光スポーツ交流課の観光誘致・誘客・イベント開催等の積極的事業展開に全力を集中できないデメリットを生むことにはなりはしないか、その点を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 今年度からスポーツツーリズムによるまちづくり事業への転換を考え、オリパラレガシーの継承を起点とした自転車登山合宿誘致などを核として取り組んでいくに当たり、管理を一括して進めるメリット、デメリットの両面が出てくる可能性は十分にあるというふうに想定しております。

合宿誘致などをとると、管理と利活用が一体であることにより誘致がスムーズに進む場合もあり得ると考えております。今後、不都合が生じた場合には、都度調整をして対応していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

国や県、御殿場市や沼津市などの自治体を見ても、さきに述べたとおり、国は環境省か国土交通省、県は交通基盤部都市局公園緑地課、隣の御殿場市は都市建設部公園緑地課、沼津市は都市計画部緑地公園課と、公園の管理は同じ課が一元的に行っています。それが自然な形です。

小山町のようにばらばらな管理だと、公園の整備の統合的計画づくりや業者依頼などで統一的に動けないのではないかと。その点はどうか考えるのか、伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 施設の維持管理につきましては、都市公園台帳の管理や使用料収入の取りまとめ、集落支援員の活用という面では都市整備課と連携をしており、その他必要が生じたときには、役場内の組織間でも連携をしております。

また、個別の業務委託などにつきましては、発注時の仕様書を合わせるなどにより統一的な業者委託も可能と考えております。

繰り返しになりますが、今回の三つの施設は施設の設置の目的が際立っております。他の都市公園と同様の統一的な管理でよいのかという検討も行った上での所管替えであります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

都市公園の管理の所管変更とは内容が離れますが、同じ所管変更で関連があるので質問させていただきます。

4月には、公園の管理の所管変更以外にもおかしな所管変更がありました。それはクアオルト健康ウォーキングが、健康増進課から観光スポーツ交流課に移ったことです。広報おやまの放送で、何、担当の所管が変わったのと気づきました。

クアオルト健康ウォーキングは、ウォーキングの途中で血圧や脈拍を測ったり、軽い体操を入れたり、私達議員も研修で体験してきた山形県上山市ではティータイムまで設けたり、あくまでも健康増進の目的に立って行われるウォーキングです。本町でもそんな目的でこの事業が始まったと認識しています。

健康増進の目的に立っているからこそ、これまで健康増進課が担ってきたわけです。事業の立ち上げから啓発活動を続けてきた健康増進課職員の苦労を分かっているつもりです。そういう経過や目的、ウォーキングの中身を分かった上で今回の所管の変更を行っているのか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） クアオルト健康ウォーキングは、町民等参加者の健康増進と町外からの参加者を受け入れ、新たな交流人口の拡大のために社会資源の充実を図ることを目的として開始いたしました。

コロナ禍においては、参加者数の伸び悩みがありました。関東近郊の会社や健康保険組合の保健事業の一環としての参加者が期待でき、まさに観光の側面から町の魅力として発信できる要素が強いため、今回の所管替えとなっております。

本町におきましては、クアオルトの本場である山形県上山市のように温泉宿の裏山にコースがあるといったような立地条件ではありませんが、この事業を継続することにより発展させ、町民の健康増進のみならず、町外からの参加者の増加につなげられるものと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

答弁をお聞きすると、明らかに町民の健康増進という観点から、町外からの参加者増加、観光の側面に重心を移した考えです。

私は、この取組は事業設立の目的を曖昧にすることなく、健康増進課が中心に座ってやるべき事業だと考えます。その結果、町外からの参加者が増え、観光的側面が膨らんでくるなら、観光スポーツ交流課と連携した取組にすればいいだけのことです。

そこで1点伺います。

所管が替わっても、専門ガイドは、今までどおりの血圧・脈拍測定や軽い体操などをしながらウォーキングを指導するのか。また、蓄積していくデータは、観光目的の人数把握や参加者の住

所等だけでなく、健康増進の側面のデータ蓄積もしていくのか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） ガイドの皆さんにつきましては、ウォーキングなどの指導を継続していただいております。

事業展開については、今までどおり、ガイドの皆さんと観光スポーツ交流課の担当職員とが連携を図り、取り組んでいるところであります。

健康増進面でのデータ蓄積については、現在のところ活用までは考えておりません。血圧測定と脈拍ですが、こちらはウォーキングをまず参加してよいかどうかの判断に使い、そして、またウォーキングの効果を実感していただくための測定というふうに捉えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） この4月に行った公園管理の所管変更や、クアオルト健康ウォーキングの所管変更は、私は素直に納得いきません。

管理と利活用の一体化、観光の側面の重視と言いますが、やはり管理と利活用は別物ですみ分けは必要。クアオルト健康ウォーキングについては、設立時の目的に立ち返れというのが私の考えですが、どうも当局とは平行線のようにです。

本年度はもう滑り出してしまっているのが難しいのですが、仕事の性質、本来的任務の上から分析を加え、検証をぜひしていただきたいことを要望して、1問目の質問を終了します。

次に、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、湯船排水路河川災害復旧事業の未払いに関する重大事案を受けてという質問です。

今回のこの重大事案は前代未聞の事柄であり、町の信用を失墜させました。振り返ってみると、ここ数年、産業廃棄物処理費増額問題に始まり、足柄サービスエリア周辺地区開発道路建設で、合同会社から負担金が納められなくて町税を充てたり、決算報告を間違ったり、労金跡地の取引に関する裁判で控訴棄却とはなったものの、予定買取り価格漏えいがあったことが相当等の理由でこの取引は無効とまで断罪された件、そして今回の未払い事案と、小山町は失態や疑念を持たれる事柄続きです。

今回の重大事案も、一職員だけの問題ではなく、組織の機能不全を示していると言わざるを得ません。私は、今回の事案を受けて、幾つかの教訓や改善点の必要を感じています。

当局は、再発防止に向けて庁舎内の内部牽制機能を強化するとともに、報告、連絡、相談の徹底をし、法令遵守及び適正な事務執行を徹底するように啓発を図るとし、人事により担当課の組織体制強化や、全職員を対象としたコンプライアンス研修の開催や、職員倫理条例及び規則の策定等を挙げています。

しかし、今の役場はもっと深いところで、根本的な問題を含んでいるように思われます。報・連・相の徹底など通り一遍の対応策で終わり、組織が本気で職場改革を図らないと、同じような

不祥事を再び起こしても何の不思議もありません。

そこで、再発防止に向けて具体的に私自身が考えている点もありますので、それらを質問いたします。

まず、町長にお聞きします。

既に、公にはプレスリリース等で町長の見解を発表しておりますけれども、今回の重大事案を振り返って、改めて町長のお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 高畑議員にお答えをいたします。

今回の事案につきましては、役場内の情報共有体制が機能せず、結果として町民の皆様に変な御心配をおかけし、申し訳ない思いでございます。このような事態を二度と起こさないよう再発防止に努めてまいります。

具体的には、室伏 勉議員の質問に答弁させていただきましたが、部局長には、課題や懸案事項などを個人で抱えることのないよう、部局長が問題に積極的に関わるよう指示をいたしました。

また、私から、全職員に対し通知を発出し、公務の意味を考え直すことや公務遂行に係る法令遵守を徹底すること、上司が所属職員と面談することにより、それぞれが持つ課題や問題について共有することなどを指示したところでございます。

繰り返しになりますが、今回のような事態が二度と起こらないよう、役場一丸となって全力を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

役場職員の仕事は、それぞれの部署ごとに多岐にわたる様々な仕事があるわけですが、それらの仕事を個人個人に任せ過ぎているのが現状ではないでしょうか。

今回のようなミスを防ぐには、それぞれの仕事を複数の目で見えて共有する、いわゆるバディー方式の任務分担や、今行っている業務の課題を課全体で共有すること、また、大変な課には、過重負担にならないような職員配置等も考慮した方がいいと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 議員御指摘のとおり、業務を遂行するために任務分担は必須と考えます。

町におきましても、年度初めに班等編成協議書を作成し、それぞれの事務分掌ごとに主担当、副担当を定めております。今回の事例においても当然定めておりましたが、業務多忙から完全に機能せず、結果的に課全体で共有することができなかつたため、大きな問題となったものであります。

町長からの指示事項にもありますが、上司が職員と面談することで、各個人の抱えている課題や懸案事項を把握し、課内で共有することを徹底します。

また、職員の配置につきましては、定員管理に基づき、限られた職員数の中で職員の適性に
応じた適切な人員を配置するようにしております。

今回の問題の発生を受け、緊急で人事異動を実施し、職員の増員をしたところでござい
ます。
以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

主担当、副担当という方法を取っていると云っても、それが形だけのものだったら意味が
ありません。どんな小さな仕事でも、主に担当する職員とそれを支援する職員を必ず明確化し、その
仕事の進捗状況、成果や課題、問題点等を常に上司に報告する。書類上での決裁に漏れがないか
もチェックする。そういう、おのおの仕事を複眼的にチェックする意味で、決して個人に任せ
ず、バディー方式を原則とすべきだと考えます。

さらに、月に1回程度、課の中で報告会を短時間でもいいので開き、各職員の行っている仕事
をお互いに共有するという制度化が必要ではないでしょうか。

その点でのお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 議員御指摘のバディー方式ということですが、これを、先ほどか
ら繰り返しになるわけなんです。報告、連絡、相談による所属内の職員間の相互理解を改めて
徹底することにより、各職員の行っている仕事をお互いに共有することが非常に大事だと考えて
おります。このことにより、仕事がスムーズに進むのではないかと考えております。

また、月1回の報告会という御指摘、御提案でございますが、まずは人事評価制度の中で決め
ております年3回の各所属長の所属職員の面談を徹底させたいと思います。各事業に対するそれ
ぞれの職員が抱える課題や問題点、進捗状況などを把握した上で、それぞれの課によってまた状
況が違いますので、それぞれに応じ随時、所属内また班内での情報共有などの打合せを実践させ
たいというふうに考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

課長以上の管理職は、各職員が担っている仕事の一覧を常に脇に置き、それら一つ一つの仕事
を担当職員と細かくコミュニケーションを取り、進捗状況を把握し、手続上の漏れがないかチェ
ックしていく必要があるのではないのでしょうか。それこそが管理職のやるべき任務だと考えるわ
けですが、どうでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 議員の御指摘のとおりであります。管理職の責務は、部下や組織、
業務をマネジメントすることです。今回の町長からの指示事項におきましても、自らの所
属職員の持つ課題や問題を常に把握し、管理職が積極的に関与することとしております。これら
により、適切な事務執行による公平公正な町政の推進につながるものと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

今回の事案の教訓を活かすなら、管理職のマネジメント研修も必要だと思われま。通り一遍の研修ではなく、具体的にどういうマネジメントが必要なのか、マネジメントの内容と方法をまた見直す必要があると考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 再質問にお答えいたします。

管理職のマネジメント研修の必要性につきましては、室伏 勉議員の答弁でもお答えしましたが、現在全ての職員を対象にしたコンプライアンス研修及び職員倫理条例に関する研修などを計画しております。

コンプライアンス研修は、民間の法制執務に精通した事業者講師をお願いし、一般職向けと管理職向けに分けて行い、管理職向けは、管理職の心がけや業務、人事の管理の中で実践すべきことなどをテーマに行う予定であります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

今回の重大事案の大きな問題点の一つが、未払い分のおのおのの工事の契約書や領収書が存在しなかったという点です。そこは工事契約側にも責任はあるし、役場のずさんさを指摘されてもやむを得ません。業者と役場の慣れ合いを指摘されることもあるかもしれません。

やはり、工事関係に限らずどんな事業でも、入札案件、随意契約にかかわらず、見積や契約書に始まって工事や事業の中間チェック、請求書、領収書等の全て公印を押した文書でのやり取りしか認められないことを再度徹底すべきではないのか、伺います。

さらに、ペーパーレス化の時代も近いことから、デジタル化された場合のルールも今回の事案を教訓に考える必要があるのではないのでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） こちらも当たり前のことなんですが、役場の業務は例規やルールにのっとった事務の遂行を徹底することが求められております。

議員御指摘のとおり、公文書の重みを再認識するとともに、相手方に指示する場合や相手方から協議があった場合は必ず文書で行うことを徹底させ、その経緯や結果を記録し、必ず上司に報告し所属内で共有すべきであります。

議員御指摘のとおり、既に文書のデジタル化は進んでおり、今年度進めておりますが、DXの推進により今後更に進むと考えられます。町では現在、事務手続の見える化について検討を開始しており、この中で業務手順書や、また業務早見表などについての研究をしていきます。それらの検討の中から、新たにルール化するものなども見いだせるものと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） いずれにしましても、今回の未払い事案は小山町の信用を大きく損なった重大な問題です。ネットでの声やほかの自治体職員の反応は極めて厳しいものがあります。役場全職員が失った信頼を取り戻せるかどうかは、本気になった働き方改革をやるのか否かにかかっています。役場全職員の本気の努力に期待して、私の質問を終わりいたします。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月10日金曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後1時53分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 室 伏 勉

署 名 議 員 室 伏 辰 彦

令和4年第3回小山町議会6月定例会会議録

令和4年6月10日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 藺田 豊造君 10番 米山 千晴君
11番 池谷 洋子君 12番 鈴木 豊君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	教 育 次 長	平野 正紀君
企画政策課長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
住 民 課 長	野木 雅代君	健康増進課長	山本 智春君
観光スポーツ交流課長	湯山 浩二君	生涯学習課長	勝俣 暢哉君
防災担当参事	伊藤嘉代子君	総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議会事務局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 山口 紘史君

会議録署名議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君

散 会 午前11時59分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

11番 池谷洋子君

1. 骨髄ドナーと事業所に補助制度導入を
2. 傷病者のプライバシーを守るためAEDに三角巾を配備しては
3. アレルギー疾患対策の強化について

8番 渡辺悦郎君

1. マイナンバーカードの普及推進について

4番 佐藤省三君

1. 小山町ゼロカーボンシティ宣言の具体化について

6番 池谷 弘君

1. 子宮頸がんワクチンについて
2. スポーツ合宿誘致、スポーツレクリエーションについて

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで報告いたします。くらし環境課長は本日の会議を欠席していますので、報告します。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で質問を行います。

当局の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は登壇にて答弁を行い、再質問については自席で答弁を行うこととしておりますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。通告順により、順次発言を許します。

最初に、11番 池谷洋子君。

○11番（池谷洋子君） 私は3件の質問をさせていただきます。

初めに、骨髄ドナーと事業所に補助制度導入をについて伺います。

白血病など血液の難病に苦しんでいる方がいます。そのような患者への有効な治療法が骨髄移植です。骨髄移植は他の治療法とは異なり、患者と医療のほかに「提供者」ドナーという篤志家の存在が不可欠な治療法です。つまり、骨髄などを提供してくれる善意のドナーがいて初めて成立します。また、骨髄移植は白血球型の適合が条件で、登録者が多いほど患者と適合する人が見つけやすい利点もあります。

しかし、ドナーが骨髄などを提供する際は、4日から7日程度の入院や、その後の通院が必要で、働く世代は職場の理解や収入減を補う支援が登録の後押しとなります。ドナーやドナーが働く事業所に費用補助をすることにより、ドナーの善意を活かすことができ、その善意によって、より多くの命が救えることとなります。

今、補助制度を実施している市町の大半は、最大7日分を限度に、ドナーに1日2万円、事業所に1日1万円を支給し、県が支給額のそれぞれ半分を本年度から助成しています。

県内では、昨年までに7市町が補助制度を導入、本年度から裾野市や沼津市などを含む7市が新たに導入を決めています。

結果、現在県内では、全35市町の40%に当たる14市町が補助制度を導入しています。近隣では、

清水町が平成25年に県内で一番早く導入を開始しています。

現状、骨髄ドナー登録可能年齢は18歳から54歳、骨髄提供可能年齢は20歳から55歳です。移植を希望しながらも、移植までたどり着けず、命を落とされる方も多くいます。一人でも多くの命を救うため、ドナーへの善意が活かされるよう、本年度からの県の助成を契機に、町民の理解を深める取組をしっかりと行ってほしいと思います。

そして、誰もが健康に暮らせるよう、本町も命のボランティアを支援する善意の提供者の経済的負担解消のため、骨髄ドナーと事業所に補助制度を導入すべきと考えますが、町の所見を伺います。

2件目の質問は、傷病者のプライバシーを守るためAEDに三角巾を配備してはについて伺います。

AED（自動体外式除細動器）は、傷病者の肌に直接パッドを貼り付けますが、傷病者が女性の場合、電気ショックを与えるために二つのパッドを胸などにつけるのをためらう人が多いことをお聞きしました。そのようなとき、三角巾があれば女性傷病者の胸部を覆うように使用することができ、プライバシーにも配慮できます。1分1秒を争う救命活動の際、住民がAEDの使用をためらわないためにも、三角巾は有効な手段と考えます。傷病者のプライバシーを守るため、町内に設置しているAEDのボックス内に三角巾を配備することについて、町の考えを伺います。

3件目の質問は、アレルギー疾患対策の強化について、町の対応を伺います。

厚生労働省は、本年3月、アレルギー疾患対策を総合的に進めるためのアレルギー疾患対策基本指針を5年ぶりに改正、公表しました。

改正のポイントは、アレルギー疾患のコントロールへ免疫寛容の誘導を考慮した環境改善を進めることや、発症予防に向けた保健指導の強化、また、地域の実情に応じた対策の推進や災害時の備えなどです。

以前、アレルギー疾患の方から、近隣にある複数の病院に通院したが、なかなかよくなるまい。どこかよい病院を教えてほしいとの相談がありました。町内の方でしたので、県は超えますが、比較的近い神奈川県立の国立病院機構相模原病院の話をさせていただきました。この病院は、国のアレルギー疾患の中心拠点病院に位置づけられています。

この方は、まず病院に電話し相談してから、診てもらいますということでした。アレルギー患者の皆さんにとっては、どの病院に行けば自分の病気を適切に治療してもらえるのか分からない不安な現状があることを知りました。

アレルギーの発症は、現代社会の環境やライフスタイルの変化が根底にあると指摘する専門家もいます。今後、本町もアレルギー疾患対策の強化に取り組むことが求められます。

以上を踏まえ、次の3点について町の見解を伺います。

1点目は、県庁内の関連部署や県の拠点病院と町が連携を強化し、患者に詳細な情報を提供する取組について伺います。

2点目は、アレルギー疾患の発症予防への取組として、保健指導が重要です。保健師や栄養士、助産師がアレルギーを正しく理解し、アドバイスができるよう、研修会の実施など支援策についてお聞きします。

3点目は、災害対策の強化として、食物アレルギーに対応した食品の備蓄などについて伺います。

以上、3件の質問です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

初めに、骨髄ドナーと事業所に補助制度導入をのうち、骨髄ドナー及びドナーが勤務する事業所への補助制度の導入についてであります。

骨髄移植は、血液のがんと言われる白血病や再生不良性貧血などに有効な治療法であります。移植には患者とドナーの白血球の型が適合しなければならず、より多くの患者を救うため、骨髄ドナー登録をしていただける方を増やすことは重要な取組だと考えております。

池谷議員の御案内のとおり、ドナー及びドナーが勤務する事業所に対して助成金を支給する補助制度を導入し、骨髄提供しやすい環境を整える自治体が増えております。静岡県におきましても、本年度からドナーやドナーが勤務する事業所に助成している市町に対して、助成した金額の2分の1を補助する制度を創設し、市町の補助制度の創設を促進しております。

本町といたしましても、県の制度を活用し、来年度からの導入に向けて検討してまいります。

その他の御質問につきましては、住民福祉部長及び危機管理局長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 次に、傷病者のプライバシーを守るためAEDに三角巾を配備してはについてであります。

町では、役場や小中学校の校舎、体育館、こども園などの公共施設と24時間営業のコンビニエンスストアにAEDを配置しております。

池谷議員の御提案のとおり、AEDを使用する際に三角巾を使って胸部を覆いプライバシー保護することは、ちゅうちょなく使用できる有効な対策であると考えております。

現在設置しているAEDの収納箱には、内側ポケットに三角巾を入れることが可能であり、1枚1枚個別に包装されたものをすぐに御用意できるため、早速、町が設置したAEDに配備してまいります。併せて、AEDの収納箱に三角巾を配備したことや使い方について、広報紙などで町民に周知してまいります。

次に、アレルギー疾患対策の強化についてのうち、初めに、患者に詳細な情報を提供する取組についてであります。

静岡県では、アレルギー疾患を有する方が適切な医療を受けることができるよう、県内に7か所のアレルギー疾患医療拠点病院が指定されております。近くでは、伊豆の国市の順天堂大学医

学部附属静岡病院が指定されております。

拠点病院では、患者の診断や治療はもとより、医療従事者の知識や技能の向上、県民に対する適切な情報提供、県や市町の行政、教育委員会への助言や指導などの役割を担っております。

町は、拠点病院や県のアレルギー対策を所管する健康福祉部医療局との連携を深め、提供のあった情報などについては、町のホームページや広報紙を通じて町民に情報提供してまいります。

次に、保健師等が正しくアドバイスできるように、研修会の実施、保健指導への支援策についてであります。

町では、国や県から提供される情報の収集と理解に努めております。その一つとして、県が拠点病院事業として毎年実施するアレルギー疾患公開講座などへ、保健師や管理栄養士などの専門職が引き続き積極的に受講してまいりたいと考えております。

さらに、役場内のそれぞれの部署に配置されている保健師や管理栄養士などの専門職が一堂に集まる連絡会で情報を共有し、専門職全体のアレルギー疾患に関する知識を高めてまいります。

これらの知識を、パパママ学級や赤ちゃん教室などの場において、保護者へ情報提供することで、発症予防などの保健指導に活用してまいります。

さらに、一般の方からのアレルギーに関する相談などに対しても、適切な保健指導ができる体制づくりに努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 私からは、災害対策の強化としての食物アレルギーに対応した食品の備蓄について、お答えをいたします。

町では、第4次地震被害想定に基づきまして、アルファ化米、レトルト御飯、レトルトパン、クラッカーといった備蓄用の食料を計画的に購入しております。

その中で、アレルギー対応食といたしましては、現在、27品目のアレルギー物質等を不使用としておりますアルファ化米を備えております。

食物アレルギー疾患の症状は様々であり、災害時の避難所等で全ての患者となる方への個々の対応は難しいと考えられます。そのため、各家庭におきましても、アレルギー対応食につきまして備蓄を心がけてくださいますよう、周知、広報に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○11番（池谷洋子君） 再質問させていただきます。

初めに、骨髄ドナーと事業所に補助制度導入をについて、1点再質問させていただきます。

先ほどの町長答弁は、来年度からの導入に向けて検討していくとのことでした。ドナーになる方は様々なリスクを負いながら、それでも他者の命を救おうとされる尊い方です。そのようなドナーに精一杯の敬意を払わなくてはなりません。まさに、骨髄移植や献血などは、人から人への

命のリレーです。

再質問は、今後、将来にわたる安定した骨髄提供には、若い世代のドナー登録者の増加が欠かせません。理解促進のため、献血の機会や高校での啓発活動などを推進すべきと考えますが、町の見解を伺います。

次に、傷病者のプライバシーを守るためAEDに三角巾を配備してはについて、1点再質問させていただきます。

住民福祉部長の答弁は、早速、町のAEDに三角巾を配備し、併せて広報紙等で三角巾の配備や使い方を町民に周知していくとのことでした。

三角巾は、傷病者のプライバシーを守ることはもちろん、骨折したときや止血などの際にも大きな役割を果たします。このようなことも併せて広報紙などで町民に周知していただきたいと考えますが、町の対応をお聞かせください。

以上、2点の再質問です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） 池谷洋子議員の再質問にお答えをさせていただきます。

初めに、ドナー登録について、献血の機会や高校での啓発活動などの推進についてであります。

ドナー登録の広報については、今後、町の補助制度の導入時や、国が定めている10月の骨髄バンク推進月間に合わせて、広報紙やホームページ等のSNSを活用してまいりたいと考えております。併せて、二十歳を祝う集いなどのイベントで啓発するなど、若い人にも関心を持っていただけるように広報してまいりたいと考えております。

御提案がありました献血の機会や高校での啓発活動についても、関係者などと相談、検討してまいりたいと考えております。

次に、三角巾が骨折時や止血などにも使用できることの広報についてであります。

AEDに三角巾を配備したことを広報紙等で周知するときに合わせ、止血等にも使用できることを掲載してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○11番（池谷洋子君） ありません。以上で質問を終了します。

○議長（遠藤 豪君） 次に、8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） 本日は一括質問一括答弁方式で1問の質問を行います。

町では、最新の技術で制度や組織、働き方等を変革するため、小山町デジタル・トランスフォーメーションガイドラインを策定し、令和4年度から令和8年度までを対象とした行政サービスの改善を図るとしております。

基本理念として、「デジタルで人と地域が〈つながる〉まち 小山町」とうたい、基本方針として、町民視線のサービスデザイン、デジタルによる持続可能なまちづくり、3番目に、デジタル

デフォルトなスマートな行政としております。

このガイドラインを、町民、特に高齢者が読んでも理解できるのか甚だ疑問であります。既に令和4年度から対象になっておりますので、ガイドラインに基づき、何をどのように行っていくのか見えません。また、町民に対しての広報が行われているのか疑問であります。

小山町デジタル・トランスフォーメーションガイドラインだけでなく、多くの計画等についてPDCAに基づいた政策がなされているのか疑問であります。

町民視点ということを考えた場合、より多くの町民が理解しやすいガイドライン、実施計画を示していただきたいと思えます。

そこで、今回は、身近で町民にとって有効な政策の一つであるマイナンバーカードについて質問をさせていただきます。

町は、DX（デジタル・トランスフォーメーション）のガイドラインに基づき事業を進めようとしておりますが、全ての町民の身近にあり、利活用できるのがマイナンバーカードだと思います。

マイナンバーカードについては、国や地方自治体で普及推進のために様々なアナウンスがなされ、町においても新型コロナワクチン接種会場等で臨時の窓口を開設し、町民の健康と福祉に貢献するため、普及推進に努力されております。

そこで、次の事項について伺います。

まず、最初に、マイナンバーカードの交付数について伺います。

次に、マイナンバーカードの利用できる事項について伺います。

3番目として、保険証としての利用や接種証明アプリについて伺います。

最後に、今後の広報活動について伺います。

以上、質問です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの普及促進について、国は、令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目標に取り組んでおります。

本町においても、昨年度策定したデジタル・トランスフォーメーションガイドラインの行動計画の中で、優先的に推進すべき取組の一つとして、マイナンバーカードの普及促進を掲げているところであります。

それでは、初めに、質問のマイナンバーカードの交付枚数についてであります。先月31日時点で、9,043枚であります。

次に、マイナンバーカードの利用できる事項について、主なものを三つ申し上げます。

一つ目は、運転免許証と同様に、本人確認の際の身分証明書として利用できます。

二つ目は、マイナポータルという自分専用のウェブサイトにおいて、自分の所得や個人住民税

などの情報が確認できます。また、自分の情報が、どの行政機関において、いつ、どのように利用されたのか確認できます。

三つ目は、コンビニエンスストアの端末のマルチコピー機で、住民票や印鑑登録証明書など各種証明書を自分で取得することができます。

次に、保険証としての利用や接種証明アプリについてであります。いずれもスマートフォンでマイナンバーカードを読み取ることにより本人確認をし、その人の情報を取得する仕組みとなっております。

保険証として利用するには、事前にマイナポータルで保険証として利用する旨の登録をいたします。その後、マイナンバーカード専用のカードリーダーが置いてある医療機関の窓口では、マイナンバーカードを提示することで、健康保険証の代わりに受付をすることができます。また、希望に応じて、過去の受診情報などを医師と共有することができます。

接種証明アプリでは、電子版の新型コロナワクチン接種証明書を取得することができます。証明書発行の請求先を接種したときに住民登録していた市町などに設定すると、接種記録が表示される仕組みであります。

マイナンバーカードは、国が進める、より便利なデジタル社会構築の鍵とされており、将来的に運転免許証や保険証との一体化など様々な可能性が検討されております。今後も、マイナンバーカードを持つことのメリットが広がっていくと考えております。

次に、今後の広報活動についてです。

マイナンバーカードの取得申請をした人が対象のマイナポイント事業の第2弾、最大2万円分のポイントの申込みが、今月30日から開始いたします。選択したキャッシュレス事業者のポイントを最大2万円相当獲得するためには、本年9月30日までにマイナンバーカードの取得申請を行う必要があります。これに合わせて、広報おやまやホームページ、無線放送、町内施設の掲示板等を活用して、カード作成の普及促進に努めてまいります。さらに、本庁及び各支所での申請受付とともに、希望があれば、各事業所へ出向いて出張申請を実施するなど対応してまいります。

以上で説明を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

現在の交付数、先月の末現在で9,043枚というふうに答弁いただきました。これの取得率はどのくらいなのか。また、町はこの数字をどのように分析しているのか伺います。

次に、ネット環境でカードリーダーを使用して毎年の確定申告時において利用されているe-Taxは周知されているところではありますが、答弁の中にマイナポータルという、自己のウェブサイトにおいて、所得や個人住民税の情報が確認できるとありました。現在、これ以外の情報確認はあるのか伺います。

次に、このカードに普及をためらっている理由として、個人情報の漏えいを恐れている方もい

るようです。答弁の中で、自分の情報が行政機関で利用された場合、全ての事項に関して期日や目的はマイナポータルで確認できると理解しているのか確認いたします。

四つ目です。コンビニエンスストアの端末機（マルチコピー機）で住民票や印鑑証明書などお答えいただきました。役場や支所で交付されるのと違い、町内はもとより遠隔地でも取得できることは大きなメリットであります。改めて、現在、町内外のマルチコピー機で取得できる書類と、いつどこで可能なのか伺います。

5番目です。保険証としての利用について伺います。私も現在、一部医療機関において保険証として利用しております。半導体不足のためカードリーダーが不足しており、全ての医療機関では保険証としての利用ができない、できる状態にないようですが、保険証としての利用は国策として進められているようです。将来的には診療記録、処方箋等のデータとも連携し、他の医療機関でも受診しやすく、また全ての病院・医院で導入されることで、確定申告時の医療費控除が簡単になると聞いております。マイナポータルでは薬剤情報、医療費通知情報、特定健診情報等が閲覧可能となっているようです。現在、町の医療機関の何か所で、このリーダーを、読み取り機を設置されているのか伺います。

6番目の質問です。接種証明アプリは、スマートフォンとリンクして接種証明書として持ち歩くことで、接種証明が必要となる場合はスマートフォンを携帯することで証明ができることで、安心度が増すと考えられます。現在、接種証明は、新型コロナウイルス感染症が多用されておりますが、他の接種証明もできるようになると聞いております。これに対して、町は推奨していくのかどうか伺います。

7番目の質問です。答弁にありましたマイナポイント第2弾の申込み、最大2万円ですね、これは今月末から申込みが始まるとありました。約3か月の期間での申込みであります。これに合わせて広報していくとありましたが、カード申請から交付、それからマイナポイント申請となると、その期間は差し引いた期間となります。早めの広報が必要ではないかと思えます。具体的にどのような計画で広報活動を行うのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 渡辺議員の再質問にお答えさせていただきます。

初めに、5月31日現在の取得率と、それをどのように分析しているかについてです。

公表されている前年1月1日現在の人口に対する交付率で、小山町の5月31日現在の交付率は50.01%です。全国の交付率44.90%や、県全体の交付率45.15%よりも高く、県内での順位は第5位です。交付率はほかの自治体に比べて高いものの、国の目標である令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡るような状況は難しいと考えております。

次に、マイナポータルで確認できる情報についてです。

マイナポータルの「わたしの情報」におきまして、所得や個人住民税を確認できる税・所得分野のほか、六つの分野の情報を確認できます。一つは健康・医療、二つ目は年金関係、三つ目

は子ども・子育て、四つ目は世帯情報、五つ目は福祉・介護、六つ目は雇用保険・労災です。

具体的に、一つ目の健康・医療分野についてでございますが、健康保険証の被保険者番号、記号番号、枝番や特定健診、後期高齢者健診、医療費通知などを確認することができます。

次に、自分の情報が利用された期日や目的は、マイナポータルで確認できるかについてです。

議員のおっしゃるとおり、マイナポータルのやり取り履歴におきまして、いつ何のために情報照会及び情報提供がなされたか、履歴を確認することができます。

次に、現在、コンビニエンスストアの端末機で取得できる書類と、いつどこで取得できるかについてです。

取得できるのは、住民票、印鑑登録証明書、町県民税の課税証明、所得証明、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の付票の写しで、いずれも最新のものです。なお、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の付票の写しの発行は、本籍地が小山町の方に限っての対応となります。

取得できる時間は、住民票、印鑑登録証明書、町県民税の課税証明、所得証明については、12月29日から1月3日までの年末年始の閉庁日を除く毎日、午前6時半から夜11時までです。そして、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の付票の写しについては、土曜日・日曜日など役場の閉庁日を除く毎日、午前9時から午後5時15分までです。

そして、場所なんですけど、キオスク端末と呼ばれるマルチコピー機が設置されている全国のコンビニエンスストアで取得することができます。

次に、マイナンバーカードを保険証として利用できる町内の医療機関の数についてでございますが、5月29日現在、2か所で導入をされております。

次に、接種証明アプリを町として推奨していくかについてでございます。

新型コロナウイルス感染症に気をつけながら社会活動を再開しつつある最近の状況におきましては、接種証明が必要な場面が少なくなっているように考えております。しかしながら、いざというときに、いつでも手元にある接種証明アプリは有効でございますので、推奨については、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、広報活動の具体的な計画についてであります。

ホームページ及び小山町公式LINEで、マイナポイント第2弾を絡めて、カードをお早めに取得いただくようお知らせをいたします。また、広報おやま8月号に記事を掲載するとともに、その他のタイミングでもスペースの許す限りお知らせをいたします。そして、より多くの皆さんに御覧いただけるよう、町内施設の掲示板にポスターなどを掲示する予定です。

マイナポイント第2弾の申込みのためのカードの申請期限は、本年9月30日までなんですけれども、ポイントの申込み期限は令和5年2月末までです。ポイントの付与は早いもの順ではございませんので、まずはカードの申請をしていただければと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） 再々質問をさせていただきます。

繰り返しになりますが、健康保険証として使用することで、多くの情報を得ることができます。既往症、通院記録、薬剤情報、医療費通知情報、特定健診情報等があることで、安心して診療を受けることができます。

また、マイナポイント第2弾の申請が始まると答弁いただきました。期間も3か月しかございません。答弁にもございましたように、マイナンバーカードを取得するには申請して約1か月ぐらいかかるというふうに認識しております。しかし、このマイナポイントを今度申請するのに、例えばスマホとかパソコンに慣れている人だったら簡単にできるんですけども、なかなか高齢者、特にこれになれ親しんでいない人というのは難しいところがあると思います。まして、独居の高齢者の方など、なかなかできないんじゃないかなと、こういうふうに考えます。

町として、より早く確実な申請と恩恵が得られるために、当局は、再度ですけれども、どのような姿勢で臨むのか。先ほど、広報おやまとか、ホームページとか、掲示板とかございましたけれども、なかなかそれを読んでくれればいいんですけども、読んでいच्छゃらない方もいる可能性があります。その辺のところ、どのような姿勢で臨むのか再度伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 渡辺悦郎議員の再々質問にお答えさせていただきます。

マイナポイントの申請に当たって、今、渡辺悦郎議員がおっしゃったように、なかなか高齢者の方ではマイナポイントの申請が難しいんじゃないかというようなことでございますけども、マイナンバーカードの申請に来ていただいたときには、その辺のところなんかも含めて詳しく御説明できればと思っております。

また、広報の仕方によって、かなり伝わり方というものもだいぶ違ってくると思います。なかなか広報紙の中では、紙面にも限りがあると思いますので、ホームページをできる限り御覧いただくような形での周知の仕方になるのかなとは思いますが、今現在、結構、QRコードであるとか、そういったところへのリンクであったりとか、そういったところで工夫をしながら、様々な機会を捉えながら、様々な手段を使って周知に徹底していきたいというふうに考えております。

先ほどの交付率を申し上げたとおり、小山町は若干ほかの市町よりも高い状況でありますけれども、国の施策であります、全国民に行き渡るような努力はしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○8番（渡辺悦郎君） 以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、4番 佐藤省三君。

○4番（佐藤省三君） 一括質問ということで質問させていただきます。

令和4年3月29日に、小山町ゼロカーボンシティ宣言が町長名により発出されました。さらには、5月24日に、5市町による富士山ネットワーク会議でもゼロカーボンシティへの宣言に参加

されました。このような中で、改めて環境問題について伺います。

小山町ゼロカーボンシティ宣言では、地球温暖化の一因とされる気候変動の引き起こす問題が世界中の人々や生態系に深刻な影響を与えており、小山町でも土砂災害、土砂流入などの大きな被害をもたらしていると指摘されています。このため、世界各国では地球温暖化抑制に意識が変わり、温室効果ガスの排出を0にするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指しているとしております。ついては、小山町では、再生可能エネルギーを活用した産業整備事業などの取組を進めており、本町でも脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出量実質0を目指し、町民や事業者等と一体となって取り組むことを宣言しますとあります。

一方、これに先立ち、当時の小山町くらし安全課では、令和3年12月21日定例記者会見において、温室効果ガス総排出量の削減目標を令和7年までの5年間で5%とした実行計画を発表しています。分野別には、1、エネルギーの適正利用として5%以上の削減、2、省資源化及びリサイクル対策として、水やコピー用紙を10%以上、廃棄物量の25%以上を削減、廃棄物のリサイクル率を50%以上、公共工事由来の廃棄物等のリサイクル率を100%以上、③、グリーン製品等の購入では、購入率を70%以上、公用車への低燃費・低公害車導入指針に合う車種の購入を促進するとあります。これらの目標は、公共施設が対象とのことであります。

ただ、世の中では、総論賛成、各論では疑問を示す方も少なくありません。いずれにしても、温暖化抑制のための脱炭素社会実現のための宣言や目標は、この時代には大変必要なことと考えますが、それをどのように具体化するかがより大切なことと考えます。

そこで伺います。

一つ目、今回このような宣言をこの時期に出された意図は何でしょうか。そして、同じく5月24日に富士山ネットワーク会議でゼロカーボンシティについての共同宣言に参加されましたが、その意図についても伺います。

二つ目、令和3年12月21日の定例記者会見では、当時のくらし安全課より、温室効果ガスを5年で5%削減する各分野の目標が発表されました。この取組は、第一次小山町地球温暖化対策実行計画が策定された平成13年より継続しているようですが、これまでの取組の様子や成果について伺います。

三つ目、この宣言では、「町民や事業者等と一体となって取り組む」とうたっておりますが、一方、当時のくらし安全課の分野別目標は、公共施設についてだけということであります。これらの食い違いをどのように乗り越えて町民や事業者等と一体となろうとするか伺います。

四つ目、小山町では、くらし環境課を中心に、毎月5日の環境保全の日に無線放送をしたり、小学生等を対象とした環境学習などを開いたりして、町民の環境保全への意識の向上に努めておられますが、今後更に町民の意識を向上させるためには、どのようなことを進めていったらよいとお考えか伺います。

五つ目、脱炭素化先行地域が、国により、全国26市町村に指定されました。県内では静岡市が

該当します。これらの市町村には、総額約200億円の交付金が配当されると言います。また、隣の御殿場市もSDGs未来都市に選定されたと言います。これら以外の県内各市町でも、脱炭素化の事業に対し、補助金を増額したり、新制度を導入したりするなどしています。小山町でも、太陽光や太陽熱利用設備や、あるいは合併処理浄化槽等の設置について補助金が出されていますが、今後更にこれらを拡充、新たに新制度を導入する、また、町自ら様々な施設に脱炭素化設備を設置するなどして、2050年までに二酸化炭素排出量実質0を目指し町民の意識の向上を図る方策のお考えはありませんか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 佐藤省三議員にお答えをいたします。

初めに、小山町ゼロカーボンシティ宣言の具体化についてのうち、令和4年3月にゼロカーボン宣言をした意図についてであります。

地球温暖化の一因とされる気候変動は世界的な問題となっており、近年、従来では考えられないような豪雨が発生し、本町でも令和元年度の台風19号で甚大な被害を受けたところであります。

本町では、第5次小山町総合計画、第5章「富士山とともに生きるまち」5-2において、地球温暖化対策の推進を基本目標としております。また、SDGsが目指す17のゴールのうち、11から13の各目標についても推進を図っております。

主な取組といたしましては、三来拠点事業において、持続可能な森林経営と資源循環を実現するための木質バイオマス発電事業に取り組み、メガソーラー事業も展開され、町として再生可能エネルギーを活用した官民一体となった持続可能な地域循環型事業により、温室効果ガスの削減に取り組んでおります。

このようなことから、地球温暖化の一因とされる二酸化炭素の削減を目指すゼロカーボンシティ宣言は、世界の流れからも当然目指すべき将来像であると考えており、3月の宣言へとつながったものであります。

次に、富士山ネットワーク会議の共同宣言に参加した意図についてであります。

富士山ネットワーク会議は、富士山を囲む4市1町により組織されており、このエリアで共通の課題を共同で研究し解決を図ろうという組織であります。

温室効果ガスの排出による気候変動は全世界的な課題であり、ネットワーク会議においても議論されておりました。

また、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大からの復興においてとか、世界各国で持続可能な脱炭素による復興、いわゆるグリーンリカバリーを促進することが重要とされております。

そこで、世界遺産である富士山の麓に位置し、富士山の美しい景観と良好な自然環境を保全し、後世に引き継ぐ意思を持つ自治体で構成する富士山ネットワーク会議において、4市1町が同じ方向を向き、ゼロカーボンに取り組んでいくことが協議され、本町も5月の共同宣言に参加した

ところであります。本宣言をきっかけに広域的に取り組むことで、より具体的で効果的な取組を実現することを目指してまいります。

その他の御質問につきましては、住民福祉部長より答弁いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 初めに、第5次地球温暖化対策実行計画における、分野別削減目標達成に向けた取組状況とその成果についてであります。

本計画は、町自らが率先して温室効果ガスの排出抑制を推進するために策定したもので、役場本庁や出先機関などの全機関の事務事業を対象としており、クールビズの実施や空調設備の適切な温度設定など、省エネ対策に努めたほか、再生紙の使用や事務用品購入の際にグリーン製品を優先的に購入するなどし、温室効果ガスの排出抑制に努めております。

今までの成果を表すものとして、本計画で取りまとめている温室効果ガスの総排出量を比較してみますと、平成13年度に策定した第1次計画時の基準排出量が、2,123トンであります。直近の取りまとめた数値は、令和2年度の2,270トンで、147トン増加しております。今までの約20年間の推移は、年度ごとに増減がありますが、横ばい、もしくは若干の上昇傾向となっております。これは、先ほど申し上げた排出抑制などに努めているものの、施設などの維持管理経費等に大きな変化はなく、成果が出なかった結果となりました。

次に、町民や事業者等と一体となって取り組む姿勢についてであります。

脱炭素化の取組は、一人一人が、また社会全体で温室効果ガスの削減に向けて努力することが重要であります。小山町地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、町自らが事業者、消費者の一員として、率先して脱炭素化を実施していく計画であります。町は、その第5次計画の目標に向けて温室効果ガスの削減に努めてまいります。その上で、ごみの減量化など、町民と一体となった取組を強化するとともに、先進的に取り組んでいる事業所との連携なども研究してまいりたいと考えております。

次に、更に町民意識を向上させるためにはどのようなことを進めるべきかについてであります。

町では、環境保全の日に環境保全に関する様々な情報を放送したり、小学生を対象に夏休み期間中に環境学習を実施し、町民に環境問題に対して関心を持っていただけるよう努めております。また、事業者の協力の下、湯船原地区太陽光発電事業では、毎年、町内の小学校4年生に現地での見学会、勉強会を開催しております。

さらに、今年度から環境月間に合わせて、環境月間SDGsパネル展を今月14日まで総合文化会館の展示室で開催し、啓発に取り組んでおります。今後も町民一人一人が環境保全に関して興味を持てるよう、意識の向上を目指した事業を企画してまいりたいと考えております。

次に、町では脱炭素化に向けてどのような方策を考えているかについてであります。

現在、町が実施しています太陽光発電システム等省エネルギー機器設置事業補助金の充実や町民向けの新たな補助金制度の導入については、今後、他市町の先進的な取組などを参考に研究し

てまいりたいと考えております。

一方、町では御殿場市の取組を参考に、御殿場市・小山町広域行政組合のごみ焼却処理施設、富士山エコパークで発電したグリーン電力の活用について研究を始めております。具体的な検討を進めるに当たり、昨年度の各公共施設の電力使用量等の把握が必要であり、現在調査をしているところであります。

また、再生可能エネルギーの活用については、既に取り組んでいる太陽光発電及びバイオマス発電のほかに、小水力発電や風力発電などについて、可能性がどの程度あるのか調査研究を進めることが必要と考えております。

今後、調査に精通している電気事業者との連携も考慮して、再生可能エネルギーの可能性調査を行い、調査の結果から地域に適したエネルギー利用の有効性や、各公共施設の改修計画と整合を図った事業の実施など、検討を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 再質問をさせていただきます。

まず、一つ目の質問への回答について伺います。

宣言でも言及されておりますが、気候変動は気候危機と言われるほど現代社会には喫緊の課題であります。脱炭素化は、力強く早急に進めねばなりません。しかしながら、この回答では、宣言にある町民、事業者等と一体となって取り組むことについては触れておられません。改めて、町が、町民、事業者等と一体となる理由は何でしょうか伺います。

二つ目の質問への回答について伺います。

平成13年から20年以上にわたっての取組やその結果についての一端を御回答いただきました。その中で、具体的には、公用車への低燃費・低公害車導入指針に合う公用車の導入は計画されているようですが、現在、町所有の公用車のうち、脱炭素化仕様の車はどの程度ありますか伺います。また、併せて、これらの結果について全体としてどのように評価されておられますか伺います。

三つ目の質問への回答について伺います。

町民の多くの皆さんは、地球温暖化対策について必要性は感じているが、具体的に何をなすべきか迷っておられるのが現状かと思えます。町及び町民、事業者等の両者が、脱炭素化について一体となって取り組んでいくには具体的にどうすべきと考えますか伺います。

四つ目の質問への回答について伺います。

例えば、毎月5日の環境保全の日の無線放送や広報おやまなどに環境関連のイベントのお知らせや実際にやったこと、参加者の思いなどを取り上げることも一つと思います。また、環境月間SDGsパネル展なども大変参考になる取組が紹介されておりますが、残念ながら広報不足で参観者も限られているように感じます。さらには、婦人会やPTAなどでは、古紙、アルミ缶、アルミタブなどの回収を進めているところもありますが、保管場所の確保など心配な点も多いと伺います。これらへの支援なども大切と感じますが、いかがですか。

五つ目の質問への回答について伺います。

公共施設だけの取組ではなく町民や事業者等を巻き込んだ取組にしないと、2050年の脱炭素化、ゼロカーボンを実現しません。このままでは、将来大きな負の遺産になる心配があります。富士山ネットワーク5市町により、改めてゼロカーボンシティの宣言が出されました。その中で小山町の実践が十分であるか、ちょっと心配なところがあります。今後、新築予定の新小山消防署や各小学校の改修、改築が計画に上がってくるところと存じます。それら以外の足柄コミセン等、各公共施設の改修なども含めて、省エネルギー、脱炭素化などのための設備の設置などを計画されていくことは可能でしょうか。今後、町として取り組むべきことはどんなこととお考えでしょうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 佐藤議員の再質問のうち、一つ目の質問の、町が町民、事業者等と一体となる理由は何かについてお答えをさせていただきます。

二酸化炭素排出量実質0を目指すためには、町、町民、事業者等がそれぞれ課題解決のために取り組んでいくことが地域の脱炭素化につながっていきます。各主体ごと、それぞれ脱炭素化に向けた活動を推進する必要があります。それらを総体として捉え、町、町民、事業者等が一体となり取り組むことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 佐藤議員の二つ目以降の再質問にお答えさせていただきます。

初めに、町所有の公用車についてであります。

数字を申し上げます。町が所有する公用車全61台のうち、脱炭素化仕様とされるハイブリッド及びPHVの車両台数は、11台であります。また、それらを含めました低燃費・低公害車とされる車両台数は、合計で38台となっており、全体の62%となっております。公用車の導入につきましては、使用年数や走行距離を考慮して、計画的に更新ができていると考えております。

次に、脱炭素化について一体となって取り組んでいくには具体的にどうするべきと考えるかについてであります。

まず、町民の皆さんには、身の回りのできることから取り組んでいただくことが大切であると

考えております。町でも、食品トレーと古着等の拠点回収を進めているほか、本年度からの取組として、インクカートリッジのリサイクル回収を始めました。また、事業所においては、先進的に取り組んでおられるところが多いと考えておりますので、先ほどの答弁のとおり、連携について研究していきたいというふうに考えております。

次に、広報の在り方とリサイクル活動への支援についてであります。

イベントなどの広報につきましては、より分かりやすい内容で周知ができるように努めてまいりたいと考えております。

また、町が進めている資源リサイクル活動支援では、令和3年度では28団体に活動していただいております。これら団体から、先ほど議員の御質問にあります保管場所の確保などについての相談については、直接現在のところは聞いておりませんが、要望があれば随時対応を検討していきたいと考えております。現状といたしましては、保管場所の確保などまでの必要とする団体での活動、そういった活動ではないのかなというふうに考えております。

最後に、省エネ、脱炭素化と今後のための設備の設置を計画していくことは可能か、また、今後町として取り組むべきことについてであります。

先ほどの答弁のとおり、再生可能エネルギーの活用については可能性調査を行い、太陽光発電も含めた再生可能エネルギーについて、今後、本町が重点的に進めていく施策事業を協議していく必要があると考えております。そのことによりまして、設備の設置や今後の町の取り組むべきことを明確にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 再々質問の前に、先ほどの再質問の御回答の中で、二つ目の質問の後半の部分、これらの結果について全体としてどのように評価されておられますか伺いますというのがあったんですが、これに対しての御回答をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 二つ目の回答につきましては、先ほど申し上げたつもりではありましたが、公用車の導入につきましては、使用年数や総合距離を考慮して計画的に更新ができていますと評価しております。

以上であります。

○4番（佐藤省三君） いや、そういうことじゃなくて、20年以上にわたっての取組や成果についての一端を先ほど御披露いただいたんですね。だけど、増えているという結果が出ていますよね、電力の使用について。それらも含めて、公用車の台数も含めて、これは全体としてどのように評価していくかというふうに伺っているつもりですが、言葉足らずだったのでしょうか。

○住民福祉部長（長田忠典君） 先ほど再質問の前の最初の答弁の中でもお話をさせてもらったと考えておりますけれども、傾向といたしましては、先ほど言いましたとおり、横ばい、もしくは

若干の上昇傾向となっております。

維持管理費、経費等に大きな変化がなく、それによりまして、当然、温室効果ガスの総排出量を、測定といいますか、それぞれの部署から、それぞれ温室効果ガス相当の総排出量を算出した積み上げの結果が、先ほど言いましたとおり、年度ごとの総排出量となっているところであります。維持管理費等がやはり大幅に減ったりということがない現状でありますので、なかなか成果が出ていなかったというふうに分析はさせていただいているところであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） よろしいですか。

○4番（佐藤省三君） 再々質問をお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問をお願いします。

○4番（佐藤省三君） それでは、全体を通して伺います。重なる部分もあろうかと思いますが、大変大事なことだと思っておりますので伺っておきます。

今月7日に発表された環境白書、これは国からですが、現在は脱炭素社会の実現の勝負の10年と位置づけられておられるようです。官民挙げてこれに取り組まねばならないとされております。全ての方策を一度に実行することは、経済的にも現実的にも難しいと考えます。まして現在は、コロナ禍による経済の疲弊からやっとなし直ろうとしている時期でもあります。しかし、脱炭素化への投資と税制度の優遇措置などで経済成長が担保されるという試算が世界的に主流となってきておるようであります。地球温暖化の抑制は喫緊の課題であることは疑いようがありません。回答にもありましたが、本町では、森の金太郎発電所でバイオマス発電が行われております。火事等様々なトラブルがあり、様々な議論もされておりますが、本町の脱炭素化の一つの柱として、しっかりと大事にしていきたいものだと私は考えております。

今後は、ゼロカーボンシティの宣言や地球温暖化対策実行計画はそれぞれ大変大切なことではあります。宣言したり、計画を立てたりするだけでなく、町民や事業者等と協力しながら、着実に具体的な実践を積み上げていくことが求められているのではないのでしょうか。

毎年可能な限り町としてできることを、例えば、一つずつでも確実に進めていくことが多くの人達を巻き込んでいく最善の策と考えますが、このことについてどのようにお考えでしょうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 佐藤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、ゼロカーボンシティ宣言につきましては、重く受け止めて取り組んでいかなければいけないというふうに認識はしております。その中でも、おっしゃられるとおり、一つずつ確実に、町民の皆様、それから事業者の方が取り組んでいく。または、役場も取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。先ほどの再質問の中でも申し上げたとおり、身近な事業といたしましては、小さいんですけれども、インクカートリッジのリサイクル活

動を今年度始めております。そのようなすぐに取り組める事業を来年度以降もできるように研究してまいりたいというふうに考えております。

また、現在の補助制度の拡充につきましても、例えばですけれども、蓄電池への補助の対象でありますとか、そういったことなども研究、見直しなどもしていきたいというふうに考えております。

それから、町内事業所におきましては、正直、申し上げた役場よりも先進的に取り組んでおられる事業所は数多いと思います。そのような事業所と連携をいたしまして、事業所での取組などを、広報にも限りがありますけれども、広報などに掲載をして、町民の意識向上などにも努めていければなというふうに考えております。

以上であります。

○4番(佐藤省三君) 以上で終わります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、6番 池谷 弘君。

○6番(池谷 弘君) 本日2件の質問をさせていただきます。

まず、1件目は、子宮頸がんワクチンについてであります。

日本での子宮頸がんの患者数は、年間でおおよそ1万1,000人に上り、20代から割合が増え、40代がピークとされ、亡くなる人は年に2,900人ほどおります。日本で若い世代の子宮頸がん患者が増えている一方、世界的には「子宮頸がんは撲滅できる」と言われております。

2020年8月に、WHOでは、子宮頸がん撲滅のための世界戦略が採択され、子宮頸がんをなくしていくために、ワクチン、検診、治療の三つの目標が全世界で共有されました。この中、接種率が80%ほどとなり、この目標の達成が現実的になってきたオーストラリアでは、2028年には子宮頸がんが撲滅できると言われています。

しかし、そのような中、日本は、子宮頸がんを予防するHPVワクチンの接種率は、世界の中でも突出して低いのが現状で、WHOが世界87か国の接種率を比べたデータを見ると、このままだと日本の女性では子宮頸がんの患者は増え続けてしまうと警鐘を鳴らしております。

各国でHPVワクチンの接種が開始されてから15年以上たち、接種率の高い国々からHPVワクチンの子宮頸がん予防効果に対する報告が出てくるようになりました。イギリスやスウェーデン等、ワクチン接種の対象となっている世代に対して行われた研究では、適切な年齢でワクチンを接種することで、子宮頸がんのリスクを9割近く下げることができるというデータも示されております。今後、適切なタイミングでの検診と組み合わせることによって、子宮頸がんを撲滅できると考えられると言われております。

9年前、HPVワクチン接種後に体の痛みなどを訴える女性が相次ぎ、メディアで大きく伝えられました。世間に不安が広がり、国は接種の呼びかけを一時的に中止すると発表し、接種後に体の痛みなどが出たとして国を訴える裁判も起こされました。その後、専門家の会議などで安全性などの議論が続けられ、今回再開に至りました。

子宮頸がんの多くはHPVに感染することで発症しますが、このウイルスの感染を防ぐのは、子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）であります。このワクチンは、9年前、先ほど言いましたように、接種後に痛みなどの症状を訴える人が相次ぎ、不安が広がったため、接種の呼びかけを中止した経緯があり、接種率は、現在0.6%程度に低下しております。日本では、世界で最低水準の接種率となっており、その後、接種の有効性が確認され、1万人がワクチンを接種した場合、ワクチンを打たなければ子宮頸がんになっていた約70人が、がんにならずに済むと試算されていて、こうした国内外の調査などを分析した結果、安全性について特段の懸念が認められないこと、さらに、ワクチンの有効性が副反応のリスクを大きく上回ることが報告されております。この4月より、国でも、2価ワクチンと4価ワクチン無料接種の積極勧奨を行っております。ただ、子宮頸がんワクチンは、ウイルスに感染する前に接種する必要があるため、小山町も対象者に対し速やかに接種の検討を呼びかけていく必要があります。

そこで、以下の質問をいたします。

1点目といたしまして、小山町での現在での接種率はどうか。

2点目といたしまして、対象者への接種の案内はどのようになっているのか。

3点目として、接種を見送った人への接種案内はどのようになっているのか。

また、4点目としまして、接種率が低かったため、副反応に対応して医者もなかなか難しいと思いますので、医師との連携はどのようになっているのか。

2件目は、スポーツ合宿誘致、スポーツレクリエーションについてであります。

観光スポーツ交流課をつくり、小山町はスポーツに力を注いで、スポーツ合宿誘致への取組や、誰でも気軽にスポーツやレクリエーションに取り組んでいくことを目指しております。

須走地区は、高地トレーニング等に適していると考えますが、民間のテニスコートなどはコロナ禍で別の事業用地となっている場所もあります。町営の施設も使用していくためには、町民の利用調整も発生してくると思います。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1点目、スポーツ合宿誘致の施策はどのようなものか。

2点目といたしまして、どのような団体や競技を誘致していこうと考えておられるのか。

3点目、町営施設を利用する考えがあるのであれば、町民の利用の調整はどのように行っているのか。

最後に、スポーツレクリエーションについてですけれども、誰でも気軽にスポーツ等に取り組んでいってもらうために、現在多目的広場の改修等も進んでおりますが、スポーツに取り組んでもらうためにソフト面の充実も必要で、例えば、総合型地域スポーツクラブ等で楽しんでスポーツ等を行っていくことも施策の一つとして考えられます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

町民主体の総合型地域スポーツクラブ等の組織の設置への支援を行う考えはあるのかどうか。

以上、質問させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 池谷 弘議員にお答えをいたします。

初めに、スポーツ合宿誘致、スポーツレクリエーションについてのうち、スポーツ合宿誘致の施策の考えについてであります。

本町では、富士山麓の豊かな自然環境や高低差のある地形、首都圏からのアクセスのよさなどの地域資源を活かし、自転車レースやマラソン大会などスポーツを通じた地域振興に取り組んでおります。

これまで、主に町内の宿泊施設では、サッカーや野球など様々な競技のスポーツ合宿を受け入れてきましたが、議員御承知のとおり、特に須走地区は標高が高いことから、陸上長距離を中心とした準高地トレーニングに最適な場所であると考えております。

現在、静岡県をはじめとする富士山麓周辺市町で連携し、富士山麓準高地トレーニング推進会議を立ち上げ、自治体の垣根を越えた施設の利用促進を図るため、共通のパンフレットを作成し、スポーツ合宿の誘致に向けて広域的に取り組んでいるところであります。

また、町では、町内で開催されるスポーツイベント等の場を活用した広報活動や、合宿受入れに当たり、交通規制等に係る事務手続、または地元調整など、必要に応じた支援も積極的に行ってまいりたいと考えております。

将来、スポーツ合宿を本町の基幹産業の一つとして定着させ、交流人口の拡大と地域活性化に結びつけるよう努めてまいります。

次に、どのような団体や競技を誘致していく考えかについてであります。

対象とする団体は、スポーツ技術向上を目的とした学生や社会人で構成する団体を誘致しようと考えております。競技種目は、自転車競技をはじめ、スポーツ全般を対象とし、その中でも、新たに本町の地域特性を活かした駅伝やマラソンといった陸上長距離の合宿誘致に力を入れてまいりたいと考えております。

次に、町営施設の利用と町民の利用調整についてであります。

合宿目的に沿った利用者のニーズに対応するため、公共施設の利用も想定しており、グラウンドや体育館等の運動施設に限らず、安全が確保された道路等も練習場所になり得ると考えております。運動施設の利用に当たっては、これまでどおり町民を優先した上で、施設を担当する部署と調整しながら誘致に努めてまいります。

また、広域的に取り組んでいる周辺自治体の施設や民間施設等の利用につきましても、双方の意見を聞きながら支援してまいりたいと考えております。

次に、総合型地域スポーツクラブ等の組織設置支援についてであります。

総合型地域スポーツクラブは、平成23年度にNPO法人小山町体育協会が主体となり設立されました。平成27年度には会員数113名を数え、主にパークゴルフの活動を中心に様々な事業を展開

してまいりましたが、現在はその活動を休止し、NPO法人小山町体育協会と生涯学習課が連携して、町民のスポーツ振興と健康増進を図っております。

町では、令和2年度に静岡県下初となる小山町スポーツ振興条例を制定し、町のスポーツ振興についての基本理念を定め、スポーツ振興施策の基本となる事項を明らかにしました。また、令和3年度には、条例に基づき、町民ニーズを幅広く反映した実効性のある施策を具現化した小山町スポーツ振興基本計画を策定し、スポーツ振興施策の推進に努めております。

具体的な取組といたしましては、家族や高齢者向けのスポーツ教室の開催をはじめ、富士マラソンフェスタ等のスポーツイベントの継続実施、町民の誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの普及、スポーツ少年団等による各種スポーツ団体のスポーツ交流やトップアスリートとの交流機会の拡充による選手や団体の育成支援など、町民が主体となってスポーツに親しみ、楽しく取り組むことのできる各種施策の推進に努めてまいります。本年度はスポーツ振興条例及び基本計画に沿った形で、町民スポーツ振興を進めてまいる計画です。

このようなことから、新たな総合型地域スポーツクラブの設置につきましては、スポーツ振興審議会、学校、関係機関等の御意見をいただきながら、今後のスポーツ振興の実情や休日の部活動指導の地域移行の動きを踏まえ総合的に研究し、検討してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、住民福祉部長から答弁いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 子宮頸がんワクチンについてのうち、初めに、小山町の現在の接種率についてであります。

このたび、子宮頸がんワクチンの接種対象となるのは、標準的な接種期間に当てはまる中学1年生から本年度定期接種対象者に当てはまる高校1年生までの4学年と、キャッチアップ年齢に当てはまる高校2年生から学年齢25歳までの9学年を加えた合計13学年の助成になります。

キャッチアップ年齢には、平成25年度以降の積極的な接種勧奨の差し控えなどにより、接種を見送った方が含まれております。

本町の対象者は、本年3月時点で953人おり、そのうち3回の接種を完了された方は169人、接種率は17.7%であります。

次に、中学1年生から高校1年生までの本年度定期接種対象者と、これまで接種を見送ってきたキャッチアップ年齢の対象者に対しての案内についてであります。

それぞれ本年3月末から接種案内や予診票に加え、ワクチン接種について分かりやすく解説されたリーフレットなどを同封し、順次郵送して、積極的な接種勧奨の案内を行っております。

次に、接種率が低かったため、副反応の対応について医師との連携はについてであります。

町では、委託している御殿場市医師会のワクチン接種実施医療機関に、厚生労働省作成の医療従事者向けのリーフレットを渡しております。予診の際は、予防接種の効果、予防接種後の副反応や、まれに生じる重い副反応、並びに予防接種健康被害救済制度について、保護者等に理解し

ていただくよう説明し、その上で、文書により同意を得た場合に限り接種を行っていただくよう依頼をしております。

また、ワクチンの接種後に体調の変化などを訴える方には、接種を行った医師・かかりつけ医が相談対応をするとともに、県の相談窓口においても個別の状況に応じて適切な窓口につないでおります。

また、予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関も選定されており、近隣では順天堂大学医学部附属静岡病院が個別の状況に応じて対応するなど、接種後のフォローの徹底を図っております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○6番（池谷 弘君） 2件8点、再質問させていただきます。

まず、子宮頸がんワクチンについてであります。

若い段階でのHPVワクチン接種により子宮頸がんを防止できると言われておりますが、9年前の接種呼びかけの中止後の積極勧奨なので、メリット、心配事に対する正しい情報及び接種後の副反応が出た場合の医療対応の情報を流し、接種対象の若い人に接種判断をしていってもらうことが特に必要であると考えます。

そこで再質問をいたします。

1点目、世界の状況や接種の効果等、グラフ化したデータで説明が分かりやすく、興味を持てたものもあります。データ等で若い人により分かりやすい情報を流すことができないか伺います。

2点目といたしまして、過去に副反応が出た場合のたらい回しが問題となりましたが、医療機関のフォロー体制の情報を若い人にも流していく考えはあるのか。

3点目といたしまして、国、厚労省で積極勧奨を行っているのですから、対象者である中学生や高校生に直接説明会を行い、情報提供をしていく考えはあるのか伺います。

2件目は、スポーツ合宿についてであります。

現在はSNS等での情報発信が極めて重要な時代であります。町では、スポーツ合宿を基幹産業の一つとしていくとのことですので、1点目として、町のホームページでスポーツ合宿の項目をつくり、官民を問わず小山町全体の情報発信を行い、SNSの積極的投稿をしていく考えはあるのか。

2点目として、大学の駅伝やマラソン等の誘致を考えていますとの答弁がありましたが、合宿時にトレーニング場所等の要望事項を把握して対応していく考えはあるのか。

3点目といたしまして、過去に小山中が全国駅伝大会に出場した場合、ゴルフ場でトレーニングを積んだと聞いております。グラウンドだけにこだわらずに、小山町を堪能できるこのような場所も、合宿、トレーニング場所の候補地としていく考えはあるのか伺います。

最後に、スポーツレクリエーションについてであります。

1点目として、町民が誰でも楽しめるスポーツを楽しむため、多目的広場のジョギングコースの整備等を進めておりますが、スポーツを個人で行っていくほかに、スポーツレクリエーションを永続的に行うために、町民主体の組織が必要と考え、ソフト面での取組について新たに再度伺います。

最後の質問でございます。

このたび、スポーツ庁の室伏長官が、定例記者会見で、公立中学校で休日の運動部活動の指導を地域のスポーツクラブなどに委ねる地域移行を2025年度末までに実現すべきだとした有識者会議の提言に関して、社会の状況が変わり、少子化や教員の働き方から見ても改革する必要があるタイミングだと述べ、地域移行を推進する意向を強調しました。また、保護者の費用負担軽減や指導者を確保する財源が課題となり、経済界から支援してもらえる仕組みを含め、スポーツ振興くじの助成など国としてあらゆる財源で検討すると発表しております。このためにも、小山町は、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツレクリエーション組織を検討していく考えがあるのか伺います。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 池谷 弘議員の再質問のうち、子宮頸がんワクチンに関することについてお答えいたします。

1点目の、世界の状況や接種の効果等のデータを若い人により分かりやすい情報の提供と、二つ目の質問、医療機関のフォローの体制の情報の提供については、関連しますので一緒にお答えさせていただきます。

町では、ワクチン接種対象者に対して、接種案内や予診票と一緒に、国が作成いたしました啓発リーフレット等を直接郵送して接種勧奨を行っております。このリーフレットには、ワクチン接種の効果や副反応のリスクなどに加え、世界の接種状況、接種後の体調に変化があった場合のフォロー体制など、子宮頸がんに関する各種情報が、カラー刷りでイラスト入り、グラフ入りで分かりやすく掲載されております。

先ほど申しましたとおり、直接皆さんにこのリーフレットを郵送しておりますので、このリーフレットをよく見て理解していただくことが接種につながっていくと考えております。

次に、対象者である中学生や高校生に説明会を行い、情報提供していくことについてであります。

先ほどの答弁のとおり、全部の対象者へ個別通知により接種勧奨を行っております。通知の内容をよく見ていただき、本人または保護者が接種の有無を判断していただくこととなりますので、現在のところ説明会を開くことは予定をしております。ただし、今後、接種状況や近隣市町の動向などによっては、広報紙やホームページなどを活用した情報提供などを検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○観光スポーツ交流課長（湯山浩二君） 私からは、スポーツ合宿の誘致について、3点の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の、官民を問わず町全体の情報発信を、そしてSNSの活用をについてでございます。

現在、スポーツ合宿を受け入れている宿泊事業者では、ホームページやパンフレットなどを活用し、独自に情報発信を行っておられます。町の取組といたしましては、今後、町内の宿泊事業者を対象とした勉強会等を開催し、合宿誘致を推進する宿泊事業者の組織化を図りたいと考えております。その上で、合宿に来られる競技者が求める内容を盛り込んだ情報発信を行ってまいりたいと考えております。その方法につきましては、議員御指摘のとおり、町のホームページをはじめ、町が活用できる電子情報ツールやパンフレットなどで周知を図ってまいりたいと考えております。

2点目の、トレーニング場所等の要望事項を把握して対応していく考えはについてであります。

合宿の目的は基本的に強くなることであり、各団体が目標としている大会に合わせて行われ、時期によっても練習内容が変わってくると認識しております。合宿の受入れに当たりましては、その時々へのニーズに対応した練習場所を調整してまいりたいと考えております。

3点目の、グラウンドだけにこだわらずゴルフ場等をトレーニング場所の候補地とする考えはについてであります。

練習場所は、合宿に来られる競技者のニーズに応えることが最も大切であると考えます。御要望によりグラウンド以外の練習場所も検討いたしますが、施設管理者や民間事業者に負担がかからないような形で調整してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（平野正紀君） 初めに、スポーツレクリエーションについてのうち、町民主体の組織の必要性と、ソフト面の取組についてであります。

まず、町民主体の組織の必要性につきましては、現在のところ、町体育協会や町のスポーツ推進委員を核として、各種スポーツ団体等による組織を中心に活動しており、新たな組織の立ち上げについては、十分に研究を重ねた上で検討してまいりたいと考えております。

小山町スポーツ振興基本計画では、「誰もがスポーツを楽しめるまち おやま」を基本目標に掲げ、その実現に向けて、ハード面、ソフト面の両面から取り組むこととしております。

ソフト面の取組としましては、各種スポーツ団体への運営助成金の増額や、青少年海外チャレンジ制度の創設に加え、町とスポーツ振興を目的に包括連携協定を締結している企業が提供しますスマートフォンアプリの普及、それから、アプリを活用したウォーキング、ランニングイベント

トの参加促進など、様々な施策を展開しております。

レクリエーションスポーツにつきましては、本年度から、町のスポーツ推進委員を中心に、誰もが楽しめるスポーツとしまして、ニュースポーツのモルックの普及に取り組んでおります。また、町体育協会では、様々なスポーツ教室の開催や小山町スポーツ祭の開催などに取り組み、さらに指定管理者におきましても、シニアのバドミントン教室や卓球教室など、町民スポーツの普及促進に取り組んでおります。

今後も町民ニーズを把握の上、町民の誰もがスポーツに楽しみ、親しむことができるよう、レクリエーションスポーツを含めたスポーツ活動の推進に努めてまいります。

次に、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツレクリエーション組織の検討についてであります。

議員御指摘のとおり、スポーツ庁の有識者会議、運動部活動の地域移行に関する検討会議が、6月6日に、公立中学校の運動部活動の地域移行など目指すべき姿についてまとめた提言をスポーツ庁に提言、提出されたことについては、承知しているところでございます。

その提言では、新たなスポーツ環境構築の実施主体は、地域におけるスポーツ機会を提供している組織、団体が多様であり、地域の実情に応じた対応が求められるとされており、各地域において、実施主体を特定の団体等に限定せず、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など、多様な実施主体を想定し、対応する必要があるとされております。

これらのことから、町としましては、国の動向を注視しながら、町のスポーツ環境の実情を踏まえ、スポーツ振興審議会、学校、関係機関等の意見をいただきながら、総合的に研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 特にございません。以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月21日火曜日 午前10時開議

議案第44号から議案第56号までの13議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時59分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪
署 名 議 員 室 伏 勉
署 名 議 員 室 伏 辰 彦

令和4年第3回小山町議会6月定例会会議録

令和4年6月21日（第4日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 藪田 豊造君 10番 米山 千晴君
11番 池谷 洋子君 12番 鈴木 豊君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	教 育 次 長	平野 正紀君
企画政策課長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
フロンティア推進課長	岩田 幸生君	未来拠点担当参事	山本 尚毅君
総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	山口 紘史君
会議録署名議員	1番 室伏 勉君	2番 室伏 辰彦君	

閉 会 午前11時40分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第44号 町道路線の認定について
- 日程第2 議案第45号 町道路線の変更について
- 日程第3 議案第46号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第47号 小山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第48号 小山町長等政治倫理条例の制定について
- 日程第6 議案第49号 小山町職員倫理条例の制定について
- 日程第7 議案第50号 小山町公共施設等総合管理基金条例の制定について
- 日程第8 議案第51号 小山町森村橋の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第52号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第53号 小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第11 議案第54号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第55号 小山町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第56号 令和4年度小山町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第14 請願第1号 小山町役場における法令順守義務の自覚について
- 日程第15 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 議案第63号 令和4年度小山町一般会計補正予算(第4号)
- 追加日程第3 発議第3号 小山町議会基本条例の一部を改正する条例

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。

新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することといたします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第1 議案第44号 町道路線の認定について
 - 日程第2 議案第45号 町道路線の変更について
 - 日程第3 議案第46号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
 - 日程第4 議案第47号 小山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
 - 日程第5 議案第48号 小山町長等政治倫理条例の制定について
 - 日程第6 議案第49号 小山町職員倫理条例の制定について
 - 日程第7 議案第50号 小山町公共施設等総合管理基金条例の制定について
 - 日程第8 議案第51号 小山町森村橋の設置及び管理に関する条例の制定について
 - 日程第9 議案第52号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
 - 日程第10 議案第53号 小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第11 議案第54号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について
 - 日程第12 議案第55号 小山町給水条例の一部を改正する条例について
 - 日程第13 議案第56号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第3号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 議案第44号から日程第13 議案第56号までの議案13件を一括議題とします。

ここで報告します。議案第47号 小山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき、小山町監査委員に意見を求めたところ、監査委員会においては、特に質疑もなく、お手元に配付したとおり、異議はありませんとの回答を得ていますので、御承知おき願いたいと思います。

それでは、6月6日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 室伏 勉君。

○総務建設委員長（室伏 勉君） ただいまから、6月3日、総務建設委員会に付託された当局案

件の11議案について、審議の経過と結果を御報告します。

6月13日、この後報告します請願の審査を途中で休止し、午前10時5分から、会議室において、当局から町長、副町長、理事、関係部課長など、議会から、委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第44号 町道路線の認定についてを報告します。

委員から、町道5056号線と5057号線の延長と幅員は。との質疑に。

町道5056号線は延長が約111メートル、5057号線は延長が約163メートルです。幅員は約6メートルで、最大幅員が14メートルから15メートルです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第44号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号 町道路線の変更についてを報告します。

委員から、町道2457号線の終点が変更になった経緯の詳細は。との質疑に。

この町道は、南足柄市、神奈川県、小山町が関係しており、道路の区域決定がなかなかできませんでしたが、神奈川県道の重複問題が解決したことから、南足柄市と協議した結果、今回の位置で決まったものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第45号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを報告します。

委員から、町長は10分の1を3か月、副町長は10分の1を1か月、給与を減額するということが、決めた基準は。との質疑に。

全国の事例を調べ、その中でも近いと思われるものを町長に情報提供し、町長が決めました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第46号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 小山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、さしたる質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 小山町長等政治倫理条例の制定についてを報告します。

委員から、この議案を出された意図は。との質疑に。

最近、いろいろな不祥事がありましたが、議会や町民への説明責任をしっかりと果たし、公平、公正な町政を執行することについて、対外的に示していくことが必要なことから、条例制定に至りました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第48号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 小山町職員倫理条例の制定についてを報告します。

委員から、この条例には罰則規定がないが、その理由は。との質疑に。

職員に法律や条例違反などがあつた場合は、別に規定している分限処分や懲戒処分の基準にのっとり処分をしていることから、この条例には含めませんでした。との答弁がありました。

委員から、倫理委員会のメンバーに外部委員を入れない理由は。との質疑に。

まずは、内部で組織した倫理委員会で審議し、必要に応じて、有識者や弁護士などの方にお問い合わせすることも考えています。との答弁がありました。

委員から、公益通報について、今まで1件もなかったということだが、これをどう活かしていくのか。との質疑に。

小山町職員の公益通報制度は、平成18年度からスタートしましたが、開始以来、通報は1件もありません。この制度は要綱のレベルでしたが、改めて条例化して再スタートし、職員に中身を理解し、実践してもらうことを考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第49号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 小山町公共施設等総合管理基金条例の制定についてを報告します。

委員から、この基金の内容は。との質疑に。

本庁舎については、別の基金があるため、それ以外の各支所や学校、こども園などの施設について、公共施設等総合管理計画に基づき、更新などを実施する際に財政負担を平準化するため、基金を積み立てていくものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第50号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例については、さしたる質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議事の審議に関わる進行上の都合により、議案第54号 小山町下水道条例の一部を改正する条例についての前に、議案第55号 小山町給水条例の一部を改正する条例についてを審査したので、報告します。

委員から、水道事業会計の経営状況は厳しいことは承知しているが、湯船原配水場の活用を更に図らなければ、町民の理解は得られないと思うが。との質疑に。

町の施策として企業誘致を進める中で、効果的に、湯船原配水場の使用量が想定よりも少なくなっていることから、新産業集積エリアへの給水などの方法も探り、無駄の少ない給水を行っていきます。また、奈良橋水源の濁水問題におけるバックアップ体制の脆弱さや老朽管の更新工事など、建設改良費の工事費も増額していくこととなりますが、安全安心な水の供給のためには投資も必要となることから、水道料金の見直しをお願いするものです。との答弁がありました。

委員から、最近の経営状況は。との質疑に。

令和2年度は黒字ですが、令和3年度で700万円弱、令和4年度は予算ベースですが1,800万円程度のマイナスが見込まれます。要因としては、令和3年度は、大雨により被災した奈良橋水源の復旧工事を特別損失としたことが大きな要因であり、コロナ禍による企業活動の落ち込みにより収益も若干減少しました。令和4年度では、修繕などの維持管理費が増額となり、赤字となる見込みです。との答弁がありました。

委員から、単年度収支がマイナスだといっても3億円余の内部留保資金があったと思う。しばらくは値上げしなくても十分にやっつけていけないのではないかと。との質疑に。

確かに数年前には施設整備に使用できる積立金は3億円以上ありましたが、現在では1億円程度に減っており、このままでは数年後に枯渇してしまう状況です。そのため、水道料金は利益を生み出し、積立金を増やしていかないと施設整備ができなくなるという状況なので、料金改定をお願いするものです。との答弁がありました。

委員から、小山町の水道は水がよく、料金も安いと企業からの評判が大変よい。町のイメージアップのため、一般会計から繰入れし、小山町の水は全国で一番安いという政策を取ったらどうか。との質疑に。

水道事業は、公営企業法に基づく独立採算制で実施しているため、料金収入で事業を運営していくことが基本となっています。仮に一般会計から繰り入れるとなると、町水道を使用していない方の税金も投入するということになるため、受益者負担の原則から不平等となり、適切ではないと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第55号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 小山町下水道条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第3号）を報告します。

委員から、地域活性化対策助成金5,700万円について、具体的な方策と費用対効果はどのように考えているか。との質疑に。

今回で3回目になりますが、プレミアム商品券の発行に充てるもので、5,000万円をプレミアム分とし、700万円を事務費として考えています。費用対効果は、1万円で1万5,000円分の商品券を1万部発行することを考えています。これを単純計算すると、経済効果は1億5,000万円と見込んでいます。との答弁がありました。

委員から、この商品券の買い占めへの対策は。との質疑に。

前回と同様に、販売の第1期では1世帯3セットまで、その後は1人5セットまで買えるようにすることを考えています。との答弁がありました。

委員から、前回までにおいて、買物券について町内で使えるところがないという声もあった。

今回は商工会の方々々と調整していただき、買物券をすんなりと使えるような施策は取れないか。との質疑に。

お買物券の実績を見ると、2回とも99.5%以上の換金を受けています。町としては、町内で消費していただくことが重要であると考えていますので、使う側の御意見はいろいろあるかと思いますが、事業者のために実施する事業と考えていますので、換金率からいっても十分だったと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第56号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された当局案件11議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、町道5051号線、5056号線、5057号線、3路線の町道の認定及び変更箇所の現場確認と視察を実施しましたことも併せて御報告します。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 室伏辰彦君。

○文教厚生委員長（室伏辰彦君） ただいまから、6月6日、文教厚生委員会に付託された3議案について、審議の経過と結果を御報告します。

6月14日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、教育長、関係部課長等、議員から、委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第51号 小山町森村橋の設置及び管理に関する条例の制定についてを報告します。

委員から、町民有志による団体がイベントを行う場合の使用料はどうなるのか。との質疑に。

使用の目的が公益による場合または特に必要と認める場合には、使用料を減免することができるという規定がありますので、これに当てはまれば減免となります。との答弁がありました。

委員から、森村橋の管理を指定管理者が行うこととなった場合には、簡易な修繕は指定管理者が行うとなっているが、その範囲は。との質疑に。

生涯学習施設の指定管理と同様に、50万円以下を指定管理者が、50万円を超えるものについては町が行うことと考えています。との答弁がありました。

委員から、豊門会館や西洋館で、なりわいとして映画の撮影等を行う場合は、1日で4万円、半日で2万円の使用料です。一方、森村橋では、なりわいとして写真または映像の撮影等を行う場合は、要件にもよるが高くても1,200円であり、差があり過ぎるのではないか。との質疑に。

料金設定については、建物を貸し出すという考えと野外の敷地を貸し出すという考えがあります。この両者には、はっきりと料金に差をつけており、森村橋については敷地を貸し出すということで、足柄駅前広場の設置及び管理に関する条例を参考にしました。との答弁がありました。

委員から、この料金設定では、逆に、豊門公園や西洋館の使用料が高過ぎるのではないかという考えにもなる。撮影に関しては、別枠を設けて相応な使用料を設定し、きちんとした運営をされるべきではないか。との質疑に。

町の基本的なコンセプトとして、貴重な国の登録文化財をいろいろな方に、いろいろなイベントや催しで利用していただくことを第一と考えました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第51号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第3号）を報告します。

委員から、こども園施設備品として、乳幼児用の遊具等を購入するとのことだが、全園が対象なのか。との質疑に。

すばしりこども園の遊具です。との答弁がありました。

委員から、新型コロナウイルスワクチン接種事業費について、4回目の接種のスケジュールはどうなっているのか。との質疑に。

今回は、3回目を接種してから5か月を経過した60歳以上の方などが対象で、町から順次接種券を送付し、総合文化会館の金太郎ホールを使った集団接種と町内の4医療機関での個別接種を行う予定です。集団接種は8月5日から9月末までの間で15日間、接種するワクチンはファイザーとモデルナで、1日最大300人を予定しています。個別接種は、6月中旬から開始を考えており、ワクチンはファイザーのみで考えています。との答弁がありました。

委員から、小学校費の消耗品費の内容は。との質疑に。

新型コロナウイルスへの感染対策として、消毒液、ハンドソープ、使い捨て手袋等の消耗品を購入するものです。との答弁がありました。

委員から、感染症策備品として、小中学校へパーティションを、中学校へ空気清浄機を購入するとのことだが、その詳細は。との質疑に。

パーティションについては、学校における集団活動の中で、子ども同士の間隔が取れないとき等に、それぞれの学校の判断で状況に応じて活用していくもので、10セットを購入する予定です。空気清浄機については、今までも備品として購入していますが、今回は不足する分を1台購入するものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第56号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された、3議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、豊門公園の管理状況について、現地確認と視察を実施しましたことも、併せて御報告します。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第44号 町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第45号 町道路線の変更についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第46号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。8番 渡辺悦郎君。

○8番(渡辺悦郎君) ただいま議題となっております議案第46号 小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、反対の立場から討論します。

本件に関しましては、去る5月19日、臨時会で否決され、新たに内容を変更し、本定例会に再提出されました。

町長の提案説明と総務建設委員会の席で、報道等での質問に対し、その真意はと尋ねたところ、

提案説明ではサッカーに例えられ、委員会では野球に例えられ、私にとっては意味不明の答弁をいただきました。

町長が就任されて3年を経過しました。就任当初からコンプライアンスについて強く発言され、組織改革・意識改革を進めると発言され、今日に至っております。本議案提出となりましたのは、湯船排水路河川災害復旧事業において未精算が起因しているところであります。

臨時会の私の反対討論で、町のトップとして猛省して、6月定例会に再提出してほしい旨の発言をしました。

未払い問題が発覚してから、町長はあらゆる場面で、組織の長としての発言は考えられない発言の連続でした。町長は会見等で知らなかったと発言し、その後に、組織間の報告、連絡、相談が欠如している旨の発言が報道されております。組織において誰が統括し責任を取るのかを考えますと、組織のトップの発言とは到底思えません。責任回避と思われる発言です。

その極めつけが5月30日の定例会見での発言でありました。私は、翌日、新聞報道で概要を知りましたが、町民からテレビを見てどう感じるのかとの電話があり、放送内容を確認するため、画像を入手し、何度も何度も見直しました。

今までの発言をはるかに超える内容でした。体制以前の問題であるとか、職員個人の問題であるとか、資質の問題であるとか発言されております。

役場の組織は、小さいピラミッドが幾つもあり、最終的に役場という大きなピラミッドが存在します。その頂点が町長です。

職員は町のため、町民のために仕事をしております。

以前、新産業エリア産業廃棄物問題のときに、職員に負担がかかり過ぎて起きたと発言されていたと記憶しております。

ならば、人事権を持つ町長は、職員の配置・運用を検討、また、部課長に改善を求める指示をされたのでしょうか。

変化がないまま、フロンティア推進課におけるこのような事態は、町長が承認されてから何度も繰り返しております。そのたびに謝罪し、今後の対応についても発言されておりますが、その場を取り繕う言葉だけであって、何一つ活かされていません。職員は、地方自治法、各種法令、町の条例など、公務員として当然のように守らなければならないものがあります。それが履行されているか。履行されていないければ、履行できるようにするのが町長ではないでしょうか。

また、条例により意識改革を進めていくとも発言されておりますが、就任から3年余を経過している中で、今さらながら、条例で意識改革を進めていけるのか問題です。

町長のふるさとである小山町のために、町長自ら先頭に立ち、責任を持った行政運営をしていただきたいと思います。

全ての責任は町長にあります。今、一番求められているのは、町長をトップとした組織が丸となり、町民の信頼を取り戻すことです。組織の問題であり、組織の長として自らの責任である

と断言し、組織内の信頼を回復し、町民に謝罪し、反省の意を表すためにも、町長10分の1、3か月、副町長10分の1、1か月では不十分であります。

以上の理由により、小山町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についての反対討論といたします。

○議長（遠藤 豪君） 討論については、このほかに通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第47号 小山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第48号 小山町長等政治倫理条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第49号 小山町職員倫理条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第50号 小山町公共施設等総合管理基金条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第51号 小山町森村橋の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第52号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第53号 小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第54号 小山町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第55号 小山町給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。5番 岩田治和君。

○5番(岩田治和君) 議案第55号 水道料金値上げについて反対討論をいたします。

反対意見としては幾つかありますが、まず、水道会計の決算書で、収入と支出でマイナスが生じたということで、平成3年度は700万円ほどの赤字となっております。

私は、従来から、一般質問でも申し上げたように、水道料金の値下げが必要だということを訴えてまいりました。

今回の場合でも、単年度で700万円程度であれば、私は一般会計からの繰入れで十分事が足りると思っております。

多くの自治体では、やはり水道会計については苦慮しているところが多いわけですが、ほとんどのところで収支のマイナスということが言われております。そのために、一般会計等からの繰入れということをよく取り入れているわけですが、現在、小山町の水道会計を見ても、内部留保金が1億円超出ているわけです。この数字を見た場合、小山町としては全く悪い水道会計とは言えないわけです。

私は、一般質問の中でも言ったとおり、小山町は政策として日本一安い水道料金の町だということを訴えていくのは、大変イメージアップにもつながることですので、ぜひこの点も、水道料金の値上げは必要ないと考えております。

2点目は、水道事業に対して、経営努力が全く足りないということを述べたいと思います。

一般企業ですと、事業がマイナス、またはあまりよくなければ企業努力をするのが当然です。現在、湯船原工業団地の中で湯船原配水場が数億円もかけて造られておりますが、その活用方法は十分だとは言えないわけです。

昨年、泥水が入って、旧小山部分は水道が使えないような状況になっています。このようなことも考えますと、湯船原配水場のバイパス化した使い方ということは重要なことだと思います。さらに、籠坂の湧水源、また、奈良橋水源についても、十分水量が足りません。今現在ですと、タンクにたまり切れない水は全部放出されて、川に流されている状況です。実際、小山の水は売れるんだということを考えれば、ただ上水道を町民に配水するだけではなく、この水を売れるんだというような企業努力を考えて、水道料金はぜひ上げるべきではないというふうに私は考えております。

以上で私の反対討論といたします。

○議長(遠藤 豪君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。9番 藪田豊造君。

○9番（**藺田豊造君**） 私は、今議会に提出されました、議案第55号 小山町給水条例の一部を改正する条例について、以下の理由をもって賛成いたします。

この改正は、水道料金の値上げに関することでございます。誰でもが触れたくないものでございます。

なぜなら、小山町は長い間、水道料金に対しては日本一安いということを目指してきた、言わば矜持というものがあります。

しかしながら、令和2年1月14日、上下水道審議会より料金の適正化が答申されました。この件には、議会では、先の議会ですけれども、コロナ禍や、あるいは経済の悪化などを理由とし、また、体質改善などを求め、湯船原工業団地の売り込み増加などを条件として、値上げは否決されました。

答申が出されて3年が経過しています。その間、多少改善、また、湯船原工業団地への売り込み増加などがありました。本来の目的である、安全・安定供給を目指すには、今の料金では、さらなる赤信号となってしまいます。

私は、先の2年間、監査委員をしていました。その時から、この料金には大きな懸念を持ってまいりました。年々の上下水道の財政悪化であります。内部留保も枯渇し、現在は赤字転落寸前となり、目標の耐震化増強への道も頓挫しかねません。今の町の耐震化率は28%です。こうしたことに年間6,000万円が工事費として充てられています。現在は、より強固な鋼管に替えているのは今の小山町の水道事業であります。

私達は2010年の9月、大水害による大きな断水、また、昨年の奈良橋の水源への土砂の流入による明倫地区、また、成美地区の一部などで、濁水が混じるなど、水道事業の脆弱性があらわとなっています。

町の水道料金の実態は、基本給水単価69円85銭で、原価は67円91銭で、1円94銭が利益となります。

そもそも水道料事業などは企業会計であります。独立採算が原理、原則であります。値上げ後、平成26年から8年間を経ています。諸物価も上がっています。安心、安全、安価、そして、安定供給を維持していくための議案ですので、ぜひとも皆さんの御理解を得て、今回の議案が可決されますよう御祈念申し上げ、ぜひとも賛成していただきたいと思っております。

私はさらに、湯船原工業団地への給水の増加、さらなるコスト削減、また、昨今の職員の規律低下の是正を条件に、この議案に賛成いたします。

以上です。

○議長（**遠藤 豪君**） 討論については、このほかに通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長長の報告は可決です。本案は、委員長長の報告のとおり可決することに賛成の

方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第56号 令和4年度小山町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 請願第1号 小山町役場における法令順守義務の自覚について

○議長(遠藤 豪君) 日程第14 請願第1号 小山町役場における法令順守義務の自覚についてを議題とします。

それでは、5月27日の議会運営委員会で総務建設委員会に付託した本請願につき、会議規則第41条第1項の規定により、総務建設委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務建設委員長 室伏 勉君。

○総務建設委員長(室伏 勉君) ただいまから、総務建設委員会に付託されました請願1件について、委員会での審議の経過と結果を御報告します。

6月13日、当局提出の付託案件に先立ち、午前9時から会議室において、委員全員が出席し、審査を行いました。

それでは、請願第1号 小山町役場における法令順守義務の自覚についてを報告します。

請願書を御覧ください。

審査は、初めに事務局から、委員会に付託されるまでの経緯についての説明を受け、次に請願者及び紹介議員から趣旨説明を受けました。

委員からは、それぞれ説明者に対して質問はなく、請願者、紹介議員退席後、委員で協議を行いました。

初めに、私から、小山町会議規則では、請願の審査結果は、採択とすべきもの、または不採択

とすべきものの二つしか取り決めがないが、議会運営委員会において、一部については認めがたいが、そのことをもって全体を不採択とすることが適当でないと判断される場合には、一部採択とすべきものも認めることになったことを報告しました。

なお、今回の委員長報告では、請願の内容については、次のように番号を付した上で報告します。

大項目1の①は、小山町の土地売買事務の適正化についてのうち、足柄サービスエリア周辺地区開発事業の件、大項目1の②は、小山町の土地売買事務の適正化についてのうち、町有地をホテル会社に処分した契約の件、大項目の2は、小山町役場における会計処理の適正化についての件とします。

委員から、請願の内容はごもつものことだと思う。町民の間でも怒りが渦を巻いている。私は全面的に賛成です。との発言がありました。

委員から、この請願については、受け入れられるものについては採択しなければならないと思う。しかし、大項目1の②では、その一部に未確定で不適切な表現があるので、採択は相当ではないと考える。との発言がありました。

委員から、様々な不祥事が去年の9月以降出てきている。そのたびに町長は私本人の責任ですと謝罪し、二度と起こさないと言いながら、また起きている。それに対して住民が請願しているので、議会としても拒否することはできない事案だと思う。との発言がありました。

委員から、議会としては、採択する上で適正な文言、適正な文章というものを重要視せざるを得ない。疑いというのは許されないということを考えると、大項目1の②は入れるべきではないと思う。との発言がありました。

委員から、今後このようなことがないように、再発防止に向けて実効性のある対策を講じるよう求めてほしいという請願であり、実際に漏えいがあったかどうかを求めているのではないので、このまま通して構わないと思う。との発言がありました。

委員から、大項目1の②については、第三者機関を設けるとしているが、既に裁判で公に決定していることから、この期間を設けることに対して議会が追随することは適さないので、この項目については問題があると思う。との発言がありました。

委員から、大項目1の②について、適切でない表現があるというのであれば、その部分を削ればいいのか。との発言がありました。

それに対して、事務局から、議員には請願の修正権はないことから、委員会で請願の内容を一部修正することはできません。ただし、請願の審査結果に意見を付けることはできます。と説明がありました。

採択とすべきもの、一部採択とすべきものの意見がそれぞれあり、意見を集約した上で、請願第1号については、一部採択とすべきものとするについて採決をした結果、賛成多数で一部採択とすべきものに決しました。

次に、一部採択とすべき項目については、大項目1の①と大項目の2と決定しました。

次に、会議規則第95条第2項及び第3項の規定による請願を採択した後の取扱いについては、町長へ請願を送付すること及びその処理の経過と結果の報告を請求することを適当と認めると決定しました。

また、審査結果として、採択した箇所には主観的な表現が含まれているため、この部分は一部採択から除くことの見解を付すことが適当と認めることに決定しました。

なお、大項目1の②については裁判結果が出ており、請願の趣旨に沿いがたいことから、採択しないものと決定しました。

以上で、総務建設委員会に付託された請願1件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、総務建設委員長の報告は終わりました。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、一部採択とすることに反対者の発言を許します。9番 藺田豊造君。

○9番（藺田豊造君） 私は、今回、町民の皆様から二つの請願が出されましたが、このうち大項目の1②の土地売買契約が違法で無効とされた判決に伴い、第三者機関を設けて真相を究明し、再発防止策を講ずるよう求めた経緯につき不採択することに、以下の理由をもって反対いたします。

ちなみに、私は請願の紹介議員の一人でもあります。

この事件は、小山町が旧労働金庫研修施設跡地を建物付きで買い、その半分を整地して、それをホテル側に売ったことが、町民の皆様から町の監査委員へ、これは違法だとして監査請求がされたものでありましたが、ここでのぞけられたため、裁判へ至ったものでございます。

町民が平成28年12月より今年4月18日の判決まで、6年余の歳月を有しました。この裁判には6年余の歳月が流れております。

こうした住民行政訴訟は、裁判所が静岡ということもあり、原告の住民・町民の側には様々な御負担があったろうと思います。それらには一切の利得もなく、全く正義感から出たことであることも申し添えておきます。

ですから、様々なストレスに耐えて、住民の意見が全面的に採択された判決を勝ち得えたことに、私は改めて敬意を表するものでございます。

静岡地裁の判決は次のとおりです。

議員諸氏には、既にこの判決をお読みになった方もおられると思いますが、もう一度内容を見てみたいと思います。

小山町が町有地を売るに当たって希望者の募集をいたしました。募集に応じたのは1社だけでした。この土地の取引は、前町長が先輩、あるいは先輩議員やホテルの社長からの要請があったということで始まったことであり、このホテル会社に売ることは初めから想定されていたものでした。

問題はここからです。町の設定した売却価格とホテル会社が提示した価格が不自然なほど近接していました。そういった事実認定により、予定価格を知り得る町側から会社に価格漏えいがあったと断定されたこととございます。それが違法だと判決されました。さらに、違法の程度も悪質であり、この契約を無効であるとされたものであります。これを住民側も町側も控訴しなかったために、この判決は決定しました。つまり、土地の売買は契約無効とされたため、今やこの土地は小山町のものとして扱われているわけです。

なお、主文では請求は理由がないとの由で棄却すると、形式上は町の勝訴になっています。役場もここを強調していますが、実態は他の案件と同じ、町のずさんな事務処理が断罪されているのでございます。

まず、住民のこの取引で生じた損害を前町長に買収されるという請求は理由がないと退けた件は、今回の土地の取引は無効であって、町に損害は生じてないから、したがって、住民の請求は理由がないということで却下されています。

住民のホテル会社の土地を直ちに町に返せという請求は、町との契約が無効だという判決は今出されたものであり、町も土地代金1億6,000万円を返すには時間がかかるだろう。一応議決もされている。そういうもので、この処理には時間的余裕を与えるべきだと。したがって、直ちに請求を却下するという内容のものなのです。

小山町は、主文で勝って判決に負けたということになります。

本題に入ります。

今回の請願は、町とホテルとの契約が無効になった原因は、小山町役場が行った入札事務において価格の漏えいがあったと判断されたこととございます。事の重大さから、第三者機関を設けて真相解明・再発防止を図るべきというものであり、住民の誰もが納得するものでございます。

逆に、この請願を却下することが、法律の判断が先入観を持たせるとしてなじまないとするならば、それは間違いであり、もう少し町民にはもっと分かりやすい理由をもって説明責任を果たすべきではないでしょうか。

議員の皆様申し上げます。皆様にはこの壇上に上がる時、町の皆様に、皆様の声を町政に届けることを公約してきたのではありませんか。私は、町政を町民の手にと公約して、現在ここに至っております。その説明責任を果たせる場所が議会であります。これこそが町民の皆様への私達の当然の義務であり、それでこそ町政への信頼を勝ち得ることだと思っています。

以上、住民の請願のうち、第三者機関を設けて真相を究明し、再発防止を図るという請願を不採択にすることに反対いたします。

皆様の英知ある英断、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、一部採択とすることに賛成者の通告はありませんでしたので、一部採択とすることに反対者の発言を許します。7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） ただいま提案されている、請願第1号 小山町役場における法令順守義務の自覚について、一部採択という対応に対し、反対の立場から討論いたします。

本案は、本年5月23日に議会に対して提出された請願書に基づき、総務建設委員会で審議し、請願項目1の②を除く一部採択として本会議に上げられたものです。

本請願の紹介議員となった私としては、請願項目1の②が除かれたことに対する反対の立場からの意見表明となります。

除外された請願1の②は、平成28年11月に町有地をホテル会社に処分した契約について、第三者機関を設けるなど、入札事務の検証等、事件の真相を究明し、再発防止に向けて実効性のある対策を講じることを述べている項目です。

この請願1の②のもとになった事件は、本年3月18日に静岡地裁で言い渡された住民訴訟の判決に基づいたものです。

判決は、原告らの請求をいずれも棄却するというものでした。

しかし、判決文の中には、この土地取引に関して極めて厳しい指摘がなされています。

判決文の原文を引用しますと、固有名詞を避けてA社とさせていただきます。小山町の予定買取り価格とA者による提案価格が極めて接近している。小山町側からA社に対し、予定価格が漏えいされていたと認めるのが相当であるという極めて重大な記述があることです。

裁判所がその根拠としたのは、町有地をホテル会社に売却する際行ったプロポーザルにおいて、町が設定していた1平米単価、1万3,000円の予定価格に対し、ホテル会社側が提示してきた価格が1平米単価1万3,030円と、僅か30円の違いしかない点を指摘したものです。

裁判所は、それらの事実をもとに、予定価格が小山町側からA社に事前に漏えいしていたと認めた上で、本件売却は違法と言うべきである。よって、本件売却は無効と言うべきであると言い切っています。

判決は、原告らの請求をいずれも棄却するというものでしたが、土地取引の瑕疵については、さきに述べたように、厳しい指摘をしているわけです。

ならば、請願1、小山町の土地売買事務の適正化の②の内容も除外する理由は全くなく、今後の小山町の土地取引に対する警鐘として、この項目を入れた採択にしなければなりません。

私は、請願文の1の①、請願文の2を採択していただいたことには異論はありませんが、1の②を除外し、一部採択にしたことについては、納得しかねます。

以上を主な理由として、請願第1号の一部採択に対する反対討論といたします。

○議長（遠藤 豪君） 討論については、このほかに通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は一部採択です。本案は、委員長の報告のとおり一部を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり、その一部を採択することに決定しました。

次に、会議規則第95条第2項及び第3項の規定による請願の一部採択後の取扱いについては、委員長の報告のとおり、審査結果に意見をつけた上で当局に請願を送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、請願第1号の一部採択の取扱いは、委員長の報告どおりにすることに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時28分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15 議員の派遣について

○議長(遠藤 豪君) 日程第15 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、6月29日から7月1日までの間に神奈川県、千葉県、群馬県で行う駿東郡町議会議長会視察研修会に副議長を、7月13日の町内行政視察に全議員を、7月26日に町内で開催されます駿東郡町議会議長会広報研修会に広報公聴委員を、7月28日に長泉町で開催されます6市4町議会議長連絡会に副議長を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定しました議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更を要

するときは、議長一任で変更できることを決定いたしました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第63号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第4号）、議会から、発議第3号 小山町議会基本条例の一部を改正する条例の2件の追加議案が提出されました。

発議第3号は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 質疑なしと認めます。したがって、町長提出の議案第63号並びに議会提出の発議第3号の2議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしくお願いいたします。

追加日程第1 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。町長から、議案第63号について提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 今回、追加提案しましたのは、議案第63号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

本案は、新産業集積エリア工業団地及び上野工業団地と調整池より先の排水路となる普通河川の緊急自然災害防止対策事業に係るもので、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、予算の総額を128億5,989万9,000円とするとともに、地方債を補正するものであります。

議案の審議に際し、企画総務部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。以上であります。

追加日程第2 議案第63号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第4号）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第2 議案第63号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第63号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、予算の総額を128億5,989万9,000円とするものであります。

補正予算書の5ページをお開きください。

初めに、地方債の補正であります。

変更の普通河川維持管理事業は、緊急自然災害防止対策事業を増額することに伴い、限度額の変更をするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページをお願いします。

23款1項5目土木債を5,000万円増額しますのは、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、普通河川維持管理事業債を増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページをお願いします。

7款3項1目河川費、説明欄(2)普通河川維持管理事業費を5,000万円増額しますのは、新産業集積エリア工業団地及び上野工業団地の調整池から先の流末排水路となる、普通河川石沢排水路及び無名沢排水路の緊急自然災害防止対策事業における測量設計委託費であります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発議第3号 小山町議会基本条例の一部を改正する条例

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第3 発議第3号 小山町議会基本条例の一部を改正する条例を議題とします。提出者の説明を求めます。10番 米山千晴君。

○10番(米山千晴君) ただいま議題となりました発議第3号 小山町議会基本条例の一部を改正する条例について、提出者を代表しまして説明を申し上げます。

今回、提案しております条例は、小山町議会議員の政治倫理の向上及び確立に努めることを目的とし、議員における権限または地位の不正な行使を防止するよう必要な事項等を定めるため、小山町議会基本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、資料の新旧対照表2ページを御覧ください。

まず、議員の責務について定めている第5条に、第2項として、議員における政治倫理に関する理念を新たに追加し、第7条以降を繰り下げ、新たに第7条として、議員が遵守すべき政治倫理基準を追加するものであります。

なお、この条例の施行日は、令和4年7月1日としております。

提出者、米山千晴。賛成者、室伏 勉、室伏辰彦、小林千江子、佐藤省三、岩田治和、池谷弘、高畑博行、渡辺悦郎、菌田豊造、池谷洋子、鈴木 豊。

よろしく御審議のほど、承認を承りたくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 提出者の説明は終わりました。

お諮りします。本案は、提出者並びに賛成者が議員全員です。また、議会改革調査特別委員会及び議員懇談会において、審議、了承を得ておりますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、本発議は質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

米山千晴君提出の発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和4年第3回小山町議会6月定例会を閉会といたします。

午前11時40分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 室 伏 勉

署 名 議 員 室 伏 辰 彦